

「地域整備方針」（素案）パブリックコメント実施結果

1. 実施概要

- ・ 期間：平成26年11月12日（水）～平成26年12月3日（水）
- ・ 媒体：区のおしらせ特集号（11月12日）、ホームページ
- ・ 受付状況：293人（意見数 541件）
- ・ 説明会開催（全6回 参加者166名）
- ・ 内訳

区分	人数
はがき	181
ファクシミリ	4
ホームページ	10
封書・持参	8
説明会意見・意見書	85
電話	5
合計	293

2. 項目別意見数

区分	意見数					合計
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
序 章 はじめに						18
地域の概況と街づくりの主な課題	0	0	4	2	0	6
地域の目標、骨格と土地利用の方針	1	2	2	4	0	9
地域のテーマ別の方針	28	22	50	44	35	179
地域のアクションエリアの方針	5	12	22	13	7	59
終 章 区民主体の街づくりを進めるために						10
地域整備方針全体に関すること						32
地域整備方針の進め方について						13
第一部 都市整備の基本方針について						166
都市整備方針に関すること以外						49
					合計	541

都市整備方針 第二部 「地域整備方針」(素案)パブリックコメントにおける意見と区の考え方

番号	該当する章など	該当する項目	意見(原文)	区の考え方
1	序章	位置づけ	この激動激変の時代、5年ごとの見直しが必要と思います。	改定の考え方は、序章 「地域整備方針の位置づけ」(3)「計画期間と次回の改定について」に記載のとおり、社会情勢の変化や改定から概ね10年を経過した時点の進捗状況を評価した上、必要に応じて改定することとしております。見直し予定の10年を経過していなくても、社会情勢の変化などから、見直しが必要となった場合には、方針の見直しを行ってまいります。
2	序章	位置づけ	地域整備方針の概要に対し時代の変化の激しい社会で20年間の長期的視野に立った計画は賛成なるも、途中で対応も考えて欲しい。	
3	序章	位置づけ	地域区分が総合支所単位は、行政側の管理単位として一定の理解はするが、街はかかる人工的行政区分とは関係無く、連続性があるので、行政の都合で分断すること無きようにシームレスな施策を切望します。	
4	序章	位置づけ	街づくりは行政の線で囲われた地域範囲ではない。	
5	序章	位置づけ	地域区分にこだわらず全区にわたる計画も組み入れるべき。	複数の総合支所の区域にまたがる地区においては、各総合支所が連携し、街づくりを進めます
6	序章	位置づけ	2. 美しい文言から列しているが、それらの実行性について明確にしてほしい。つまり、方針だけでなく、実施計画を作成するべき。分野別では不十分である。総合図(実施)が必要である。	平成26年3月に、区全体としての将来像や各地域に共通する都市づくりの基本方針として、世田谷区都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」を改定しました。全区に渡る方針については、この「都市整備の基本方針」に記載しており、第二部「地域整備方針」においては、各地域の特性を踏まえた身近な街づくりの方針を示しております。
7	序章	位置づけ	美しい言葉が並んでいるが、実効性はどうなのか。方針、計画、最後に実施計画が必要だ。時系列を定めないと実行されない。	施策・事業の実施については、世田谷区実施計画や都市整備方針を踏まえた分野別の整備方針・計画などに基づき、着実に実施してまいります。
8	序章	位置づけ	アクションエリアの設定は良いと思いますが、挙げられているアクションプランについて優先順位を付けたら、行政としての意思が判り易くなると思います。(可能ならば、優先度+スケジュールまで示せればベスト)	
9	序章	位置づけ	都市整備方針は20年間にわたる長期計画であり、このうち10年間をどうしていくかが重要となり、そこでは地域住民の話を聞きながら個別に街づくりを進めていくことになる。そうしたなかで、見直しを行う際には、当然区の担当者は変わっており、この方針が受け取り側によってどうにでも変化していくことになる。約束できることがあればそれは何か。2~3年ごとに見直しをしていくのかどうか。	改定の考え方は、序章 「地域整備方針の位置づけ」(3)「計画期間と次回の改定について」に記載のとおり、社会情勢の変化や改定から概ね10年を経過した時点の進捗状況を評価した上、必要に応じて改定することとしております。見直し予定の10年を経過していなくても、社会情勢の変化などから、見直しが必要となった場合には、方針の見直しを行ってまいります。また、アクションエリアについては、個々の話し合いの中で、具体の街づくりを進めていくこととなります。

10	序章	位置づけ	この計画をどう実現するか、そのことが大切。法は最低の基準、この基準では水とみどりはなくなってしまう。新しい家が建つ度にみどりは失われている。	区では、民有地の緑化及び樹木の保全のため、「みどりの基本条例」を改正し、平成26年4月から「みどりの計画書」の届出対象を拡大し強化しました。今後も、本制度を適切に運用するための指導・要請を行ってまいります。また、規制・要請だけでなく、助成制度としては、シンボルツリー植栽助成、生垣緑化、屋上・壁面緑化、花壇造成、事業用駐車場緑化をご案内しています。今後とも、緑化制度を積極的にPRし、様々な機会を捉えて周知に努めてまいります。
11	序章	目的と役割	いっぺんにいろいろな事は出来ない。優先順位を決めることが重要。 家を作るのに、こわれない 雨もれしない 花でもかざろう となる。	序章「地域整備方針の目的と役割など」の(5)「4.アクションエリアの方針」に記載のとおり、「アクションエリア」は、地域のまちの姿を実現するため、今後、概ね10年間にわたり街づくりを優先的に進める地区とし、「アクションエリア」ごとにその整備方針を示します。 また、第一部「都市整備の基本方針」の第4章「総合的な街づくり行政の推進」、(3)「様々な領域との連携を図る」に記載のとおり、領域を超えてソフトとハードの一体化の視点から、横断的・総合的施策に取り組んでまいります。 なお、施策・事業の実施については、世田谷区実施計画や都市整備方針を踏まえた分野別の整備方針・計画などに基づき、着実に実施してまいります。
12	序章	目的と役割	3月から会合に出席している。ハコモノよりもソフトに移行すべきではないか、静かな住環境を維持して欲しいというのが基本にある。地域ごとの特徴を活かした、優先順位の組み立て方をどう考えるか。パブコメ意見や、区議会意見もあるし、現時点でどのように考えているのか知りたい。区内の連携・調整を取りながらやる必要があると思う。	
13	序章	目的と役割	1.都市整備方針のまとめかたとして、各支所がマトリックス的に同じような文言をら列するのではなく区として共通事項を明確にしてその他について支所ごとに共通事項以外の特殊(地域の)事項をまとめると分かりやすい。街づくりは他の支所とつながっており、便宜上の区分である支所別にとらえるのは合目的でない。	平成26年3月に、区全体としての将来像や各地域に共通する都市づくりの基本方針として、世田谷区都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」を改定しました。全区に渡る方針については、この「都市整備の基本方針」に記載しており、第二部「地域整備方針」においては、各地域の特性を踏まえた身近な街づくりの方針を示しております。
14	序章	目的と役割	都市整備方針が、5地域別に区分整理され各地区のデータが明確にされていたと感じました。ただ一部参加者の意見にもあったように記載の方法はもっと工夫があってもよかったです。例えば、共通する「街づくりの課題」をまずまとめて整理して記載し、その上で5地域についてそれぞれ課題に独自に取り上げるべき点を記載する。その上で、最後に世田谷区全体街の姿を「まとめ」として記載するといったような手法があったのではないかと。同じようなお題目が何回も出てきており、ただそれに個々の地域の地名を散りばめられているだけでは世田谷区をどういう姿にするのか世田谷区の「街のかたち」が見えてこない。	
15	序章	目的と役割	アクションエリアの主体は誰なのか。まちづくりセンターか、区役所の出先かわかりにくい。 広域生活・文化拠点などの意味が分からないので、言葉の説明を加えて欲しい。	序章「地域整備方針の目的と役割など」の(5)「4.アクションエリアの方針」に記載のとおり、アクションエリアについては、区民・事業者・区が協働し、街づくりを進めてまいります。また、区の担当窓口は、総合支所の街づくり課となります。 広域生活・文化拠点の説明は、第一部「都市整備の基本方針」において、記載しております。また、第二部で使用している用語で解説が必要となるものについては、資料編に用語解説を加えます。
16	序章	目的と役割	プリミティブな質問であるが、アクションエリアから外れた場所は、抱えている課題についてどう取り組んでいくのか。	序章「地域整備方針の目的と役割など」の(4)「3.地域のテーマ別方針」、(5)「4.アクションエリアの方針」に記載のとおり、アクションエリア以外の地区については、第一部都市整備の基本方針並びに地域のテーマ別方針に基づき、街づくりを進めます。また、区民の街づくりの気運の高まりや、大規模な土地利用転換等を契機とする街づくりの気運の醸成などに応じて、新たに街づくりの検討を行ってまいります。

17	序章	目的と役割	<p>全ての地域においての目標と方針がほぼ同じであり、あたりさわりのない内容が書かれています。又、エリア別にアクションエリアだけを示されても何が具体的にやられるのかわかりません。それなら、目標と方針は区でひとつに統一して書かれて、地域別には具体的にやる予定の内容を書かなければ、賛成も反対もありません(反対意見が出ない様にするやり方が見え見えです。)</p> <p>北沢地域で言うなら、北沢警察署前の道路を甲州街道に貫く通りの計画は、関係する家にしか知らされていません。20年前の計画を見習すのなら、この50年前の計画を見直し地域全体に問われてはいかがでしょうか。</p> <p>うまくたちまわる政治はやめてください。</p>	<p>各地域の目標につきましては、世田谷区基本計画(地域計画)の都市整備領域に関する内容等を踏まえ、各地域の街づくりの主な課題などに基づき設定しております。また、テーマ別の方針やアクションエリアの方針につきましても、地域や地区の特性を踏まえた上で、お示ししたものです。</p> <p>区では、平成26年3月に「世田谷道づくりプラン」を策定し、世田谷区全体の計画道路の優先整備路線など道路整備の取り組みを示しております。</p> <p>この中で、ご意見にある都市計画道路補助第154号線の事業未着手の区間(松原二丁目～松原五丁目)については、計画期間内に事業化を目指す優先整備路線として公表しております。</p>
18	序章	目的と役割	<p>今回の素案は、町ごとの独自性とか特徴とかいう観点からは、いささか物足りなさを感じます。町にはそれぞれの文化や歴史があり、それらが融合して、その町の特徴を形成しています。また、そのことがコミュニティ形成の礎のひとつになるかと、私は思います。この整備案には小田急線の各駅周辺地区がアクション・エリアとして取り上げられています。駅は町の主要な集客地ですから、駅周辺を交通結節点としての役割に止めず、コミュニティの基地としての将来的あり方について、住民が納得できるような手法で検討が進められるよう、将来計画として取り上げていただくことを、要望します。</p>	<p>第二部「地域整備方針」(素案)の本文に記載のとおり、各地域の方針の冒頭において、地域の概況と街づくりの主な課題を整理した上で、地域の目標や方針をお示ししております。</p> <p>小田急線の各駅周辺地区などの生活拠点につきましては、第一部「都市整備の基本方針」に記載したとおり、賑わいのある拠点創出のため、生活拠点ごとに特徴ある街づくりを進めてまいります。なお、各駅の周辺地区の街づくりについては、第二部の各地域のアクションエリアの方針に基づき進めてまいります。</p>
19	第1章	土地利用	<p>若林地区の一部は低層住宅地区の位置づけとなっているが、高層にすることはできないということか。</p>	<p>序章「地域整備方針の目的と役割など」(3)「地域の土地利用の方針」にお示ししたとおり、低層住宅地区は、主として3階以下の戸建て住宅や集合住宅が広がる地区ですが、個々の建築物につきましては、都市計画として定められた用途地域や容積率、その他建築基準法等に基づいて、建築されることとなります。</p>
20	第1章	テーマ	<p>太子堂地区に住んでおります。長い間主人と共に町づくりの会にも出席しておりましたが、机の上の意見ばかり。なかなか実現には移っていかないものだと実感いたしました。せっかく、セッバックした道なのに花を植えたり、物を置いたり、たしかにチェックするのは中々むずかしい事だとは思いますが、この昔の農道をそのまま道にしたような狭い所を、区の子車社会の現在、(4)の考え方もどうやって実現していくのか。法律と現実の間になんか中々むずかしい事も多いと思いますが、もう少し、区としてせめて消防車が入るくらいの道をその地域の中に通すことを考えて、今後の起こるであろう災害に備えて町を積極的に作って行ってほしいと思っています。</p> <p>区はどんな力があるのですか。たしかに自分の家は大切ですが、何かあったら、町が区がダメになってしまうのではないのでしょうか。次の世代のためにも速急に考えを実行してほしいと願っております。</p>	<p>第一部「都市整備の基本方針」第3章テーマ別方針(1)及び第二部「地域整備方針」(素案)の第1章世田谷地域の1-(1)に記載のとおり地先道路の整備、狭あい道路の解消、ブロック塀などの安全対策等により地区の防災性の向上のため取り組んでまいります。</p>
21	第1章	テーマ	<p>道路の拡幅計画について、数か月前の新聞掲載記事によれば「防災対策は地域住民が道路を挟んで向かい側の住民同士のコミュニティで共助してきたのに、拡幅された道路によってコミュニティが分断されては共助作用というソフト面が機能しなくなる」という意見が出ていました(これは品川区大崎～広町周辺地域のことですが)。道路の拡幅によって住宅の接近距離が分離すれば延焼被害は縮小できると思いますが、南北方向に幅員の広い道路を作ると、空気が乾いて風の強い日(特にこれからのシーズン)は南北の道路を吹き抜ける風速によって、かえって火の気が煽られて消火作業が難航し危険が増すのでは、という疑問を私は思いました。道路を作るにあたって、強風時の火の手の危険性などは一度研究機関などで科学的実験をした方がよいのでは、と思います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の区の街づくり行政の参考とさせていただきます。</p> <p>延焼を遮断する機能の考え方は、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、東京消防庁の調査を基に延焼遮断帯として機能するために必要な幅員と沿道の不燃化率が定められております。</p>

22	第1章	テーマ	道の幅は防災にはなりません。我が家の前は3.11では渋滞で何時間もガソリンのある車が止まってしまい危険でした。	都市における道路は、延焼遮断帯、緊急物資輸送路、消防活動のためのスペース、避難路など、災害発生から復旧復興に至るあらゆる場面で多様な役割を担う大変重要な施設です。区では、災害に対するハード面での対策として、道路整備は必要と考えており、首都直下地震などに備えるため、防災性向上に寄与する道づくりを重点的に進めてまいります。
23	第1章	テーマ	20年ほど前に引っ越してきました。家の前の道は、向かいの家が新しくセットバックして建てば4m道路になるような状況でした。消防車は入って来れず、救急車も曲がれないので近くに止めてストレッチャーだけで来ることが多いです。しかし、向かいの家も近所も土台のみを残したりリフォームという形で改築しているので、結局は道は広がりません。それが許される法なので、地域整備などというのは机上の空論ではないですか。	建築基準法第42条第2項道路など幅4m未満の道路のセットバック部分の土地の道路状整備については、区独自の条例に基づき、建替え時に事前協議を行い、建築主、土地所有者の承諾を得て進めております。
24	第1章	テーマ	防災の観点から電線の地中化を推進してください。	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があり、第一部「都市整備の基本方針」及び世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画等に基づき、順次、電線の地中化を推進しております。
25	第1章	テーマ	・電信柱等の地下化を考えてください。	
26	第1章	テーマ	世田谷地域には防災上課題のある木造住宅密集地域や消防水利が不足している地区があるので、消防水利の設置について記載すべき。	第1章世田谷地域の1- . テーマ別方針(1)テーマにおける「防災生活圏内の安全性を向上させる」に、消防水利の整備について記載しました。
27	第1章	テーマ	みどり33の目標に向かって具体的な「案」を作ってください。	区では「世田谷みどり33」を目指すため、「世田谷区みどりとみずの行動計画(第3期)<平成26年度～平成29年度>」に基づき、取り組みを進めています。公園緑地の整備・拡張、道路の緑化、学校等公共施設の緑化など公有地の取り組みとともに、世田谷区のみどりの大半を占める民有地においては、区民・事業者の皆さんと協働し、国分寺崖線等樹林地の保全、保存樹林、保存樹の管理支援、農地の保全、「みどりの計画書」制度や生垣・屋上緑化等緑化助成制度による緑化の推進等により、取り組みを進めてまいります。
28	第1章	テーマ	みどりが減らないよう、1棟が建つときに必ず1本シンボルツリーを植えてほしい(土地があれば雨水が浸み込む)。	いただいたご意見は今後の区の街づくり行政の参考とさせていただきます。なお、みどり政策課では、シンボルツリー等助成制度を設けており、一定の条件により経費造成費の一部を助成しております。
29	第1章	テーマ	今年の3月に小平市から引っ越してきた者です。246を世田谷通りと環状7号線に囲まれ、朝から晩まで車(首都高)の音と排気ガスの中において、あまりの環境の違いに今だに慣れません。世田谷地域は他に比べて緑が少ないと感じます。住宅や商業施設が大きい区域だからとも思いますが、自然環境を残すことと合わせて、より積極的にきれいな空気、きれいな水、きれいな街づくりに取り組んで頂きたいです。	第一部「都市整備の基本方針」第3章テーマ別方針の(1)(2)及び第二部「地域整備方針」(素案)の第1章世田谷地域1- (2)に記載のとおり、みどりやみずを守り育て、公害のない環境をつくることなどにより、「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」ことを目指します。また、区では「世田谷みどり33」を掲げ、みどり率33%を実現するため、「世田谷区みどりとみずの基本計画」に基づき取り組みを進めてまいります。

30	第1章	テーマ	住宅にはトイレ、倉庫、階段などの(台所)用途にあわせた方位の配置というものがある。それを無視した住宅が多くあり、また、前面道路幅にそぐわない無理に車を押し込んでしまったような住宅や、倒れる恐れのある高い塀、道を狭くする塀。無理につくったような住宅や道路がある。これらを安全安心して生活を営むことができるようにしてほしい。	第一部「都市整備の基本方針」第3章テーマ別方針及び第二部「地域整備方針」(素案)の第1章世田谷地域1 - テーマ別方針「安全で災害に強いまちをつくる」に記載のとおり、建築物の耐震化、地先道路や狭あい道路の整備、ブロック塀の安全対策等を進めてまいります。
31	第1章	テーマ	老人が近所を出歩く時に利用できるベンチ等の設置を望む。立派なものではなくてよいので、ライフ裏の遊歩道、ユリノキ通りなどに設置して欲しい。また、すずらん通りや農大通り等の商店街にも買い物の際に少し休めるベンチ状のものを設置して欲しい。	第一部「都市整備の基本方針」(5)「健康に暮らし続ける」に記載したとおり、高齢者や障害者が外出しやすいまちにするため、まちなかに休憩できるベンチ等の設置を進めてまいります。
32	第1章	テーマ	私自身もそうですが全体に年齢が高くなっています。駅周辺にもっとベンチを増やしてください。スーパーにもベンチを増やす等協力を要請してください。一寸した場所を利用できるように考えてください。	
33	第1章	テーマ	世田谷地域のみどり率は16.7%であり、5地域で最も低いが、挽回することを明確に示されていない。大規模な土地利用転換などの際は木を切らず残して欲しい。みどり33をもっと具体的に進める方策が必要だ。	「世田谷みどり33」を目指すため、区では、平成26年3月に「世田谷区みどりのみずの行動計画(第3期)<平成26年度～平成29年度>」を策定しました。本計画では、公園緑地の整備・拡張、道路の緑化、学校等公共施設の緑化の取り組みのほかに、世田谷区のみどりの大半を占める民有地のみどりの減少が大きいと、国分寺崖線等樹林地の保全、保存樹林、保存樹の管理支援、農地の保全、「みどりの計画書」制度や生垣・屋上緑化等緑化助成制度による緑化の推進等により、区民・事業者の皆さんと協働して取り組む内容となっています。建築行為等にとともなう既存樹木の保全につきましては、土地所有者に、一定基準以上(幹周り80cm以上又は高さ10m以上)の樹木において、既存の位置で残せない場合は、「樹木の移植助成制度」を紹介し、移植を検討していただくとともに、「みどりの計画書」において、樹木本数基準の本数の優遇を受けられることをお知らせして、できる限り樹木の保全を図っていただけるように要望をしております。今後とも、ご理解ご協力が得られるよう努めてまいります。
34	第1章	テーマ	世田谷地域の緑化率が16%と低いので33%にはほど遠いようです。それで、マンションを建てるときには、よその地域より緑化率を増とか、公共施設(小学校、中学校、公園、道路)などの緑化を高める必要があると思います。それには、条例を変えることもあるのではないのでしょうか。緑化は大気汚染の緩和、温暖化をさげること、防火壁、心のやすらぎにもなります。環七、(246)玉川通り、高速3号線と、この地域は大気汚染が高い地域です。住民参加での条例改定を、素案づくりから、住民参加でやってほしかったです。	第一部「都市整備の基本方針」第3章「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」(1)「みどりのみずを保全し、再生・創出する」、及び第二部「地域整備方針」(素案)の第1章1 - 世田谷地域のテーマ別の方針(2)【地区特性に応じたみどり豊かな住宅地を形成する】に記載のとおり、民間住宅・公共施設とも建築に際してみどりを保全創出するため、緑化地域制度の活用や条例による緑化指導などを進めています。なお、建築行為に伴う緑化の指導を平成26年4月より150㎡以上の敷地を対象に拡大するなど更なる緑化指導に努めています。
35	第1章	テーマ	樹木の保存を一層進めて欲しい。	第一部第3章(1)「みどりを守り育てる」及び第二部第1章(2)テーマ【みどりのみずを守り育てる】に記載のとおり、公共公益施設や民有地のみどりの保全・創出を進めるとともに、分野別方針に基づき推進しています。
36	第1章	テーマ	新しく道路を作るなら、木々を増やしてもらう様に、大気汚染、目にやさしい、防火にも役立つと思います。	第一部「都市整備の基本方針」第3章(2)「公害のない環境をつくる」に記載のとおり、沿道の大気環境改善効果の高い植栽を進めてまいります。

37	第1章	テーマ	11/12発行地域整備方針案考え抜かれていますが、一番肝心な繁昌(難しい)策が検討されていません。買う人(利用者)が商店を信用しないためです。世田谷区発展のため本格的に売上増進策を執られることを希望します。	世田谷区産業振興計画に基づき、地域の特性や資源を活用した地域のにぎわいの核となる商店街づくりや、地域住民の生活を支えるための安全・安心への対応やコミュニティの拠点づくりを推進する商店街を支援してまいります。
38	第1章	テーマ	3.これ以上魅力を高めてほしくない。いまで十分。	今ある良好な住環境や自然資源もそのまちの魅力のひとつと捉え大切にしていまいります。
39	第1章	テーマ	角敷地に行われている「隅切り」ですが、隅切りが行われているのに植木鉢等のものが置かれていて使用できないことが散見されます。車両の安全通行のためにも徹底していただきたい。	東京都建築安全条例第2条に基づく角敷地の隅切り部分は敷地面積から除く必要はありません(整備後に道路法上の道路となった場合は除く。)が、交通安全上の観点から見通しが悪い場合は個別に対応してまいります。
40	第1章	テーマ	世田谷地域のテーマ別方針(テーマ)に「誰もが安全、快適に利用できる交通基盤とする」とございます。その具体案ですが、小学生の通学路で歩道と車道の段差もなく非常に危険を感じております。幼児や小学生の母として、是非、通学路の危険性を再チェックしていただきまして、できる限りガードレールの設置等の改善策を早期に実施していただけたらと思います。ご検討のほどよろしくお願いたします。	世田谷区では、平成24年・26年に区立小学校にて通学路の合同点検を実施し、道路管理者・警察と連携して、通学路の安全対策に取り組んでおります。今後も道路状況に応じて、ガードレールの設置などの安全対策に取り組んでまいります。
41	第1章	テーマ	自転車優先道路の整備(東西と南北夫々2ルートづつ位)を目標としては、自転車優先とは“世田谷区自転車優先”の表示と自動車スピードを出せぬよう路面に凸凹をつけるだけで良い。完全に連結せず、切れ切れで良い。	区では、主に既存の道路空間を活用した自転車走行環境整備を行っています。今後も道路状況に応じ、自転車専用レーンを含む、自転車走行環境整備に努めてまいります。
42	第1章	テーマ	ここまで放置してしまったので、短期的には整備不可能。50年100年後を目標としたマスタープラン。必要な資金の手当。実行を可能とする法律整備、立法。国、都との連繋、調整。世田谷を一度更地にして再開発するのも、急がば回れ。とりあえず活性化案： 下北沢ー三軒茶屋間のシャトルバス(無料か100円ぐらい)。相乗効果。南北交通不便。土地の有効活用(税増収) = 人口減対策(税増収)。区境活性化。	世田谷区都市整備方針、世田谷区実施計画並びに都市整備方針を踏まえた分野別の整備方針・計画などに基づき、また、国・東京都関係機関との連携を一層強化し、着実に都市づくり・街づくりを実施してまいります。
43	第1章	テーマ	新しく道路を作るなら、せめて、歩道、自転車を区別してください。【図あり】	第一部「都市整備の基本方針」第三章 (2) 自転車走行環境を確保し、ネットワークを形成するに記載のとおり、安全で快適な自転車走行環境とするため、道路新設等の際、車道において、自転車走行環境の整備をしています。
44	第1章	テーマ	先日、環境区民意見会に出席した時に、保坂区長が自転車専用道路の話をしてられました。私も大、大賛成です。エネルギーが少なくてすむ 第一に地球にいい大、大賛成その反面問題がいくつかあります。 一、保ケンの問題。自転車にのる人は全員保ケンに入ってもらえたい。事故がおきた時の事。世田谷区住民は必ず保ケンに入る義務 二、子供を三人ものせて保育園、ようちえんに向かうおかあさんをよく見る 大変ケン。 三、自転車のスタンド若い人に多い 片方だけのスタンド、これもケン 駐輪場のオジサンにきくと大変ケンだそうです。特に風がふいている時は、自転車がバタバタとたおれるそうです。私の素人考えですけどぜひ自転車専用道路を。	第一部第3章 (2) 「自転車走行環境を確保し、ネットワークを形成する」に記載のとおり、安全で快適な自転車走行環境のネットワーク形成を図るとともに、世田谷区民自転車利用憲章等に基づき自転車利用者のルール・マナー向上に努めます。

45	第1章	テーマ	弦巻通りのドン詰まりを解消してほしい。補助215号線との通り抜けを完成させるか、判りやすい表示を実施してほしい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
46	第1章	テーマ	・三軒茶屋のリサイクル自転車置き場を駐輪場に。放置自転車対策として。	三軒茶屋中央レンタサイクルポートについては、他のサイクルポートと比べても比較的稼働率は高く、現在のところ、同レンタサイクルポートを自転車駐輪場とする予定はございません。
47	第1章	テーマ	・バス通りの拡充。目黒駅から三軒茶屋行のバス通りの一部(下馬団地付近)	いただいたご意見は、今後の街づくりの参考とさせていただきます。
48	第1章	エリア	三軒茶屋駅周辺の再開発はどのようにになっているのか。	現在、三軒茶屋二丁目においては、地区の方々为中心となり、再開発に向けた準備組合の活動を行っています。区は、地区の防災性向上と更なる活性化に向けた街づくり活動を支援してまいります。
49	第1章	エリア	ボロ市通りは以前、風景を統一するようなことが新聞に掲載されていたが、中止になったのか。	ボロ市通り周辺の店舗のファサード改修等は、地元の世田谷駅前商店街振興組合とボロ市通り桜栄会商店会が、平成24年度に東京都及び世田谷区の補助金を活用して、「ボロ市・代官屋敷界隈商店街活性化まちづくりプロジェクト」の一環として実施したものです。なお、平成25年度以降は実施されておりません。
50	第1章	エリア	弦巻通り周辺は、アクションエリアの位置づけがないが、何もやらないで良いという意味か。	序章「地域整備方針の目的と役割など」(4)「3.地域のテーマ別方針」、(5)「4.アクションエリアの方針」に記載のとおり、アクションエリア以外の地区については、第一部都市整備の基本方針並びに地域のテーマ別方針に基づき、街づくりを進めます。また、区民の街づくりの気運の高まりや、大規模な土地利用転換等を契機とする街づくりの気運の醸成などに応じて、新たに街づくりの検討を行ってまいります。
51	第1章	エリア	駒沢大学駅西口はどして何の開発計画も立てられていないのでしょうか。あの周辺は空地(PK)と2階屋ばかりで明らかに再開発を待っていると思われ。普通は駅前ですから、商業施設かマンションの開発が行われてしかるべき立地です。かなり大きな再開発用地と思われ。用賀ビジネススクエアのような開発をオリンピックまでに、是非区施行でやっていただきたくお願いします。上は東急のマンションにすれば高く売れると思います。地下2階位に駐輪場を入れてはどうでしょうか。よろしくご検討のほどお願いいたします。(駒沢公園は前回のオリンピックのレガシーで多くの人がある。その玄関の駅は大切です)	第二部序章(5)及びP25第1章アクションエリア下部に記載のとおり、アクションエリア以外の地区についても街づくりの気運の高まりなどに応じて新たに街づくりの検討を行ってまいります。いただきましたご意見は街づくり行政の参考とさせていただきます。
52	第1章	エリア	・下馬都営アパートの街づくりのコンセプトを。都に確認して欲しい。	都営下馬アパートの建替えの方針については「良好な住環境を維持しながら老朽化した都営住宅の建替えを進めていきます」と東京都より聞いております。

53	第2章	土地利用	北沢五丁目31番地は、第一種中高層住居専用地域であるが、15階の建物がたつという話をきいたことがある。この方針では高さについて示されていないため、変わらないということか。	「北沢五丁目31番」は、第一部「都市整備の基本方針」の第2章「土地利用構想」、(1)「土地利用ごとの方針」に記載のとおり、「住宅ゾーン」として、市街地の住環境を保全するため、高さや敷地規模に関する新たな規制の導入をめざします。また、2- - 「地域の骨格と土地利用の方針」の(2)「地域の土地利用の方針」に記載のとおり、「住宅地区」として、地域特性に応じた住環境の保全や改善、住宅相互の調和が図られ、生活利便施設などが適切に配置された住環境を誘導します。
54	第2章	土地利用	第2章 北沢地域 2- . 北沢地域の目標、骨格と土地利用の方針 (2)「地域の土地利用の方針」について 現行の方針で「近隣商店街街並み改善地区」とされている、明大前駅の南側、その他いくつかの地区が、素案の方針図では「駅周辺商業地区」に色分けされている。これらの場所はいずれも、「都市整備の基本方針」では「地域生活拠点」の位置づけであり、矛盾しているのではないか。特に明大前の場合、「地域生活拠点」は明大前駅周辺のみを守備範囲としている上に、地区街づくり計画の原案では、現行の住宅地や近隣商店街をそのまま維持する方針とされている。明大前駅の南側は、商業地区への誘導や用途地域変更はこれらの上位計画や住民ニーズと反しており、必要ない。	「明大前駅周辺地区」は、第一部「都市整備の基本方針」の第2章「都市づくりの骨格プラン」、(1)「生活拠点」に記載のとおり、「地域生活拠点」として、商業・行政サービス等が集積し、地域の「核」となる区民の身近な交流の場と位置づけています。明大前駅の南側は、駅前広場が都市計画決定され、事業認可を受けており、2- 「北沢地域の目標、骨格と土地利用の方針」の「地域の骨格と土地利用の方針」、(2)「地域の土地利用の方針」に記載のとおり、「駅周辺商業地区」として、区民の日常生活に関わる商業・行政サービス等が集積し、区民の身近な交流の場となるよう土地利用を誘導します。
55	第2章	テーマ	まず安全な街を 防災・危ない古家をなくす。・消防活動がしっかりできるようにする。	第2章北沢地域の2- . テーマ別方針(1)テーマ「安全で災害に強いまちをつくる」に基づき、防災生活圏内の安全性を向上させます。
56	第2章	テーマ	36ページの方針図には、明大の校舎、駒場東大・公園がきちんと示されておらず、軽視されている。すべてを示すべきである。	ご意見を踏まえ、第2章北沢地域の2- . テーマ別方針のテーマ別方針図には、世田谷区民が避難することとなる区外の広域避難場所についても記載いたしました。
57	第2章	テーマ	3. 電線を地下に埋めて欲しい。	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があり、第一部「都市整備の基本方針」及び世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画等に基づき、順次、電線の地中化を推進しております。
58	第2章	テーマ	4. 明るい街路燈を増設して欲しい。	世田谷区街路灯設置基準に則り、整備してまいります。
59	第2章	テーマ	柵等はコンクリ、鉄柵をやめ、出来るだけ植栽で。自然災害多い。特に水、トイレ、災害弱者考計画を。	2- . テーマ別の方針のテーマ「安全で災害に強いまちをつくる」に記載のとおり、防災生活圏内の安全性を向上させるため、ブロック塀の改善などを進めます。テーマ別の方針のテーマ「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」に記載のとおり、みどりを守り育てるため、道路や住宅地などにおいて連続した緑化を進めます。その他災害全般については、条例に掲げる自助・共助・公助の考え方に基づき、適切に対応してまいります。
60	第2章	テーマ	1. 歯抜けになった街路樹を整備して欲しい。	街路樹の補植につきましては、周辺環境や交通状況を考慮しながら、適宜実施してまいります。

61	第2章	テーマ	下北沢古着屋をこれ以上増やさない。街が汚くなってきた印象がある。30代40代女性ターゲットのショップを増やしたらいいのでは。	ご意見として承ります。
62	第2章	テーマ	じっくり読むと意味が大変つかみにくい文章であることが、気になっています。 例えば;地域のテーマ別の方針 テーマ 「誰もが～みどりの拠点とする」とありますが、この文章自体が、何かおかしい。そのため何を言っているのかわからないのです。地域のテーマとすると北沢地域全体が「みどりの拠点」ということになりませんが、それでは大きすぎるので、さてどう読んだものかと思えます。これから拠点を作るのか、既存の何かを拠点にするのか、いろいろ考えられます。本当はどういうことでしょうか。そして、「みどりの拠点」とは何でしょう。 こういった曖昧さ、意味が掴みにくいことがあると、何か明らかにできない事情があるのではないかと、気になります。	「みどりの拠点」は、第一部「都市整備の基本方針」の第2章「都市づくりの骨格プラン」、(4)「みどりの拠点および水と緑の風景軸」に記載のとおり、自然環境の骨格的な要素となる拠点を緑の拠点とし、大規模な公園やまとまりのあるみどりを位置づけます。このうち核となるみどりがなく、比較的小さなみどりのまとまりが集積する場合は点在型とします。 なお、第二部「地域整備方針」(素案)の第2章北沢地域の2-「北沢地域の目標、骨格と土地利用の方針」の(1)「地域の骨格プラン」に記載のとおり、北沢地域の「みどりの拠点」は、和田堀給水所、三宿の森緑地一帯、羽根木公園、区役所周辺、桜上水周辺になります。
63	第2章	テーマ	じっくり読むと意味が大変つかみにくい文章であることが、気になっています。 例えばテーマ別の方針 テーマ 「自然資源の魅力を高める」「風景の魅力を高める」 この文章からは、今あるものをより良くしていくことを、意味すると思えます。特に、高めるべき自然資源の魅力とは、何を指しているのか具体的に想像できないのですが、都市計画課の方々はこういった事を頭に描いていらっしゃるのですか。並木や生け垣、川だとして、それを資源と考えると、意味が分からないのです。 テーマ なら 演劇・音楽の発信地として下北沢周辺の魅力を高める 史跡・街並みを保全し、より一層魅力ある文化的風景にしていく この位の具体性も許されないのですかね。 こういった曖昧さ、意味がつかみにくいことがあると、何か明らかにできない事情があるのではないかと、気になります。	第一部「都市整備の基本方針」の第3章「将来目標を実現するためのテーマ別方針」、「地域資源の魅力を高めるまちをつくる」にある(1)「自然資源の魅力を高める」及び(2)「風景の魅力を高める」を踏まえ、第二部「地域整備方針」(素案)の第2章北沢地域の2-「北沢地域のテーマ別方針」を記載しております。また、2-「街づくりの主な課題」の(4)テーマ「地域資源の魅力を高めるまちをつくる」に関する事で、羽根木公園や北沢川緑道、桜上水の農地などの身近な自然資源や豪徳寺などの文化財をはじめとする歴史的資産、瀧坂道などの古道、駅周辺のにぎわいのある界わりなどを、地域資源として活用することが望まれていることについて記載しております。
64	第2章	テーマ	2-「街づくりの主な課題」の(4)テーマ「地域資源の魅力を高めるまちをつくる」において、瀧坂道という名前があげられていることを大いに評価します。2-「地域整備方針」の(4)テーマ「地域資源の魅力を高めるまちをつくる」においても同様に名前をあげて頂くことを希望します。	
65	第2章	テーマ	「素案」には具体的事業内容が明示されておりませんが、事業の中に幹線道路、主要生活道路の電柱は地下に埋設していただきたい。理由は「テーマ別方針」等にも記されていますので省略します。欧米の文化的都市においては、空中にクモの巣を張ったような風景はほとんどありません。区内の街を歩くと、電線を消して風景を想像すると実に美しい街並みになります。経費はかかりますが、最優先で計画的に行ってください(国交省の方式に従って道路管理者の言うとおりに行うと経費がかかりすぎます。工夫してください。)	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があり、第一部「都市整備の基本方針」及び世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画等に基づき、順次、電線の地中化を推進しております。
66	第2章	テーマ	(4)テーマ「地域資源の魅力を高めるまちをつくる」について 閑静な住宅街、多数の学校と学生、活発な市民活動といった、北沢地域の誇るべき地域資源について記載されていない。特に北沢地域は協働型街づくりが進んでおり、それ自体を地域資源として活かせば、イメージがさらにアップするのではと思う。	第一部「都市整備の基本方針」の第4章「街づくりを実現するための方策」、「区民主体の街づくり」に記載のとおり、全区的に区民主体の街づくりを実現するため、区民・事業者・区の協働の街づくりを進めてまいります。

67	第2章	テーマ	世田谷の道路は狭い、曲がりくねっている、昔のまま整備されていないと云われ、走ってみても最悪と感じます。少なくとも建築基準法で確認を取って施工した物件は、公共の強制力を使っても、道路巾を確保するようにしてほしいと思います。法律を無視して権利主張する力に負けないよう頑張ってください。	第2章北沢地域の2- . テーマ別の方針のテーマ「安全で災害に強いまちをつくる」に記載のとおり、防災生活圏内の安全性を向上させるため、狭あい道路の拡幅整備を行ないます。また、消防活動が困難とされる区域では、消防活動や避難を円滑にするための地先道路の整備を進め、行き止まり道路や狭あい道路を解消します。法42条2項道路などの道路後退部分の建築制限については、法律に基づき指導しております。
68	第2章	テーマ	交通・安全なバス停を作り、車でなくても生活できる街。・自転車道の整備。	第一部「都市整備の基本方針」3章「誰もが快適に移動できるまちをつくる」に記載のとおり、公共交通のネットワークを充実させるとともに、公共交通や徒歩・自転車の利用を進めることにより、自動車に依存しない社会への転換を図ります。合わせて、自転車走行環境を確保し、ネットワークを形成します。
69	第2章	テーマ	道がわかりにくい。案内表示もっと欲しい。	第一部「都市整備の基本方針」3章「誰もが快適に移動できるまちをつくる」に記載のとおり、交通環境の質を高めるため、道路や緑道の整備では公共サインを含め、ユニバーサルデザインによる整備を進めます。
70	第2章	テーマ	2. 歩道が自転車優先道路になってしまっている。マナーを徹底指導してほしい。	小・中学生に対する交通安全教室の開催をはじめ、幅広い年齢層への自転車安全利用啓発に引き続き取り組んでまいります。
71	第2章	テーマ	6. 歩道の凸凹を修理してほしい。	歩道の凸凹については、補修や改築の際に、ユニバーサルデザイン整備マニュアルに沿った歩道の整備に努めてまいります。
72	第2章	テーマ	2- . 北沢地域のテーマ別の方針 (1)テーマ 「安全で災害に強いまちをつくる」について 広域避難場所へのアクセスや安全性向上は、世田谷地域・砧地域に記載されているが、北沢地域にも同様の課題があるため記述する必要がある。例えば、明大和泉校舎へのアクセス性(甲州街道を横断)には問題があり、災害時に本当に辿り着けるのか検証する必要がある。	第2章北沢地域の2- 「北沢地域のテーマ別の方針」の(1)テーマ 「安全で災害に強いまちをつくる」に、「広域避難場所等への避難路の安全性を高めるとともに、周辺の建築物の不燃化を進めます。」と記載し、避難時の安全性を向上させてまいります。
73	第2章	テーマ	(5)テーマ 「誰もが快適に移動できるまちをつくる」について 「交通環境の質を高める」に関しては、道路・緑道だけでなく、鉄道を加えるべきである。連続立体交差事業の区間は区が直接関与するため、上位計画に方針が必要である。連続立体交差事業のない区間でも、世田谷線山下駅のような、鉄道事業者や区民との協働による沿線の緑化や景観形成などが可能である。	鉄道については、第一部「都市整備の基本方針」の第2章「都市施設配置構想」、(2)「鉄軌道」に記載のとおり、鉄道は区民生活を支え沿線都市を結び、極めて公共性の高い交通機関であることを踏まえて、開かずの踏切における交通渋滞や踏切事故、地域分断の解消、定時性確保や輸送力増強のため、東京都及び鉄道事業者と連携し連続立体交差事業を進めます。また、第2章北沢地域の2- 「北沢地域のテーマ別の方針」の(4)テーマ 「地域資源の魅力を高めるまちをつくる」に記載のとおり、駅周辺のにぎわいのある界わいなどをまちの風景として、地域の人にも訪れる人にも魅力的な場所となるよう活かし、まちの顔となる風景づくりを進めてまいります。

74	第2章	テーマ	(5)テーマ 「誰もが快適に移動できるまちをつくる」について 鉄道駅舎内のユニバーサルデザインについて、ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)の案には全く記載がなく、「都市整備の基本方針」には総論の記載があるため、「地域の整備方針」には個別駅のユニバーサルデザイン推進の記述をすべきである。北沢地域は乗換駅が4駅もあり、これら乗換駅のユニバーサルデザインは、区全体の公共交通移動円滑化に大きく影響する。	駅舎については、第一部「都市整備の基本方針」の第2章 都市施設配置構想(2)鉄軌道に記載のとおり、駅はユニバーサルデザインによる整備、乗り継ぎ利便性の向上、地域情報サービスの充実などを進めてまいります。
75	第2章	テーマ	京王線は高架してもらいたい。代田橋など交通渋滞で困っている。	京王線では、笹塚駅～仙川駅間において、鉄道を高架構造とする連続立体交差事業が始まっております。一日も早い「開かずの踏切解消」に向けて取り組んでまいります。
76	第2章	テーマ	自転車専用の道路を設けてほしい。ご健闘を祈る。	区では、主に既存の道路空間を活用した自転車走行環境整備を行っています。今後も道路状況に応じ、自転車専用レーンを含む、自転車走行環境整備に努めてまいります。
77	第2章	エリア	明大前駅、駅前広場があるのにタクシー乗り場がないのは不便です。	現在の明大前駅改札前の広場状の空間は、都市計画道路補助154号線の用地を暫定的に広場状に整備し活用しているものです。明大前駅南側では、駅前交通広場をつくる都市計画道路事業を進めています。駅前交通広場は、交通結節機能の向上を目指し、バス、タクシーの乗降場など整備してまいります。
78	第2章	エリア	池ノ上駅周辺に本屋やパン屋を。商店街活性化につながるはず。	ご意見として承ります。
79	第2章	エリア	北沢地域補助154号線について開発計画が度々区より公開されている一方、当素案では沿線整備に全く触れられていないようで、既に確保した事業用地の利用など、方針を明確にしたい。	第2章北沢地域の2 - 「北沢地域のアクションエリアの方針」の2 - 「明大前駅周辺地区」に記載のとおり、都市計画道路の補助154号線や放射23号線の整備にあわせ、沿道の建築物の不燃化や土地利用、周辺の住環境との調和など、沿道の街づくりを検討します。
80	第2章	エリア	北沢地域に暮らしています。近隣は大きな家にひとり住む高齢者が多く、少し離れるとワンルームマンション。この辺りは土地も高く、ファミリー向けマンションや一軒家(安い)少なく、小学校も統廃合の対象になっています。「まち」は、赤ん坊から高齢者までがバランス住めるところが良いと思うし、42年にこの地に住んできて、思うところです。下北沢の再開発(本当は反対!)が6階建て位の建物に、おさえられれば仕方ないかと。	第2章北沢地域の2 - 「北沢地域のアクションエリアの方針」の2 - 「北沢三・四丁目地区」、2 - 「下北沢駅周辺地区」に記載のとおり、地区の特性を踏まえ既に策定された地区計画および地区街づくり計画に基づき街づくりを進めます。なお、区全体の方針としては、第一部「都市整備の基本方針」の第3章「将来目標を実現するためのテーマ別の方針」の「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」に記載のとおり、子育てしやすい住宅、単身者用住宅など多様な住まいづくりを進めます。
81	第2章	エリア	京王線下高井戸駅周辺 京王線高架工事に伴う、下高井戸駅周辺の商店街について。 現在の個人商店の経営者の高齢化や資本金などから、新しく駅前商店を出すことがむずかしくなっています。駅前ロータリー計画もあるようです。下高井戸は甲州街道の宿場でもあり、区がテコ入れをして特色ある商店街を創ることができないか。個人商店の特徴のある店の集まる、人が集まる街を形成できないか提案します。遠くからも行ってみたい商店街、人のにぎわう商店街です。	第2章北沢地域の2 - 「北沢地域のアクションエリアの方針」の2 - 「下高井戸駅周辺地区」に記載のとおり、地域生活拠点として、商業・行政サービス機能等の集積を図り、活気とにぎわいを創出するとともに、良好な住環境保全のため、地区街づくり計画に基づき街づくりを進めます。また、駅周辺の活気ある良好な商業環境の育成と地区の防災性向上のため、地区計画の策定や事業の導入などを検討します。

82	第2章	エリア	北沢地域のアクションエリアの地図を見ても具体的な動きが全く見られないように思います。方針や施策などについては異議はありませんが、計画の具体的な工程が見えないのが残念です。どのエリアのどの道をいつから工事を始めて、いつまでに終了するのか、と云った具体的なスケジュールを提示していただきたいと思います。でないと、絵に描いた餅になってしまいます。	施策・事業の実施については、世田谷区実施計画や都市整備方針を踏まえた分野別の整備方針・計画などに基づき、着実に実施してまいります。
83	第2章	エリア	北沢地域の発言者から地域の特徴、独自性は何かとの指摘があった。北沢地域では5月、7月の意見交換会に延べ100人の区民が出席した。そして意見を「見える化」した。それを見て欲しい。しかし、これが方針になるとほん僅かになる。洪水ハザード地域になっている明大前駅前広場はどうするのか、和田堀り浄水場の公園化で区民が入れるようにすべきだと意見に対することは、何も書いていない。	序章「地域整備方針の目的と役割など」の(5)「4.アクションエリアの方針」に記載のとおり、「アクションエリア」は、地域の街の姿を実現するため、今後、概ね10年間にわたり街づくりを優先的に進める地区とし、アクションエリアごとにその整備方針を示します。また、「アクションエリア」では、地区の特性を踏まえ、地区計画や地区街づくり計画などを策定し、街づくりを進めていきます。
84	第2章	エリア	2- .アクションエリアの方針において、(2- 補助52号線沿道地区)と(2- 豪徳寺駅周辺地区)について、「古道瀧坂道部分にあっては地域に残る歴史を大切にしたい暮らしの風景づくりを進めます」を追加願います。	
85	第2章	エリア	北沢地域、とくに下北沢周辺は緑の空間がなく、防災についても建物が密集しているため対策が必要です。地域住民のコミュニティの視点からも連れいしてできる、管理できる方法として「雨水タンク」の設置。ためて緑に利用、打ち水。ためて洪水対策、防災時の利用など、世田谷区すすめる「世田谷ダム」構想、国の雨水利用推進をすすめるためにも、ぜひ進めてください。	
86	第2章	エリア	松原四丁目付近は、敷地も広く緑豊かなすばらしい住環境の住宅地である。その市街地を縦断する都市計画道路補助128号線について、住環境を守るため、現在の位置ではなく、世田谷線の西側沿い(赤松公園沿い・花壇が続く道)に変更すべきだ。 また、道路計画は、良好な住環境の場所ではなく、若林や環七沿いなど防災上危険な密集市街地を優先すべきだ。	第2章北沢地域の2- .テーマ別の方針のテーマ「安全で災害に強いまちをつくる」に記載のとおり、防災生活圏内の安全性を向上させるため、建築物の不燃化や危険なブロック塀の改善を進めます。また、水害を抑制するため、「雨水タンク」を含む雨水流出抑制施設の設置等の流域対策に取り組んでいきます。
87	第2章	エリア	戦後、和田堀給水ポンプ場は開放されていた。散策を楽しんだ。虫とりもした。いつの頃からか閉館され、年に何回か入場できたが不満だった。この度の和田堀給水場の整備には、是非公園を造ってもらいたい。草地と樹木を。又、渋谷区などの区のスポーツ施設を此処に設置してもらいたい。	第2章北沢地域の2- 「北沢地域のアクションエリアの方針」の2- 「代田橋駅周辺地区」に記載のとおり、和田堀給水所の整備にあわせ、みどりや防災の拠点の形成を図ります。 また、区では「和田堀給水所建替に伴う街づくり誘導指針」を策定しており、給水所は地域における貴重な公共施設であり、安全安心な水の供給機能を確保しつつ、防災や地域コミュニティの視点から、地域の核となる空間としての区民の敷地利用をめざします。
88	第2章	エリア	社会情勢によって、必要なテーマの優先順位が変わってくると思料されるので、必要で優先されるべき順位決定をしながら進めてほしい。 区役所内各課で調整しながらとりまとめて、進めてほしい。	施策・事業の実施については、世田谷区実施計画や都市整備方針を踏まえた分野別の整備方針・計画などに基づき、着実に実施してまいります。 また、第一部「都市整備の基本方針」の第4章「総合的な街づくり行政の推進」、(3)「様々な領域との連携を図る」に記載のとおり、領域を超えてソフトとハードの一体化の視点から、横断的・総合的施策に取り組んでまいります。

89	第3章	概況	玉川地域は耕地整理で農民の血と汗によって整備した住宅地だ。20年くらい前はどの地名にも玉川という冠がついていた程に歴史がある。自分たちのまちは自分たちがお金をだして整備してきたのだ。世田谷区から独立してもいい位の気概のあった地域だ。これらの歴史を認識した上で、住宅地として商業地としてよいまちにしていこうということが重要だ。	玉川地域は早くから都市基盤整備が進められ、現在に至っていることは認識しております。本方針でもそれを踏まえ「地域のまちの姿」と題した将来目標において、先人たちから受け継いだ、みどり豊かで都市基盤の整った街並みの維持・発展を目標の一つに掲げております。
90	第3章	概況	概況の地域の現況等のデータ中の「地域面積が広い」と「多摩川の河川敷も含めて地域面積が広い」とすべき。そうでないと空間的なゆとりについての誤解を与える。砧地域もそうだが、市街化調整区域の面積を明示して、市街化区域だけについての人口密度も示すべき。	表現についてはご指摘を踏まえ、一部修正しました。また、玉川地域・砧地域におきましては、河川敷の一部が市街化調整区域となっておりますが、人口密度の比較において、あえて市街化調整区域を除外することは適切でないと考えております。
91	第3章	概況	(3)間違いまたは誤解を生むので修正が必要な箇所 概況の地域の姿中の「...玉川八景と呼ばれた眺望で江戸時代から風光明媚な景勝地として知られていた国分寺崖線...」について、風光明媚な景勝地として知られていたのは玉川ではないのか。	玉川八景は別名「行善寺八景」とも呼ばれ、江戸時代より国分寺崖線から多摩川を眺望できる風光明媚な場所であったと伝えられています。
92	第3章	主な課題	街づくりの主な課題テーマ 中の「身近に買い物...利便性の低下が課題...」は、低下が課題ではないはず。	ご指摘を踏まえ、表現を修正いたしました。
93	第3章	地域の骨格	(2)真意かどうかあるいは真意が何か不明なので、修正を望む箇所 地域の骨格プランの中の二子玉川駅周辺地区について「また、自然環境と調和し安全で魅力ある...」の自然環境は、何を指しているのか。多摩川が近くにある環境を言っているのか、風環境なども指すのか、不明である。多摩川の自然環境については、テーマ別の方針のテーマ に言及がある。	二子玉川駅周辺地区においては、ご指摘の多摩川をはじめ、国分寺崖線等多くの自然に恵まれております。街づくりを進めるにあたりましては、このような周囲の自然環境と調和した街づくりを進めていく必要があると考えております。
94	第3章	土地利用	新しい街づくりを進めることになると、そのほとんどは、結果として商業地域の周囲にある静かな住宅地の建ぺい率や容積率が高くなり、商業地の拡大につながっているように見える。商業地が無秩序に拡大しない政策をお願いしたい。	今回の地域整備方針におきましても、「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」がテーマとして掲げられておりますが、一方では住宅街の利便性の向上が課題となっております。今後の街づくりにおきましても商業地と周辺住宅地のバランスの取れた街づくりに取り組んでまいります。
95	第3章	テーマ	電線及び電話線等の地下埋設をテーマの中に組み込んで頂きたい。電柱撤去により歩行の安全を図れ、また災害に対して強い街が作れるように思います。	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があり、第一部「都市整備の基本方針」及び世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画等に基づき、順次、電線の地中化を推進しております。
96	第3章	テーマ	電柱の埋設化についての方向性の示唆がないのは、今後20年間の見通しとしては不十分。追加記載が必要と史料。	
97	第3章	テーマ	電線の地中化を真剣に進めるべきだ。	
98	第3章	テーマ	「電柱地中化」を進めてはどうでしょうか。・防災(災害時)のため。・交通安全のため。	

99	第3章	テーマ	電線がきたない。災害対策も含め電線の地中化について区で何か考えがないのか。	
100	第3章	テーマ	テーマ：類焼拡大防止については、建築性能の向上や防災性能の強化など不燃性政策を強化していくことが重要とする。過密な立地の解消、消防活動能力の向上。	安全で災害に強いまちをつくることは重要な課題と認識しています。第3章玉川地域の3- テーマ別方針にも記載していますが、延焼遮断帯の整備や地区の安全性の向上等に取り組んでまいります。
101	第3章	テーマ	安全は大前提ですが、それに加えて調和が重要。	世田谷区基本計画にある「まちの将来像」の実現に向けて、都市整備方針の第一部「都市整備の基本方針」において、5つのテーマに沿って「地域のまちの姿」を設定しています。第二部となる「地域整備方針」に基づき、調和の取れた街づくりを目指してまいります。
102	第3章	テーマ	二子玉川の洪水抑制策として丸子川の改修工事を至急着手してほしい。	安全で災害に強い街づくりを進めるにあたり、洪水対策は玉川地域の重要な課題です。丸子川流域につきましては、下水道整備により時間50mm相当の降雨への対応を東京都下水道局において、順次進めているところです。今後とも洪水を抑制する街づくりに取り組んでまいります。
103	第3章	テーマ	テーマ別の方針のテーマ中の「玉川総合支所が災害対策拠点であることを踏まえ、防災や減災の観点に加え、人や物資の流れを視野に入れた、災害に強い拠点を形成します。」は、文章の整理が必要。「防災や減災を考えるだけでなく、人や物資の流れが円滑になるよう配慮して災害に強い拠点を…」とでもすべき。どの句やどの節がどこに係るのが明快な文章であるべき。「視野に入れて」は、あまりにあいまいである。	ご指摘を踏まえ、必要な箇所につきましては表現を修正いたしました。
104	第3章	テーマ	日頃は地域インフラ整備努力ご苦労様です。下記の件整備条件に折り込んでください。この辺りも土地分割小口販売が横行しており、間取りだけを気にした小住宅像です。せめて外観について、1.地域ごとに色合いを統一して見るに耐える家並み。2.庭にて最低2本の木を植える。	みどりの保全・創出と良好な風景づくりは地域にとって重要な課題と認識しております。建築物の外壁の色彩については「風景づくり計画」において、宅地内の植樹については「みどりとみずの基本計画」において取り組んでおります。今後、地域の街づくり等を進める際にはいただいた意見を参考にさせていただきます。
105	第3章	テーマ	地域整備方針(素案)に直接の関係性はわかりませんが、この機会にご検討いただきたいので以下の意見をお送りします。最近、国分寺崖線からの湧水減少、呑川の水量減少、妙法寺の湧水が枯れているなど地下水の減少による湧き水の減少が顕在化している。一方で、仙川(成城付近より下流)への湧水が多く、水量が多い。確たる証拠があるわけではないが、地形から類推すると、過去に行われた仙川の洪水対策により、地下水の多くが仙川に流れることが、国分寺崖線他の湧水が激減した原因と思われる。これは、緑の保全、災害時の井戸水確保などのため、自然災害対策のみに着目した地域整備、局所的な対策でなく、複眼的な幅広い視点で地下水脈の確保に資することも施策に加えるよう望みたい。さらに、災害対策、下水道整備なども地下水確保と両立させた「街づくり」としていただきたい。	みどりと水を保全、再生、創出することは区の重要な取り組みの1つです。区では都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」において「湧水・地下水のかん養・保全」に取り組むこととしており、みどりとみずの基本計画等に基づき具体的な政策を進めております。引き続き「みず」を守り育てていけるよう取り組んでまいります。
106	第3章	テーマ	テーマ：森林を守り育て、将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持するためには、国民の一人ひとりが森林を自分のものと考えていくことが大事です。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

107	第3章	テーマ	高齢者が多くいるので、開発の際は特に玉川は自然を残して頂きたい。	
108	第3章	テーマ	最後にせたがやは都内でも最大級のみどりをほこり、都心からせたがやに入ってくると良い空気を感じられる場でもあります。このみどりや空気は、せたがやの地域に育つ総体としてのみどりではなく、今あるみどりひとつひとつの生命力とその活動の恩恵です。既存環境への浸食の大きい人間の活動は、良くも悪くも大きな変化として次世代に現れます。小さな努力により大きな成果を生み出していくという日本人の原点ともいえる行動原理に立ち戻って、緑多き、よりよいせたがやを生み出して欲しいと願っています。	
109	第3章	テーマ	世田谷区にて生まれ育ち、来年は80才を向かえる老人ですが、年が過ぎるにつれ目覚ましい発展には閉口を感じます。世の発展と共に人口の増加は仕方ない事ですが、出来るだけ自然をこわさずに整備が出来ない物かと思えます。今の二子玉川の変わり様、都心の様な感じです。昭和初期の頃、用賀から二子玉川、砧と田園地帯が広がり、のどかな田舎風景で多くの小動物のいとなみもありました。今思えば昔がなつかしく思い出されます。どうかこれ以上自然をなくさない整備にあってください。世田谷の古里がなくなります。	第一部「都市整備の基本方針」のテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」は区の都市整備方針において重要なテーマです。玉川地域においても第3章玉川地域の3-テーマ2にありますように、このテーマに基づき、方針を定めておりますので、今後本方針に基づき街づくりに取り組んでまいります。
110	第3章	テーマ	テーマ別の方針のテーマ中の「住宅団地の建て替えの際は、周辺環境との調和をめざし、一団地の住宅施設(用語解説あり)の変更や周辺を含めた地区計画(用語解説あり)の策定など、地区の特性にあわせた施策の展開を図ります」については、一団地の住宅施設の用語解説だけでは不十分かつ不正確ではないか。また「施策の展開」は、わかりやすく言い換えるべき。	住宅団地の建て替えにつきましては、近隣の住環境に与える影響が大きいことから、周辺の状況に合わせて、一団地の住宅施設の変更や地区計画の策定により近隣住環境との調和を図ってまいります。
111	第3章	テーマ	都市整備に欠かせないのが緑化と植栽計画。世田谷区我が家近くの植栽も、ただ木を多く植えればよいという無駄な植栽が目立ちます。既存の駒沢通りの木々は充分であったのに常盤まんさくをつつじの間に植え込んだり無駄。木と木と間隔が狭くあきらかに密になりすぎる(10年後を考えたら3分の1で良いくらい)。長期どれだけ植えればではなく、計画で植栽してほしい。矢沢川(中町4丁目周辺)も柵に絡む植え込みで年中手入れが必要になっています。よろしく願いいたします。	街路樹等につきましては、ご指摘の事項等を踏まえ、計画的・効率的にみどりづくりに取り組んでまいります。
112	第3章	テーマ	テーマ別の方針のテーマ中の「環状8号線や玉川通り、目黒通りなどの幹線道路...」について、「など」とあるが、幹線道路は、ほかにはないだろう。関連して、3つの図、特に玉川地域の骨格と土地利用の方針図(「玉川地域の」は不要)、テーマ別の方針図で著しいが、幹線道路、地区幹線道路、主要生活道路の区別がつかない。これらの道路の区別は、別に示すべきだ。	ご指摘を踏まえ、表現を修正いたしました。また、幹線道路、地区幹線道路、主要生活道路の表示につきましても区別がしやすいよう取組ませていただきました。宜しく願いいたします。

113	第3章	テーマ	<p>(3)テーマ 活動・交流の拠点をもつまちをつくる 広域生活・文化拠点である二子玉川駅周辺地区は、商業・業務・文化・交流・レクリエーションなど様々な機能を備え、にぎわいと居住、自然環境の調和が図れた魅力ある拠点とするため、住民・事業者・区が協働して街づくり活動を進めます。また、商店街において連続性の確保やコミュニティの場の形成を進めるなど、人の交流や買い物・散策が楽しめる新たなまちの形成をめざします。</p> <p>こちらについては、ぜひとも地域住民の生活する姿が見える形のまちづくりをお願いします。</p> <p>二子玉川は、今や全国的にも注目され、メディアでは最先端の豊かな街のように紹介されることも多い反面、再開発による地域コミュニティの分断や新規転入者が多いことにより、地域コミュニティの形成が進みにくいため、地域住民同士の関係が希薄化し、生活のあらゆる面で金銭サービスに頼らざるを得ないような状況が見られます。</p> <p>二子玉川には児童館や図書館もないため、乳幼児親子が居場所を求めて、仕方なく駅前の幼児教室に通うケースも多く見受けられます。そういった親子の受け皿をつくったり、子どもたちがより豊かな自然環境の中でたくさんの人々と交わりながら育つことが可能となるまちづくりを、地域住民の意見を取り入れて進めてほしいです。</p> <p>特に、商業化に一定の歯止めをかける対策をお願いします。</p>	<p>住民基本台帳によりますと、世田谷区の2014年12月1日現在の人口は約87万人を超えており、地域整備方針(素案)では、住宅都市世田谷としての視点も踏まえ、策定作業を進めております。</p> <p>二子玉川駅周辺地区につきましては、主として商業業務機能および文化情報発信機能が集積し、全区的な「核」とすると同時に、区を越えた広域的な交流の場、として「広域生活・文化拠点」として位置づけています。街づくりを進めるにあたっては、地元住民の皆様が主体となっていくことが重要と考えておりまして、二子玉川駅周辺は今後10年間で優先的に整備を進める「アクションエリア」として、駅の東西でバランスの取れた一体的な街づくりの取り組みを進めるとともに、居住者・来街者、就業者など多くの人が文化・芸術・健康・スポーツに親しめる交流の場づくりを進めてまいります。</p>
114	第3章	テーマ	<p>【身近に活動・交流の場をつくる】 二子玉川公園や(仮称)上用賀公園、玉川野毛町公園など、特色ある公園の整備を進めます。また、東玉川、奥沢、等々力地区等で、身近な公園・広場の整備を進め、区民にとって身近な活動・交流の場づくりを進めます。</p> <p>こちらについては、先ほどの意見と関連しますが、二子玉川公園が地域住民から待ち望まれて誕生した公園にもかかわらず、観光地のような場所になりつつあることにやや懸念を感じています。</p> <p>住民参加型公園として誕生したものの、その様子がなかなか感じられず、最近では、地域住民の活動、交流の場である公園というよりは、世田谷区の名所という側面が強くなってきている感もあります。</p> <p>子育て世代が待ち望んだ公園です。公園サポーター制度の見直しなども含め、どうか、地域住民のコミュニティ形成の場として愛される公園づくりにも注力いただきたいです。</p> <p>以上、どうぞよろしく願いいたします。</p>	<p>二子玉川公園では、より地域の皆さんに親しんでもらう場になるよう、地域住民や利用者による公園サポーター制度を導入しています。現在、3つのグループのサポーターが日常の管理活動を行っていますが、地域の皆さんを始め、多くの区民の方が安全で楽しく利用できる公園とするため、いただいたご意見を参考に、この活動を充実してまいります。</p>
115	第3章	テーマ	<p>テーマ :各地域が多様性を再構築し、自らの資源に磨きをかける。複数の地域間の連携により、人、モノ、情報の交流を促進する。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
116	第3章	テーマ	<p>奥沢銀座通りとは名ばかりでほとんどシャッター街の様子を呈している。二子玉川地域等にばかり力を入れるのではなく、何事においても遅れて行政の手が入るこの近辺にも何か新しいことを生かして欲しい。</p>	<p>商店街の活性化、住宅街の買い物利便性の向上は区にとりまして大変重要な課題と認識しております。本方針におきまして、奥沢駅・自由が丘駅周辺地区は地域の「核」として区民の身近な交流の場となる「地域生活拠点」に位置づけております。今後、良好で利便性の高い住宅地と健全な商業地の調和の取れた発展を図ってまいります。</p>

117	第3章	テーマ	瀬田1・2丁目旧玉電の瀬田駅がなくなり、環八・246・急坂と重なり居住者には毎日の生活に不便です。商店街はほぼ消滅、公共機関バス停は遠く、郵便局・銀行も歩くに遠く自転車も大変。	都市整備方針第1部のテーマ「誰もが快適に移動できるまち」をつくるとしております。今後、交通まちづくり基本計画等に基づき、コミュニティバスの導入、公共交通ネットワークの充実等に取り組んでまいります。なお、商店街につきましては地域整備方針のテーマ別方針に基づき幹線道路や地区幹線道路沿道に生活利便施設の誘導を図ってまいります。
118	第3章	テーマ	<地域テーマ別の方針>の中のテーマに問題ありと思いません。生活拠点・身近な活動・交流の場がないのは痛感。せめて付近の住民が気安く集まれるcafe式の場がほしい。	今後、街づくりを進める中で身近な活動・交流の拠点づくりに取り組んでまいります。
119	第3章	テーマ	奥沢4丁目地域には公園等が全くなく、子どもが路上で遊んでいる。遊具などはあまりなくとも良いが広場として、駐車場になっている所を買い上げて整備してほしい。	当該地域周辺に公園が少ないことは認識しております。そのため、テーマ別方針「活動・交流の拠点を持つまちをつくる」中に「身近に活動・交流の場をつくる」として東玉川、奥沢、等々力地区等で身近な公園・広場の整備を進めることとしております。具体的な整備方策等は今後、地元の皆様と街づくりを進める中で検討してまいりたいと考えております。
120	第3章	テーマ	等々力渓谷のすばらしさをより生かす為ゴルフ橋で記念写真でも撮りたくなる様な欄干にしてほしいと思います。大変貴重な渓谷の割に橋の欄干が貧弱で、多くの人達が訪れる割に記念写真を撮る人達を見た事がない！！のは、貧弱な橋の為だと何時も思っております。世田谷区のランドマーク的存在なのに生かされてないと思います。せめて環八に架けてある欄干くらいでも良いと思います。	ご指摘のゴルフ橋についてのご意見につきましては、今後の改修工事等の際の参考としてまいります。
121	第3章	テーマ	テーマ：豊かな自然と歴史を背景に子どもを産み、ゆとりを持って育てられる環境を整備。住環境の整備、都市における若い世代の人口定着にもつながる子育てに恵まれた街づくりの推進を進める。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
122	第3章	テーマ	文化的・歴史的景観も配慮した街区整備を希望します。寺社の森や歴史的景観は、大切にしてください。	玉川地域には、文化的・歴史的資産が多くあります。街づくりを進めるにあたりましては、このような地域資源を生かした街づくりを進めてまいります。
123	第3章	テーマ	等々力5丁目に住んでいます。近くの畑はいつも汚くてゴミを捨てられ、猫の遊び場、カラスの巣、草を刈られたら道ばたの方に置かれ異臭がします。“生産地区”はいいのですが、もっときれいに周囲には人が住んでいるという事を忘れないでください。世田谷とは思えない風景です。(ド田舎って感じです。)電信柱も多すぎて見苦しい。もっと美しい町並みを希望します。タクシーの運転手さんの待っておられるマナーも悪い。タバコの吸い殻のポイ捨て、弁当の始末、ひどいです。畑が汚いから自然とマナーも悪いと思う。もっと美しい町並みになる様に希望します。よろしくお願いします。	第3章玉川地域の3-...テーマ別方針中「風景の魅力を高める」でも触れているとおり、地域の資源を生かした個性ある風景づくりを目指しています。一方で、生産緑地をはじめとする農地は、区にとって重要な資源と捉えており、本方針の目標である「地域の街の姿」においても「農のある風景を守り伝え」としてあります。具体的方策につきましては風景づくり計画その他の計画により進めてまいります。今後美しい街並みの実現に向けて取り組んでまいります。

124	第3章	テーマ	私は玉川地域の瀬田在住です。国分寺崖線には緑が多く、この地域での生活を楽しませていただいております。この季節になると落葉が非常に多くなり風での飛散がお隣との問題になります。一定のルールの中でお互い寛容になれればと感じています。また、清掃集配ですが、枝(30m×50cm)しか持っていかないのは、あまりに少量ではないでしょうか。ご検討お願いいたします。	国分寺崖線は区にとって「みどりの生命線」と呼ばれており、大変貴重な地域資源と認識しております。区ではこの貴重な自然を守り、育てるため、みどりとみずの基本計画をはじめ、多くの施策に取り組んでおります。なお、清掃集配につきましては、担当部署に伝えてまいります。
125	第3章	テーマ	私はこの等々力に60年以上住んできました。最近はこの駅前もビルや広場が完備され、それなりの賑わいと便利さはありますが、ここ大井町線沿線の良さは、のどかという方がい程の閑静さが先ずその魅力だと思っております。10年前、大井町線に急行が通るために等々力駅が地下化されるという計画がもち上がり、多くの地域の住民の方が等々力渓谷への悪影響などの理由から大きな住民運動がおこり、結局、当初の地下化計画は中止となりました。今回この都市計画に関する基本的な方針の説明会に出席し、再び大井町線の立体化が盛り込まれていることに驚きました。時代の流れと共に街も変化せざるを得ない場合もありますが、その地域に合った都市計画が為されてなければ意味がありません。踏切解消が都の方針であり、大井町線もその中に入っていることですが、何のための踏切解消なのか、交通渋滞解消も目的の一つであると聞きますが、今は若い人を中心に自家用車放れが進みつつあります。また、川崎への目黒通りの橋が開通すれば交通量は増加し、この閑静な住宅地への抜け道通行が今より増えるのは目に見えています。また、等々力渓谷を擁する等々力駅は、今のような四季折々の風と風景が電車を待つ間に見ることの出来る駅がふさしく、また、その周りの街並みも高い商業ビルで囲まれた街並みにはなることは、この街の良さを損なうことになるのではないのでしょうか。広く地元住民の声を聞きながら、慎重な熟慮を希望いたします。	踏切や鉄道は自動車交通のみならず、歩行者や自転車の交通も分断するものと認識しております。特に開かずの踏切と呼ばれるような長時間遮断されている踏切は踏切事故の原因の一つともなっており、対応が必要と考えております。一方で、ご指摘の等々力渓谷を擁する等々力駅をはじめ、沿線にはみどりの多い良好な住環境が広がっており、こういった周辺環境に配慮しながら、立体化を含めた街づくりに取り組んでまいります。
126	第3章	テーマ	テーマ：物流の流れをチェックをし、拠点づくりの考える。一極集中の解消を。渋滞のメカニズムを考える。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
127	第3章	テーマ	玉川地域、再三意見提出しています。少数意見でも駅周辺より不便な環八、多摩川地域エリアのアクションを最優先すべきです。同額の税金を納めているにも拘わらず、我々在住地域が構想外で誠に心外です。現在、病院、銀行、商店、スーパー、図書館、体育館、駅周辺に集中しており、我々が住エリアの高令者、障害者、幼児のいる家族が目的のために坂を登り、駅に向かう交通手段はリバーサイド循環バスのみです。	住宅街の利便性の向上はテーマ別方針で触れており、今後取り組みを進めてまいります。また、テーマ別方針にもあるとおり誰もが快適に移動できる街づくりを進めてまいります。なお、現在アクションエリア以外の地区となっているエリアに関しましても、街づくりの機運の高まり等に応じて、街づくりに取り組んでまいります。
128	第3章	テーマ	日常歩く道路を歩きやすくしてほしいです。白線一本で仕切った歩道、植木、プランター、看板などが置かれた歩道、隅切りしてあるのに伸びきって歩道にまで突出した木々。個人宅であっても安全のため規制すべきです。近所の商店へはあまり行きません。行くまでの道路が危険だからです。大きなスーパーの場所までは比較的安心して行けますから、細かい事ですがきっといい結果が出せると思います。安心安全な町歩きです。希望します。	第3章玉川地域の3-1. テーマ別方針「誰もが快適に移動できるまちをつくる」で「歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める」としています。今後も安全で快適な歩行空間の確保に取り組んでまいります。

129	第3章	テーマ	<p>1. 世田谷、目黒区、奥沢・自由が丘を南北に縦断する戦後の都市計画道路補助207号、補助208号、自由通り(都道)の整備方針を具体的に、明確に表現しないと問題中の奥沢駅(地下化)、踏切のストップによる渋滞化は、永遠に解決できないと思料する。ゆえに区・都、住民併せて連系強化せざるを得ない。・・・(スロー化・・・)</p>	<p>区では、道路整備の取り組みを示した「せたがや道づくりプラン」のほか都市計画道路については、平成16年に東京都と23区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画において、優先的に整備すべき路線を選定し、東京都と各区で分担のうえ計画的な整備を行っております。</p> <p>ご意見の道路につきましては、上記の計画において、優先的に整備すべき路線には選定されていないため、現時点では整備の時期等が決まっておりません。</p> <p>区では計画道路について、限られた財源の中で、効率的な事業執行に努め、様々な行政課題に対応する道づくりを進めていく必要があると考えております。</p>
130	第3章	テーマ	<p>(玉川地域)住民 年史。(一の、私。)</p> <p>(国道246×都道環8)近々住民です。最近は、“3げん屋巾×2かい建て近い”トラック々。当然(国道246×都道環8)交差点へ、-(ボリスマン立番ピピピッ~!)巨体。45°カーブ大変。(ま、一度ごらんいなると判ります。巨体にすぎるのが、“45°に環8へギットンバタン”。)(246よって来てサ。)</p> <p>当然(歩道分の巾)は 年史でチヂム。</p> <p>世田谷区をガンガン通り抜けて。栄えてくれるのは良いけれど!“交通事故死体を仏様を視た。”</p> <p>“青信号になり、中央部へ。”(鉄車突入くらい)一。“交通事故(40代で被害者となり。)”53本被害者の私は“もう、ダメッ寿命しません!”黒山になって私を助けてくれた世田谷区民の皆様(玉川高島屋)(正面右の マエへ通り抜け加害者多い)死者の数は、年中新聞下段で。皆様チェックです。ネ。(加害者ッ!逃がさないぞッ!)黒山の叫び、忘れません)</p>	<p>都市整備方針に基づき、将来都市像である「安全で快適な暮らしをともにつくる都市 世田谷」の実現にむけ、取り組んでまいります。</p>
131	第3章	テーマ	<p>玉川は高齢者の多い地域です。区の施設を利用したいと思っても足の便が悪くて中々利用できないのが実情です。足とは、交通と自分の足です。美術館、文学館、キャロットタワー、区役所、社会保険事務所、各出張所等、主要駅と連結して、あまり乗り継ぎ等せずに行ける。小さくても良いのです。せめて、30分に1本循環するバスを運行してくれると、施設利用が増えるのではないのでしょうか。考えてみていただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。</p>	<p>都市整備方針第1部のテーマ「誰もが快適に移動できるまち」をつくるとしております。今後、交通まちづくり基本計画等に基づき、コミュニティバスの導入、公共交通ネットワークの充実等に取り組んでまいります。</p>
132	第3章	テーマ	<p>駒沢駅近くにもっと駐輪場つくってもらえないでしょうか。車の様にコインパークみたいに何箇所かあったら便利です。よろしく願ひします。</p>	<p>自転車は環境に優しく健康にも良い手軽で身近な交通手段として多くの方に利用されています。区では現在、自転車走行環境の確保や自転車駐車場の整備に取り組んでおり、都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」のテーマ別方針「自転車走行環境についても記載しております。鉄道駅をはじめ、多くの場所で自転車が使いやすい交通手段となるよう取り組んでまいります。</p>
133	第3章	テーマ	<p>玉川地域の地域整備方針は基本的に同意できますが、まずはこの地域のアクセス(鉄道、バス、自転車)の整備をまず考慮すべきです。特に東急大井町線を始めとする駅、踏切が現在の生活の最大の危険要因となっています。学校が多く、高齢者が多く住むこの地域に特に九品仏駅の改善は第一と思ひます。</p>	<p>鉄道による町の分断、開かずの踏切問題等の解消は重要な課題のひとつと認識しております。本文にも記載したとおり、大井町線の立体化を促進し、駅の交通結節機能の強化を図ります。</p>

134	第3章	テーマ	用賀に住んでいるのですが、舗道に店のカンバンやら自転車をどうどうととめておく店が多く、狭い歩行者、又、カートを引き、又、自動車が通り白い線は何のために引いてあるのですか(カンバンがとも危険である)。先日おばあさんが引かれそうになりました。(植木のぼり)カンバンは店の中に入れるよう徹底してほしい。都心の店は中に入っている。何回も商店街に言ってもしらんぷりです。宜しくお願いします。	区ではユニバーサルデザインの観点を踏まえ、安全で快適な歩行空間の確保に取り組んでおります。今後も違法駐輪や商店街のはみ出し陳列の防止等に取り組んでまいります。
135	第3章	テーマ	玉川地域 瀬田5丁目、一方通行、環八に抜ける車両が多く、やむ無し点もあるが、狭い一通行に学生(ドミノ)、住人、児童がひしめき、対して徐行しない車が多く、極めて危険。環八に入るのに自動車用信号、横断歩道の位置をずらす等の対策(一通行から出て環八に合流する為に歩行者用信号「青」を見越して猛スピードで車が進入)を講じて頂きたい。横断歩道上に上下線の車が進入したまま、歩行者が横断出来ない。または、一通り出口からの車も重なり、渋滞が更に拍車がかかる故。他道路の拡張も早期にお願いしたい。	幹線道路の渋滞及びそれに伴う住宅街への通過交通の増加の解消は、重要な課題と認識しています。第3章玉川地域の3- 、テーマ 「誰もが快適に移動できるまちをつくる」で、「渋滞を解消し、住宅街の通過交通を減らす」としています。今後、東京外環道の整備促進や「せたがや道づくりプラン」に基づく道路整備の推進等、広域的な道路ネットワークの形成の促進を図ってまいります。なお、横断歩道の位置等につきましては、交通管理者である警察に伝えてまいります。
136	第3章	テーマ	又、踏切解消のステップを早めることが肝要。	区内の大井町線については、東京都が平成16年に策定した「踏切対策基本方針」において、鉄道立体化の検討対象区間として位置付けられ、また「世田谷区開かずの踏切解消促進大会」においても一日も早く開かずの踏切が解消されるよう関係機関と取組むと決議されております。また、これらを踏まえテーマ別方針 において大井町線の立体化促進について言及しております。引き続き、開かずの踏切解消の実現に向け、東京都、関係機関及び沿線住民と連携して取り組んでまいります。
137	第3章	テーマ	瀬田や玉川二丁目あたりは歩道がない。玉川は子どもが増えており、そういうなかで、二子玉川公園などに行くのに危険で仕方がない。幹線道路だけに着目するのではなく、生活道路の整備を進め歩道を設置してほしい。とくに玉川二丁目の丸子川に歩道を設置してほしい。丸子川の岡本エリアには歩道があるが、玉川エリアにはない。今日は方針のことだけと言わないで、具体的なことも聞いて実現に向けて取り組んで欲しい。	第3章玉川地域の3- 、テーマ に、「歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める」と記載しております。また、3- の「玉川地域のアクションエリアの方針」の3- 二子玉川駅周辺地区の2つめの で、安全で快適にまちなかを散策・回遊できるまちの形成を図りますと記載しております。区といたしましても歩道の課題につきましては認識しております。なお、歩道を設置するためには、そのための空間が必要となる等、さまざまな課題がございます。区といたしましては、まずは通過交通が多い丸子川を含む二子玉川の西地区においては、地元の方々と協働で取り組んだゾーン30の検証をはじめ、通過交通の排除や速度の抑制などを進めてまいりたいと考えております。
138	第3章	テーマ	等々力駅周辺にはパチンコ屋やラブホテルがあり立派なことだが、玉川地域から色々な所に行くのにすごく不便だ。一度改善することを考えて欲しい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
139	第3章	テーマ	都市大学があるあたりは人がどんどん増えている。歩道をはみ出して人が歩いている。それを区は見て見ぬふりをしている。区は後藤育英会に抗議したらどうか。道路をつくり分散させるなど工夫をしたらどうか。何か知恵がないのか。	
140	第3章	テーマ	九品仏駅では、電車が踏切の上で平気で停車している。これについて区は何とも思わないのか。	

141	第3章	テーマ	二子玉川から区役所に行くのに不便だ。バスの利用を考えて頂きたい。	
142	第3章	テーマ	今の社会が変わらずそのまま20年すぎるといことはあり得ない。老人が増える中で高齢者を考えることが基本中の基本だ。今後日本がどうなるかということ極めて深刻に受け止める必要があるのに、「誰もが快適に移動できるまちをつくる」などあまい言葉からなるキャッチフレーズをならべて示すことはやめてもらいたい。	
143	第3章	テーマ	テーマ別の方針のテーマ 中の「東京外かく環状道路の東名以南をはじめとする広域的な道路ネットワークの形成を促進し、」について東名以南以外に何があるのか、区が促進するという意味か、不明である。	区の道路整備の水準は依然として低い状況にあり、完成している一部の道路に交通が集中し、交通渋滞や住宅街への通り抜け車両の発生等の問題が生じています。 このため、外環道だけでなく、放射3号線(目黒通り)など、都市計画道路ネットワークの形成が必要と考えております。
144	第3章	テーマ	実家と自宅の間に計画道路の線引きがあると聞いております。広い道路が通り、立ち退きせねばならないのでしょうか。この計画ができたのはずいぶん前のこと。現在も計画は進んでいるのでしょうか。実家・世田谷区 - - 、自宅・世田谷区 - - 。長年気にかかっております。よろしくお願ひします。	ご意見の場所には、都市計画道路の計画がございます。 都市計画道路は、平成16年に東京都と23区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画において、優先的に整備すべき路線を選定し、東京都と各区で分担の上、計画的な整備を行っております。 ご意見の道路につきましては、上記の優先的に整備すべき路線には選定されていないため、現時点では、整備の時期や施行者が決まっております。
145	第3章	エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区の陸の孤島、奥沢1～3丁目、東玉川地区。 ・環境悪化がはなはだしい。 ・近所で引越があると残地に3～4戸建て。 ・緑少なく「セコセコ」した印象。 ・商店がどんどんなくなり、あとには3～12階建てのアパート、マンションだらけ。住みにくいです。 ・奥沢で生まれ育ち約50年間区民税払い続け ・特養が少なく、99才の母は横浜市の特養へ ・3男は自閉症で大田区(いずみえん)、目黒区(鶏鳴荘)にショートステイ ・自分は毎朝の散歩で呑川緑道へ。都立大学まで目黒区の整備された呑川緑道。一方、世田谷区側は未整備。ひどい格差あり。 ・水中散歩は目黒区立緑ヶ丘小学校へ ・時々、目黒区コミュニティ施設を利用。緑ヶ丘コミュニティセンターへ。また、文化と緑を楽しみに目黒区パシィモンホールでコーラス、合唱、民謡等の音楽を唄ったり、聞く。文化のかおり。 ・全く見放された奥沢1～3丁目、東玉川地区。 ・文化とは縁遠い世田谷区奥沢地区民。コレが50年以上も区民税を払いつづけた結果か??? ・自分は特養とかとてもムリか? ・3男も施設がなくどうしたらよいか? <p>区民のためにお金を使って下さい。世田谷の出べそ奥沢1～3丁目、東玉川地区を見捨てないでください。 住みにくいので、最後は目黒区へ引っ越しが。</p>	今回の地域整備方針におきましては、概ね奥沢1・3丁目及び東玉川1・2丁目につきまして「アクションエリアの方針」として、幅員6m以上の道路ネットワークの形成、オープンスペースの確保に取り組んでまいります。 また、区では障害をお持ちの方や高齢者の方をはじめ、誰もが安心して暮らしていけるよう身近な地域で保健・医療や福祉サービスの基盤をたしかかなものとするよう取り組んでおります。いただいたご意見は、今後の区政の参考とさせていただきます。

146	第3章	エリア	<p>私は奥沢4丁目の住人ですが、聞くところによると、一部の建築業者と不動産業者が中心になって策定されていて、住民の意向が全く反映されていません。奥沢4・5丁目は1つの町会ですが、この案では町会組織が分断されていて、特に4丁目は置き去りになっています。</p> <p>4・5丁目(奥沢中和会)の中には公共の緑地・公園がなく、昔のままの路地が残り、角切りが徹底せず、宅地が細分化されていくばかりです。セットバックも徹底していません。都市整備を業者まかせにせず、町会を中心にした安全・安心と同時に若い人が住みやすい町づくりが必要です。今の案は納得できません。</p>	<p>奥沢駅周辺につきましては、地区住民の方を中心に街づくりの機運があることから、「アクションエリア別の方針」で「奥沢駅・自由が丘駅周辺地区」としてあります。街づくりの進め方に関しましては、終章にもありますとおり住民の方一人ひとりが街づくりの担い手となって区民主体の街づくりを進めることが大切と考えております。なお、現在アクションエリアに含まれていない地区につきましても、今後の地元の動向等によりアクションエリア同様に街づくりを進めてまいります。</p>
147	第3章	エリア	<p>玉川地域について 多摩川沿い多摩堤通り周辺の地域について積極的にまちづくりの推進すべきエリアと考える。</p> <p>問題1)工場等と住宅地が混在するエリアで、大型車の通行や音や粉じんまた大雨時の浸水等に懸念等の環境の保全や交通安全が守られているか疑問。</p> <p>課題2)二子玉川駅～多摩川駅間の区境こえた水辺を生かした住環境整備の期待が大きいエリアであることを意識したまちづくり必要。</p> <p>具体策3)工場周りの緩衝緑地づくり。自転車道・歩道の整備。ハザードマップの周知と安全対策。公園整備。川沿いの交流施設。周辺の大学や文教施設、スポーツサークルの活用(カフェ等)誘致。</p>	<p>ご指摘の箇所につきましてはアクションエリア別の方針において「二子玉川駅周辺地区」として今後10年間で優先的に整備していく地域としてあります。またご指摘の課題につきましても参考にさせていただきながら、今後の街づくりに生かしてまいります。</p>
148	第3章	エリア	<p>水害発生時の住民ひなん場所として再開発地区のビル内に住民集会場等を作ってほしい。多額の税金が投入されているのだから当然の要求である。</p>	<p>二子玉川駅周辺地区は「地域の骨格プラン」において広域生活・文化拠点として位置づけているほか、今後10年間の間に優先的に整備を進める「アクションエリア別の方針」においても位置づけ、この中で「居住者・来街者・事業者など多くの方が文化・芸術・スポーツに親しめる交流の場づくりを進めます。」としてあります。なお、具体的な施設や場所等につきましては、今後街づくりを進める中で検討してまいります。</p>
149	第3章	エリア	<p>3- 用賀駅周辺地区について ・馬事公苑周辺～東京農業大学 ・世田谷美術館～砧公園</p> <p>上記2つの文化的・学術的施設や世田谷区でも稀有な緑あふれる豊かな公園に向かうアプローチ駅としての用賀駅。吉祥寺の井ノ頭公園の様に都内外から家族連れなどが集まることのできる魅力的な商店街や街並みにしてほしいです。(地元各店で名物パンを作るとか、名産品がほしいです。エコプラザからエコの町とか。)</p>	<p>用賀駅周辺地区は地域の「核」となる区民の身近な交流の場として地域生活拠点として位置づけるとともに、今後10年間で優先的に街づくりを進める「アクションエリア」に位置づけています。「アクションエリア別の方針」では用賀駅周辺地区は「駅前を中心に商業・業務機能の集積を図りながら、周辺の住宅地と調和した街並みの形成を図る地区」としてあります。今後街づくりを進める中で魅力あふれる街並みの形成に取り組んでまいります。</p>
150	第3章	エリア	<p>地域整備方針のテーマにある「みどりのみずを守り育てる」という方針は、とても良いと思います。これに沿った具体策についてお願いしたいと思います。等々力溪谷の保全是、現在ゴルフ橋の下流側となっていますが、上流側でも川の両側に大きな自然林が残っています。この貴重な自然林は民有地にありますが、個人では保全しきれません。放っておくと、北側の様に伐採されてしまう恐れがあります。そこで、是非公的に保全する手立てを考えていただきたいと思います。</p>	<p>区にとってみどりのみずの保全・創出は重要な課題です。民有地のみどりの保全、再生、創出については第一部「都市整備の基本方針」第3章テーマ別方針で各種制度の活用について触れているほか、地域整備方針テーマ別方針において谷沢川などと民有地のみどりのネットワーク形成を目指すとしています。今後もみずとみどりの保全、再生、創出に取り組んでまいります。</p>

151	第3章	エリア	<p>1. P-56 3- 5項目「玉川三丁目地区は…老朽建築物…」と、老朽建築物の文言が追加されました。これについての意見です。</p> <p>先日、東京工業大学大佛教授に二子玉川での震災時の建物倒壊等のシミュレーションをしていただきました。その際、耐震強度の不足すると見られる鉄筋集合住宅が倒壊しました。ついては、課題と対策は「老朽建築物の不燃化」のみでなく、耐震化や建て替えなども視野に入れた表現にしてプランを幅広く考えられるようにと考えます。</p>	<p>建築物の耐震性の向上は区全体で取り組むべき課題であると認識しております。そのため都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」第3章テーマ別方針 において建築物の耐震性の向上に取り組むこととしております。今後も安全な市街地の形成に取り組んでまいります</p>
152	第3章	エリア	<p>多摩堤通り(二子玉川バスロータリー付近)整備され大変きれいになりました。その一方で駅の反対側は非常にせまく、歩行者が歩きにくいです。ぜひ早急に整備をお願い致します。丘のような盛り上がった土手を無くせばしっかりとした歩道が確保出来ると思います。トラックやバスもたくさん通ります。玉川通り高架下より先は歩道がありますので、ぜひそこまでの数百メートルのしっかりとした歩道の整備をお願い致します。</p>	<p>ご指摘の箇所の多摩堤通りに関しましては、都市計画道路補助125号線として幅員16mに拡幅する計画があり、道路の両側に歩道が整備される予定です。都市計画道路の整備時期及び施行者については、現時点では決まっておりませんが、早期整備のご要望につきましては、今後の道路整備の参考とさせていただきます。</p> <p>また、ご指摘の土手につきましては、現在、多摩川の堤防として大変重要な役割を担っております。二子玉川駅周辺地区の街づくりを進める中でも、歩行者が安全に歩ける方策を検討してまいります。</p>
153	第3章	エリア	<p>上用賀一丁目から六丁目は非常に人口が多いが、集会所が何もない。例えば上用賀の集会所は他の地区の集会所を借りて行っている。非常に遠い。建て替えるという方針もよいが、何もないところにつくることの方がもっと重要だ。</p>	<p>上用賀には国有地など大規模な土地があることから、今後の土地利用転換等にあわせて、ご指摘の集会所をはじめ、地元の要望に応えていきたいと考えております。</p>
154	第3章	エリア	<p>素案の55ページの3- に生活利便施設の誘導とあるが、具体的にはどういうものか。</p>	<p>ご指摘いただきました生活利便施設は、食料品や日用雑貨を扱う店をイメージしております。</p>
155	第3章	エリア	<p>上用賀地区には国有地があり、問題が色々あるということ踏まえてだが、3- 馬事公苑周辺地区というアクションエリアから外れているが、どうするのか。</p>	<p>3- の範囲に含まれていると認識しております。</p>
156	第3章	エリア	<p>2. さんの指摘、丸子川沿いの歩道玉川2丁目町内全体の自動車交通は東地区の整備で大きく改善する中、本件道路周辺の住民の同意を得ながら、一方通行化を行った上、歩道の整備を考えて戴き慶(考えてゆきたい)。</p> <p>一方通行+シケインクランク+歩道(川沿い)と横断歩道+ゾーン30などの複合的施策</p>	<p>いただいたご意見は、今後地元住民の皆様と具体的な街づくり計画等について考える際の参考とさせていただきます。</p>
157	第3章	エリア	<p>公務員住宅とか学校施設は玉川地域で何パーセント占めているのか。また、どのように有効活用するのか。とくに、上用賀に空き地となっている広大な公務員住宅があるが、どのように活用するのか。</p>	<p>2011年現在の土地利用現況調査によりますと、学校等の公共系の土地利用の占める割合は玉川地域の区域面積の8.6%ほどとなっております。また、公務員住宅につきましては、詳細な数値は不明ですが、地区内には多くの公務員住宅などがあります。これらの内、用途が変更・廃止等されるものにつきましては、地区計画等により適切に活用されるよう誘導を図ってまいります。なお、上用賀四丁目の公務員宿舎跡地につきましては、公園として区が取得希望を国に提出しておりますが、現在のところ取得の可否、取得後の詳細な計画等は決定していない状況です。</p>

158	第3章	エリア	アクションエリアが狭すぎる(奥沢駅・自由が丘駅周辺地区)。もう少し広くしてほしい。	奥沢駅・自由が丘駅周辺地区は、現在の街づくりの状況を踏まえたエリアとしております。今後街づくりの状況により、取り組むエリアは変わっていくものと考えております。
159	第3章	エリア	54ページの3- について、奥沢と自由が丘を回遊するところがあるが、自由通りで回遊するという理解でよいか(ほかの道もあると思うが)。もしそうであるなら、子どもが通りやすい歩道にして欲しい。また、電線地中化することなら歩道を広くする必要があるが、区でやって頂くということによいか。	方針ではどの道路ということまではありませんが、奥沢駅・自由が丘駅周辺について地元の方々が街づくりを考えている範囲の中には自由通りがあるため、当然自由通りも含めた考え方となると考えております。自由通りは都道ですので、具体の事項については個別に協議することとなります。
160	第3章	エリア	保全が必要な地域もあるが、駒沢などは消防車が入っていけない地域や、木造の崩れそうな建物が残っている。区で整備し、先進的な地区に変えてほしい。子ども達がのびのび遊べる空地、ボールが使える、ネットで区切られたプレイグラウンド、車が入れない道、犯罪防止のための死角がないまちづくり。病院、銀行、学校、幼稚園を生活必需品の店を中心におき、放射状に住宅をおき、車は業者のみで、時間を決め、子ども高齢者優先のまちづくりを行ってほしい。サイクリングの道も整備してほしい。	テーマ別方針、アクションエリア別方針にも記載しておりますが、消防車が入れないような地域(消防活動困難区域)や木造住宅密集地域の解消には区を挙げて取り組んでおり、今後も一層の取り組みを進めるとともに空地の確保、見通しの良い安全な街づくりを進めてまいります。また、歩いて楽しい街、自転車走行環境の向上、住宅街の利便性の向上等も街づくりのテーマとして方針の中で取り組んでまいります。
161	第3章	エリア	日頃より地域のためにご尽力いただきありがとうございます。用賀の地域のことについてです。現在空家になっている公務員住宅(上用賀4丁目)の跡地に、玉川台区民館のような公共施設があると嬉しいですね。又、梅丘や駒沢の様なプレーパークが欲しいですね。用賀は、図書館がなく、大きな公園に囲まれているとは言っても、子どもたちが自由に遊べる(煮炊きができるような)場所がありません。上用賀の児童館は上階が都営住宅のため、子どもたちにさまざまな制限を設けて、不自由な遊び場だと思います。又、お年寄りから子どもまでがふれあえるコミュニティがあれば、様々な交流も自ずから生まれると考えます。是非ご検討賜りたくお願い申し上げます。(20日(木)は夜間のため家をあけられません。説明会には参れず申し訳ありません。)	上用賀四丁目の公務員宿舎跡地につきましては、公園として区が取得希望を国に提出しておりますが、現在のところ取得の可否、取得後の詳細な計画等は決定しておりません。今後手続きを進めるにあたり、いただいたご意見は参考にさせていただきます。
162	第3章	エリア	アクションエリアの方針中の「東玉川・奥沢地区「災害や犯罪に強く、みどり豊かでゆとりのあるまちを形成するため、幅員6m以上の道路ネットワークの形成、オープンスペースの確保、建築物の不燃化、隣棟間隔の確保に加え、住宅街への通過交通の進入防止やスピードの抑制、道路と宅地の相互が見渡せる生活道路の検討などを進めます。」について、列挙されたすべてについて検討を進めるのか。それとも「隣棟間隔の確保」までについては実行し、それ以降について検討を進めるのか。	東玉川・奥沢地区につきましては、列記したような事項に関し、地区街づくり計画や地区計画の策定、地先道路の整備計画について検討を進めてまいります。
163	第3章	エリア	アクションエリアの方針中の「3- 」「主要生活交通軸である世田谷通りや用賀中町通り沿道など…」とあるが、玉川地域の骨格と土地利用の方針図では、用賀中町通りは、主要生活交通軸の表示がされていない。	ご指摘を踏まえ、表現を修正いたしました。
164	第3章	エリア	区の整備方針やその他のビジョンも策定され議会承認となると、一件着落として次の実行段階の第一ステップについての明示、実働が遅れがちになります。今回の地域整備方針も、例えば、各アクションエリアでは地域の方針、取り組みの初年度もしくは直後の4半期の地元の対応、行政の指導の具体化が見えないと、全てが「画に描いたモチ」に終わるので、初動へのアクションが最重要課題だと思います。即ち、私共の玉川地区でも、方針決定直後に住民を交えた「まちの姿」へのとりくみ、土地利用方針への現実対応、各テーマへの実行計画への検討を直ちに実行してほしい。	今回の地域整備方針でお示した地域の街の姿を実現するためには、終章で示したとおり区民主体の街づくりを進めることが重要です。現在、アクションエリア等で地区街づくり協議会をはじめとする街づくり活動が進められております。今後もこのような区民主体の街づくりの取り組みに対し、積極的に支援を行なってまいります。

165	第3章	エリア	今迄の段階を踏んだ素案は大分整ってきていると思うが、この整備方針が正式に区の方針としてオーソライズされた後の実行面での立ち上がりが肝要と思われるので、区民、地域との協働の実を挙げるため、具体的な行動に移るための会合集会等の企画が望まれる。区民の意識を高める方策について、早急に取りかかってほしいと思う。	
166	第3章	エリア	「方針」は抽象的。それを具体化するのがアクションプランというのでしょうか。特定の場所の問題解決は、やはり、この場では無理ですね。若いお母さんたちがもっと勉強して(その時は、区の職員の方が説明してくれるといいな)、解決策をさぐる必要があるかと考えます。	本方針は街づくりを進めるための考え方を示すガイドラインとしての役割を担っており、個別具体の計画は示していません。地域の具体的な街づくりのつきまちは、今後、本方針に基づき地元住民の皆様とともに進めてまいります。
167	第4章	概況	p59の「建築物、宅地、防災、みどり、道路」の表記の件ですが、検討会の中でも申し上げましたが、「道路率12.9%は5地域で最も低い」とあたかも整備率の低いことが悪い事のように捉えています。しかし、整備率が低いからこそ、現状の自然豊かな街並みができているとも言えます。問題はこうした整備率が低い要因についてなら話し合いもされないまま、今回のように表現するのは、正に「整備率が低いから、整備が必要だ」という誘導のデータになってしまいます。道路の整備については異論も多いと思われるので、「5地域で最も低い」という表現は削除すべきだと考えます。	道路率等データは客観的な地域の特性をご理解いただくために示したものです。また、街づくりの主な課題で記載していますが安全で災害に強い街をつくるためには、道路など公共空間の整備が必要であると考えます。地先の生活道路等の拡幅等整備は、地区の道路状況や改善の緊急性を考慮し、また、沿道や地域の方々のご意見を伺いながら地区の合意形成を図り進めることとなります。
168	第4章	主な課題	1. P60 街づくりの主な課題テーマ の書き方について 「みどり率が減少しています」「人口増加率と増加数が5地域で最大であり」「開発などによる…緑への影響を踏まえた対応が求められます。」と記されているが、これは現状認識を示しているだけであって、何が課題なのかについて記載がない。「みどり率を上昇させるため効果的かつ即効性のある具体的施策を実行すること、及びみどりへの影響が大きい開発行為について規制を強化する必要がある。」との記載を加えてください。 ・近年高層マンションの建設が増加しており、日影規制をクリアしているとしても周辺の住宅環境の悪化をもたらすなど住みやすいまちの維持にマイナス影響を及ぼしている。従って、みどりのみならず、青い空の確保が重要な課題となっているので、タイトルは「みどり豊かで青い空を確保した住みやすいまちをつくる」に改める。 ・5つのテーマ名は第一部基本方針に記載されているが、地域の特徴に応じてテーマ名は多少改変されることも必要と考えます。	・地域の概況と街づくりの主な課題「テーマ」では、地域のみどりの現況から課題を把握し、その解決に向けた方針を、地域の特性や課題などを踏まえテーマ別方針に示しております。課題を、より具体的に表現するとともに、方針の中で開発行為等の公園・緑地等の設置や宅地内の緑化推進について記載し、地域特性に応じたみどり豊かな住宅地等の整備を進めてまいります。 ・高層マンションの建設に伴う周辺環境の悪化については、第一部テーマ別方針の基本的な考えのとおり、新たに建物の高さ等の規制導入を進め、地域の特性に応じた住みやすい住環境を確保します。 ・5つのテーマは第一部の都市整備の基本方針との関係から5地域統一のタイトルになります。このタイトルの中で当該地域の目標やまちの姿、テーマ別方針等記載しており地域のまちの姿の実現に向けて取り組んでまいります。

169	第4章	まちの姿	<p>2. P61 テーマ について</p> <p>・「都市計画道路や…道路や南北交通のネットワークの形成が必要です。」との認識は多くの住民の共通認識とは言えない。近年は交通や自動車優先から人間、歩行者優先という考え方が基本認識となっている。従って、以下の通り書き換えてください。「道路整備は高齢者や弱者の利便性向上の視点から必要最小限なものに限定するとともに、既存の公共交通手段を最大限に利用するよう区民の意識を変革することが重要である。また、都市での望ましい住まい方、ライフスタイルの在り方について区民の認識を如何に高めるかが大きな課題である。」</p> <p>・「広域からの通過交通…通り抜け車両の流入がみられ、対応が必要です。」は、「対応が必要です」は対応が必要なことは当然でありという方向で対応するかを課題として明示すべきであり「通過交通が住宅地に流入できないような措置を講じる必要があります。」に改めてください。</p> <p>・従ってテーマ のタイトル「誰もが快適に移動できるまちをつくる」は、「快適な街なみを保持しつつ新しい都市の住まい方を実現する」と改めてください。</p>	<p>・道路は、自動車の通行だけでなく誰でも色々な目的や手段で移動します。また、道路は災害時の防災機能や、にぎわいの創出や交流の場などの生活活動空間として貴重な公共空間でもあります。区では整備が遅れている南北方向の都市計画道路等道路ネットワークの形成を進めます。</p> <p>・交通手段については、新たな「交通まちづくり基本計画」において、自転車や公共交通など環境負荷の低い交通手段の利用促進、自動車交通における環境負荷の軽減により、環境に配慮した移動を目指しております。</p> <p>・広域からの通過交通は、通り抜け車両による住環境の悪化だけでなく、環状八号線や世田谷通りなどの交通渋滞の発生も課題であると考えております。区では、円滑な交通処理が行えるように道路網を整備し、住宅地への通過交通を減らすことが必要と考えております。</p> <p>・テーマ のタイトルについては、第一部の都市整備の基本方針との関係から5地域統一のタイトルとしております。</p>
170	第4章	まちの姿	<p>3. P62 地域の街の姿 の○の5つ目、「南北方向などの道路が整備され」は削除するべきである。理由は上記2. の通り、これ以上不要な道路建設をすることは自然破壊と街並み破壊を進め、流入交通を増やし交通事故を増加させるだけであるので記載する必要はありません。</p>	<p>道路は、自動車の通行だけでなく、子供から高齢者、障害者など様々な人が色々な目的や手段で移動します。また、道路は災害時の防災空間や、にぎわいの創出や交流の場などの生活活動空間として貴重な公共空間でもあることから、区では整備が遅れている南北方向の都市計画道路の形成をめざしております。</p> <p>整備にあたっては、道路内の緑化を充実し、連続したみどりの空間を創出するなどの取り組み、環境の向上に資する道づくりを進めます。</p>
171	第4章	土地利用	<p>4. P65 千歳船橋駅北側についての土地利用方針図については不明な部分が多いので、詳細地図で境界線などを示すべきである。</p> <p>・大規模な敷地(住宅団地等)については都市計画上どういう位置づけなのか明確にするべきである。</p> <p>・区域の設定については地元の住民、町会などと十分協議したうえで決定するべきである</p>	<p>序章(3) に記載したとおり、土地利用の方針については、土地利用方針図でその位置を概略で示したものです。</p> <p>大規模な住宅団地は、一団地の住宅施設として都市計画決定されているものもございしますが、より分かりやすく表示するために、大規模な敷地として表示しております。</p> <p>地域整備方針における土地利用の区分については、現在定められている用途地域を基本として定めており、ご意見については、これまで意見交換会、たつき台説明会、パブリックコメント、素案説明会などでお伺いをしてまいりました。</p>
172	第4章	土地利用	<p>7. (P67)街づくり関係ですが、</p> <p>・第1種住居専用地区内では住む方の顔が見えない、短期滞在型のアパート建築は条例で規制してください。</p> <p>・同様に1世帯当たりの建築面積が小さいアパートは、第1種住居専用地域では、周辺の住環境を著しく悪化させますので、同様に条例で規制してください。</p> <p>・同様にダ1種低層住居専用地域では、路地常敷地の長屋は3軒までとしてください。(ご家族でお隔になられることを想定しております。)土地が広い場合でも周辺のお宅の住環境を著しくこわすことが考えられますので、1世帯当たり十分な敷地規模の設定をお願いいたします。</p>	<p>「住む人の顔が見えない」や「短期滞在型」といった「住まい方」の問題に対しては、都市計画法や建築基準法などに依り制限することは困難であると考えております。</p> <p>一世帯当たりの床面積が小さいアパートの規制については、「世田谷区住宅条例」を定めて、良好な住宅の供給や住環境の維持のために「最低住戸専用面積の確保」の指導に努めております。</p> <p>第一種低層住居専用地域における路地状敷地の長屋の戸数を三戸までに規制していただきたいのご意見ですが、世田谷区の用途地域指定では5割以上の面積を占めている第一種低層住居専用地域のような地域において、多様な住まい方の促進を掲げている区の住宅政策として行うべきではないと考えております。</p> <p>しかしながら、今回いただいたご意見については、今後の地域の特性を活かした街づくりを進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>

173	第4章	テーマ	<p>2. 11月27日に開催されます地域別説明会において、下記意見を述べさせていただく所存でした。</p> <p>5地域共通問題として： マンションの存在の確立：防災におけるマンションの役割を明確化していただきたいのです。2014年の基本方針第1章においても土地利用現況、用途地域指定状況においても、世田谷区におけるマンションの比率は49.5%になりつつありますが、防災訓練などで残念ながらマンションが町会、自治会では認知されておらず、緊急時はマンションが一時救護拠点になることは明らかで、第1種、第2種中高層住宅の利用価値は無視できないと感じており、マンション居住者が都市整備活動に参画してもらうには必要と考えております。特に、高齢者が1種低層住宅からマンションに移行しつつあり、是非、地域安全、災害時の拠点としてマンションを追加していただきたいのです。</p>	<p>今後の区政運営の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、区では、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」において、延べ面積が10,000㎡以上の大規模建築物の建築主は、近隣住民も利用できる防災資機材収納用倉庫や災害時用のマンホールトイレなどを整備するよう努めなければならないと定めており、建築の際に建築主と協議を行っております。</p>
174	第4章	テーマ	<p>住んでいる地域の周辺は狭い道路が多く、道路整備を進めてほしい。夜、道路が暗く危険。</p>	<p>4- .テーマ別方針 テーマ における【地区の安全性を向上させる】に基づき、安全で災害に強い街をつくるために、地先道路の整備を進め、地域の防災性の向上を図ります。</p> <p>ご意見につきましては、その道路の状況や改善の緊急性を考慮し、また、沿道の方々や地域の方々のご意見を伺いながら進める必要があると考えております。</p>
175	第4章	テーマ	<p>火事が起こったあとの延焼遮断などの記載があるが、火事を起こさないための予防策の記載がなくてもよいのか。</p>	<p>地域整備方針では火災も含め災害に強い都市基盤の面的整備を目標としており、地域のまちの姿にこの旨記載しております。また、テーマ別方針のテーマ に記載しましたように沿道の不燃化や防災上課題のある地区では建築物の不燃化など進めてまいります。</p>
176	第4章	テーマ	<p>世田谷区内は246号線、環状8号線などの少ない幹線道路を除いて、街中の道路のほとんどが車1台がやっと通れるような狭い道路ばかりです。その狭い道路に車、自転車、が走り人が歩いています。この狭い道路をさらに狭くしているのが電柱です。自転車や人は電柱のため走ったり歩けません。景観的にも安全のためにも電線の地中化により電柱を無くしてください。</p>	<p>住宅街の狭い幅員の道路では、電線を地中化する上で、地上機器の設置箇所の確保が課題となっております。地上機器を設置するには、原則として公有地が必要であることから、電線地中化が困難となっております。可能な箇所から電線地中化に取り組むとともに、他自治体の例も参考にいたします。</p>
177	第4章	テーマ	<p>風景づくりがパブコメ中だが、景観重要樹木、特別保存樹木も区長に手紙を出せば木は伐採される状況にあり、インセンティブがない。環境を守るために敷地規模150㎡の担保、小さな家ができたときには完成検査しっかりとするなど、都も含めてみどり33の実現に努力して欲しい。</p>	<p>区では、みどり率33%を実現するために、区民の皆様のご理解・ご協力のもと、民有地の緑化及び樹木の保全に取り組んでいます。しかしながら、相続等の個別の事情がある中で、所有者のご理解ご協力が得られず、伐採、宅地化されるケースが多く、区としても苦慮しているところです。今後、高木が簡単に伐採されないような仕組みづくりにつきましては、研究してまいりたいと考えています。また、区では、「みどりの基本条例」を改正し、平成26年4月から「みどりの計画書」の届出対象を250㎡以上の敷地から150㎡以上に拡大強化してまいりました。さらなる強化につきましては、取り組み状況・効果等を確認しながら、検討してまいりたいと考えています。</p>
178	第4章	テーマ	<p>1、(P67)世田谷ダムの協働事業の経験から、湧水のみならず、治水の面からも、裸地であれば100%助成にしたい。</p>	<p>浸水被害の軽減のため、区では流域対策を推進しています。財政的な観点からも総合的に検討していきます。</p>

179	第4章	テーマ	3、(P59,60)砧地域の緑率減少などとしてでも食い止めましょう。景観重要樹木の指定、大賛成です。国分寺崖線の風致地区でも簡単に高木が伐採される現状を考え、簡単に高木が伐採できないような、景観重要樹木の早期制度化をお願いいたします。この2年ぐらいの間に成城3丁目、7丁目の3か所で15m以上の美しいケヤキやシラカシ高木が伐採されました。	区では、みどり率33%を実現するために、区民の皆様のご理解・ご協力のもと、民有地の緑化及び樹木の保全に取り組んでいます。しかしながら、相続等の個別の事情がある中で、所有者のご理解ご協力が得られず、伐採、宅地化されるケースが多く、区としても苦慮しているところです。今後、ご提案の高木が簡単に伐採されないような仕組みづくりにつきましては、研究してまいりたいと考えています。
180	第4章	テーマ	砧地域テーマ別の方針 と について以下の意見を具申します。 テーマ について、 ”緑を守り育てる”ことはこの地域では特に大切なことで大賛成です。但し、この実現には強い指導と監視体制が必要です。この必要体制を方針に明記して頂きたいと存じます。最近身近に起こった以下の事例で上記指導・監視体制の必要性を痛感しました。 (例)成城8丁目の都立総合工科高校グランド南側道路に面した大銀杏8本が丸坊主のように伐採されてしまいました(10月末～11月初め)。この大銀杏並木はこんもりとした緑豊かで、紅葉直前で近隣の住民や通学小学生達(スクールゾーン)が真っ黄色に染まる美しさを楽しみにしていました。その直前突然丸坊主になり皆ショックを受けました。高校側に何故と聞きますと、街灯が隠れる部分を刈るとのことだったが、落ち葉処理に一住民の電話クレーム(歩行し上ずる危険)があったこともありと。まさに「落ち葉処理が面倒なので木を切った」。教育機関でもありながらこの有様。通学小学生に与える心理影響も心配です。落ち葉掃除は学生や住民に声をかければボランティア協力が出るのに残念です。	緑地や樹木の管理は基本的に所有者が負うものとなりますが、地域にお住いの区民一人ひとりの、みどりを大切に思い、守り育てる意識と、ひいては世田谷区における、みどりを守り育てる文化の醸成が、保全の大きな原動力となります。区では各種緑化制度の充実や、様々な機会での啓発を積極的に行い、また皆様のご協力を得ながら、みどりの保全に努めてまいります。
181	第4章	テーマ	神明橋付近の野川の自然を出来るだけ残すこと。行政がお金を使って岸をコンクリート化することはムダ金で自然を破壊。カワセミなどが住みづらくすることを認識して下さい。今のままで余り手をつけないことがベストです。	野川の神明橋付近は、自然が多く残された地域でもあり、管理者である東京都に対しまして、自然に配慮した河川整備を要望してまいります。
182	第4章	テーマ	砧地域の緑は貴重な財産です。生活道路の歩行者用・自転車用の整備には賛成ですが、自動車用道路はこれ以上の本数増、拡幅は絶対反対です。成城憲章では低い生垣、下図のような角切って見通しをよくした道路等高い理想があります。他の地区も高い住環境の理想を持って計画を作り、推進していただきたいです。(角を切って道路を渡るとき見通しをよくする 安全) 指摘図あり	区内の道路整備は未だ十分な状況ではなく、通り抜け車両による住環境の悪化、公共交通不便地域の発生等、区民生活に様々な影響を及ぼしています。また、高齢社会への対応として、歩きやすい歩行環境の整備、災害対策として延焼遮断帯となる道路、避難路の整備なども課題となっています。 都市計画道路などの骨格的な道路は、自動車交通を円滑化するだけではなく、バス交通の導入、災害時における延焼遮断帯、緊急物資の輸送路避難路など、多くの役割を担う重要な社会基盤です。 このため、区では、成城憲章を参考に地区の特性を踏まえて街づくりに取り組むこととあわせて、都市計画道路を中心とした道路網の整備を進めることも必要と考えております。
183	第4章	テーマ	・自然:自宅近辺の田畑、公園の木々がなくなり、宅地化していく急激な変化に疑念を感じます。自然の命が軽視されている事への対処を早期改善して頂きたいと考えます。	区は、みどり豊かなまちづくりを目指し、区民の皆様のご理解・ご協力のもと、民有地の緑化及び樹木の保全に取り組んでいます。新植だけでなく既存樹木の保全も大切なことから、建築にあたり建築主に 既存樹木の保全 移植 代替植栽をお願いしています。また、樹木をやむを得ず伐採する場合は、伐採樹木本数や伐採の理由等をお尋ねしています。 今後とも、緑化制度を積極的にPRし、様々な機会を捉えて、みどりの重要性についても周知に努めてまいります。

184	第4章	テーマ	2. 緑化対策を早く進めるべきでないのか？ 返答を願いたい。H26.11.17日	区では、民有地の緑化及び樹木の保全のため、みどりの基本条例を改正し、平成26年4月から「みどりの計画書」の届出対象を拡大し強化しました。本制度を適切に運用するための指導・要請を行ってまいります。また、規制・要請だけでなく、助成制度としては、シンボルツリー植栽助成、生垣緑化、屋上・壁面緑化、花壇造成、事業用駐車場緑化などの助成を実施しております。今後とも、公園等の取得・整備、公共施設の緑化を進めるとともに、民有地の緑化を進めるため、緑化制度を積極的にPRし、様々な機会を捉えて周知に努めてまいります。
185	第4章	テーマ	5. P67 ・[みどりを守り育てる]に次の一項を加える。 ・保存樹の伐採についてはその必要性を十分に検討し、周辺住民の意向との意見調整を行ったうえで進めるなど、みどり率の減少につながらないよう最小限に留めるものとする。 ・[地区特性に応じた...]の最初の○の冒頭に次を加える。「開発行為については砧地区のみどり率が5地域の中で最も高いという特性を考慮し、緑豊かな地域というその特性をより一層高めるとして、地域の特性を損なうような開発行為は行わないように指導を強化する。」理由は上記1参照。 ・テーマのタイトルを「みどり豊かで青い空を確保した住みやすいまちをつくる」理由は上記1、	区では民有地の一定の大きさの樹木を守るため、保存樹木・樹林地制度による管理支援を行っており、樹木の保存に一定の効果をおいています。民有地の樹木は私有財産であるため保存には所有者の理解と協力が欠かせません。今後も保存樹木への追加指定を進め、所有者や周辺住民、事業者のみどりに対する意識を高め、樹木の保存に努めてまいります。 ・開発行為等が行われる際は、第一部及び第二部テーマ別の方針に記載のとおり、地区特性に応じたみどり豊かな住宅地の整備を進めます。 ・テーマのタイトルについては、第一部の都市整備の基本方針との関係から5地域統一のタイトルになります。
186	第4章	テーマ	27日の砧支所説明会にでられませんでしたのでパブコメしたく思います。整備方針も地域ごとにてなのでよかったですと思います。砧においてはまず”砧らしさ”を大事にアクションプランその他事業をされると思いますがたとえばテーマの安全性の確保についてでも画一的でなく大事なみどりを守りつつ工夫していけば両立可能なはずで。	テーマ1で安全で災害に強いまちに関すること、テーマでみどり豊かで住みやすいまちに関することを記載しております。どちらも砧の地域のまちの姿を実現するために、重要な街づくりのテーマとして掲げており、実現に向けて具体的に取り組んでいきたいと考えています。
187	第4章	テーマ	仙川の水が上流ほど汚くなっているが、どうするか。	仙川は区市をまたがる一級河川です。区はみどりとみずの基本計画に基づき、水循環・水環境の回復を目指し、湧水地点の保全や雨水浸透枳などによる地下水保全、水辺の良好な環境づくりを進めています。都市整備方針第一部の総合的な街づくり行政の推進に記載していますが、今後更に関係市区との連携を深め、水質改善に取り組んでいきます。
188	第4章	テーマ	素案内容は大変結構である。あとはどのくらいの期間でやるか、だ。私の土地は昭和44年に区画整理をすべき区域内かつ道路としての予定線が引かれたため、土地評価額が半分以下になっている。売れないし、建物の耐震化もできない。45年も実現されないものを白紙に戻さないのか。	テーマ別方針 テーマに記載したとおり、土地区画整理事業を施行すべき区域のうち、土地区画整理事業による整備が困難な地区については、東京都のガイドラインに基づき、地区計画など土地区画整理事業に代わる整備手法について検討を進めます。
189	第4章	テーマ	4. 最近の小規模住宅に緑のないお宅、少ないお宅が目立ちます。緑の届出の完成検査を、150㎡から、出来れば150㎡未満も緑の届出を条例化してください。完成検査に人手不足なら、住民が、外から見て、緑がないお宅のレポートを、提出しますので、そのケースだけでもチェックしていただきたいと思っています。	区では、「みどりの基本条例」を改正し、平成26年4月から「みどりの計画書」の届出対象を250㎡以上の敷地から150㎡以上に拡大し強化してまいりました。さらなる強化につきましては、取り組み状況・効果等を確認しながら、検討してまいりたいと考えております。

190	第4章	テーマ	<p>5、水害抑制、もちろん賛成で、東京都の野川流域連絡会のまとめ役をやっている自分としては、毎年河川改修の打合せを、東京都河川部並びに二建とさせて頂いておりますが、今年「日本生態系協会」が小田急高架下～谷戸橋間を、「関東・水と緑のネットワーク100選」に選んだエリアはすばらしい自然環境エリアで、第2階地域風景資産にも選んでいただいている区間です。現在の河川改修案では一端すべての草木を根こそぎ掘り下げてしまう予定です。現在東京都も私たち地域住民の意見も取り上げ、設計の見直しも考えてくれて、先日一緒に川歩きを実施しました。こんごグリーンインフラの候補地に入ること考えられるこの地の河川改修に世田谷区もお力をお貸しいただけると幸いです。</p>	<p>昨今の集中豪雨等による浸水被害に対しまして、区では、河川や下水道の早期整備を東京都に要望等しているところですが、特に、河川の整備につきましては、自然を配慮した整備方法も含めて整備を要請していきます。</p>
191	第4章	テーマ	<p>緑を保つ！ どうすれば、絵に描いた餅にならずに保てるか？ 役所の文章ができあがったら、やれやれ、これでもこの話は終わり！ではなく、普段から、たくさんおられる、大変に真面目な方々等、いつも集まって話し合っていく事の大切さ！役所が仕切り役、なのではなく、どうすればもっと本当に一緒に顔をつきあわせて作っていいのか？ 事業者も住民も役所も人間同士！どうすれば、もっと信頼関係を築けるのか？ どうすれば、あきらめずに人間が豊かになる方向へ歩めるのか？ どうすればもっと長い目で町をみれるのか？ もっと、若い人達も興味が持てるのか？ 具体的には、本当に緑を(自然景色を)保ちたいならば、それに反する場合には罰則を作る以外にないのかもしれませんが。(例えば、もとにもどす等) どんどん悪くなる自然環境？ 一人一人の意識が緑を(自然環境を)守るのですね。どの分野も一人一人の意識からですね。一人一人が自分の事として、考え続けます。 音楽の役割で言えば、どうすれば、もっと、人間同士(利潤もそれぞれ違う人同士)が互いに潤えあえるか、互いに良い関係でぶつかり合える機会を作っていくきっかけを作り続けるのが音楽の欲割りなのだなあ。それがそれぞれの分野で一流という意味なのかもしれません。 まずは、あきらめるのはそれぞれやめる事から。</p>	<p>区民一人ひとりの、みどりを大切に思い、守り育てる意識の醸成が、みどりを保全する大きな力となります。区としてもみどりの保全につきましては、今後もねばり強く対応してまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
192	第4章	テーマ	<p>つい最近成城4丁目で1000人近くも署名の集まる住民運動がありましたが、私の見るところ完敗です。ごく普通の人々が緑の多い環境を守りたいと思い行動したのです。都内23区でもこれだけ緑の多い住宅地は稀です。この地に住まない業者や個人がこの環境を破壊することによって(ミニ開発・ミニアパート)利益を得ていることは許されないことです。成城憲章はただの紳士協定なんです。区の方でも、この数少ない環境を守るために道路ばかりではなく、何らかの具体的な手をうってください。切に要望いたします。</p>	<p>区では「みどりの基本条例」に基づき、建築行為等に伴う「みどりの計画書」の届出を義務づけて、民有地のみどりの保全・創出を図っていますが、近年の宅地化等により敷地の細分化が進み、みどりが失われてしまうケースが見受けられます。 このような現状の中、より小規模な敷地面積においても緑化を推進するため、平成26年4月より、建築に伴う緑化の届出対象を150㎡の敷地規模まで拡大いたしました。 また、届出対象でない敷地においても中木による緑化の誘導基準を定めました。今後も、接道部及び屋上緑化並びに樹木の移植助成制度の活用も含め、民有地の積極的な緑化を推進してまいります。</p>
193	第4章	テーマ	<p>成城のように、長年良い住宅環境を守ってきたところに、それにふさわしくないワンルームアパートの建設を認めないでいただきたい。住む人の顔が見えない「短期滞在型」のアパートは困ります。認めないで下さい。一度こわれた環境は二度と戻りません。ずっと末長く良い住宅環境を守ってゆきたいと思います。</p>	<p>ワンルームアパートの建設を規制してくださいのご意見ですが、単身者、高齢者の方々が住まいとしてご利用されることが多いかと思っておりますので、区の住宅政策としても福祉政策としても規制を行うべきではないと考えております。 なお、ご意見につきましては、成城地域での街づくりを進めるうえで参考とさせていただきます。</p>

194	第4章	テーマ	緑を守る為に、地域の学校教育の中で農家や寺、神社、個人でも大木を所有している家を訪問し、四季折々の美しさと同時に管理の重要性を認識してもらう行事を又は授業をとり入れてもらう。	年少の頃より区内の貴重なみどりに触れ、その大切さについて学ぶことは、区のみどりの将来を考えると大変重要なことであると認識しております。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
195	第4章	テーマ	恵まれた世田谷の自然を大切に街づくり、整備をお願いします。相続により空き家そのままになっている家、空き室の目立つマンションも地域で気になります。公的な整備、税制利用と一体的な整備があると安心です。	国では空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、社会問題化している空き家の解消を図ろうとしています、またこれを踏まえ区では迷惑空き家など、管理不全な状態の解消とそれらの発生予防に取り組み、良好な生活環境の保全を図るための条例制定に向けて検討を進めています。
196	第4章	テーマ	・活性化:安全、自然と共存。生活環境の活性化により、高齢者や子供達への利便性を図って頂きたいです。	第4章砧地域の4 - 「砧地域のテーマ別の方針」、テーマ、テーマの「安全で災害に強いまちをつくる」「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」において区としての方針を示しました。その効果として、高齢者や子供達への利便性につながっていくと考えます。
197	第4章	テーマ	・キャッチボール、ミニサッカーが出来るちょっとした空地的な公園をつくるべき。・子供達は大きな公園にいかないと出来ない状況です。	公園の新設、改修等の整備にあたり、地域の要望や公園等の規模を考慮しながら、ボール遊びの出来る場の整備についても検討してまいります。
198	第4章	テーマ	祖師ヶ谷大蔵駅から富士山が見えなくなった。眺望をどう保証していくのか。	区は良好な風景を守り、育て、つくる風景づくりを推進しています。一定規模以上の建設行為等には、風景づくり計画にある風景づくりの方針・基準に基づく指導・誘導を行っています。富士山等の眺望については関係所管と連携し、風景特性として「地形」を捉えつつ、様々な手法により魅力ある風景づくりに取り組んで参ります。
199	第4章	テーマ	環境が変わっていくのを止めるのは難しい。駅前広場に協力したが、富士山が見えなくなったのは初めての。あたりまえの回答ではなく、なぜ止められなかったのか、今後どうするのかという覚悟を聞かせて欲しい。	区は良好な風景を守り、育て、つくる風景づくりを推進しています。一定規模以上の建設行為等には、風景づくり計画にある風景づくりの方針・基準に基づく指導・誘導を行っています。富士山等の眺望については関係所管と連携し、風景特性として「地形」を捉えつつ、様々な手法により魅力ある風景づくりに取り組んでまいります。
200	第4章	テーマ	砧地域に於ける特定の問題:緑豊かな、区内に於ける文化の発信基地として、緑化、歴史文化の地域還元講座の設置を提案させていただきます。これは、緑化推進のみならず、地域ごとの緑化品評会の開催が出来るような考えを住民に共有していただきたいのです。詳細については、整備方針の中で、住民各位が自分達で推進出来るような環境を残していただきたいのです。	いただいたご意見は、今後の街づくりの参考とさせていただきます。
201	第4章	テーマ	この地域は電信柱が歩道上にあって邪魔になったり、道自体が狭いところが多いので、電線を地中化していただきたいなと思います。自然が多くて景色も素晴らしいのですが、電線が邪魔しているのも気になります。	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があり、第一部「都市整備の基本方針」及び世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画等に基づき、順次、電線の地中化を推進しております。
202	第4章	テーマ	電線の地中化 世田谷区は道幅が狭く交通安全の為災害時の安全のためにも又経済効果も期待できる	

203	第4章	テーマ	また、当地域は南北方向の道路が重点整備のようですが、現状は甲州街道―世田谷通りの間の東西方向の道路はあまり本数がない上、すれ違いさえ、が困難な物等(都道118号線)ばかりで、東西方向整備の方が歩行者及び自転車等の安全確保を含め優先度が高いように思います。	砧地域は、都市計画道路等の整備率が他地域に比べて低く、南北方向だけでなく東西方向にも課題があります。ご指摘の都道118号線はバス通りで、複交差点から上祖師谷4丁目の成城通りまでの区間では、補助54号線の整備が東京都により進められております。新たな道路には歩道が整備され歩行者の安全も確保でき、周辺の交通安全上の課題が解消されるものと考えます。
204	第4章	テーマ	誇り高い街として発展させてもらいたい。アメリカ西海岸には交通信号がない街がある。研究してはどうか。	いただいたご意見は、今後の街づくり行政の参考とさせていただきます。
205	第4章	テーマ	砧地区 外かく環状道路と平行した路面電車は設置できないでしょうか。	東京外かく環状道路(関越～東名)は、平成19年に高架方式から地下方式に都市計画変更されました。それに伴い大深度地下トンネルが通る区間の地上部は、従前通りの土地利用が可能となりました。現時点で路面電車設置の計画はありません。
206	第4章	テーマ	私は砧地域に住んでいます。常々感じていることは交通の便の片寄りです。私の母を含め、高齢化が進んでいますが、元気な方が多いです。しかし、自転車を止めたとたんに行動範囲が狭まり、家にこもり始めるお年寄りが多い気がします。私の周辺では祖師谷駅から千歳船橋駅への城山道路の方向から大蔵体育館や世田谷美術館、砧公園へ行く交通網がないのです。せっかく、良い環境があるのに、近いのに行くことのできないお年寄りが多くさんいます。是非、ミニバス等が必要だと思います。	区の公共施設を結ぶバス路線の必要性については、高齢社会への対応や、利用者のサービスの向上といった面から、重要な視点と考えております。区では、この地域へのコミュニティバスの導入について、これまでも検討しておりますが、道路幅員が狭く、バスが通れない区間もございます。今後とも引き続きバス事業者や関係所管と連携を図りながら取り組んでまいります。
207	第4章	テーマ	テーマ について 歩行者等の安全性と快適性を高めるためには、南北道路につながる横道路は強制的に原則自動車を一方通行にして交通量を削減することが大切です。特に、老人施設、幼稚園、学校等、社会的弱者の近辺道路は強制的に車の一方通行化が必要です。方針にはまずこの項が入らないと実効性がなくなります。 以上	いただいたご意見は、今後の区街づくり行政の参考とさせていただきます。
208	第4章	テーマ	6 . P69 ・(5)のタイトルは「快適な街なみを保持しつつ新しい都市の住まい方を実現する」に改める。理由は上記2 を参照。 ・[各拠点や施設をつなぐ]の部分は削除する。理由は上記2の通り。	・5つのテーマは第一部の都市整備の基本方針との関係から5地域統一のタイトルになります。このタイトルの中で砧地域の目標やまちの姿、テーマ別方針等記載しており地域のまちの姿の実現に向けて取り組んでまいります。 ・[各拠点や施設をつなぐ]の記載は、広域生活・文化拠点、主要な駅、区役所や各総合支所など公共機関をつなぐ道路ネットワークの形成を意味しています。
209	第4章	テーマ	自転車の走行レーンの少しでも多くの確保	区では、主に既存の道路空間を活用した自転車走行環境整備を行っています。今後も道路状況に応じ、自転車専用レーンを含む、自転車走行環境整備に努めてまいります。
210	第4章	テーマ	・水道道路の歩道幅拡張	ご指摘の東名高速道路付近から狛江市に向かう水道道路は、都市計画道路補助214号線として幅員16mに拡幅する計画があり、現在より幅員の広い歩道が整備される予定です。 なお、整備の時期及び施行者については、現時点では決まっておりません。

211	第4章	テーマ	・二子玉川緑地を駅までずっと歩道に	いただいたご意見は、今後の区街づくり行政の参考とさせていただきます。
212	第4章	テーマ	・チャリ置き場	駅前周辺におきましては、新たな自転車等駐車場のための適切な用地の確保は難しい状況にありますが、引き続き土地の探索を進めてまいります。
213	第4章	テーマ	・玉04/05のバス増便が喜多見公園へ来るヤツ増やす	当該路線につきましては、昨年10月から4箇月間の実験運行を経て、本年2月1日から二子玉川駅発10時台から16時台に玉04系統のバス(喜多見公園まで延伸)が運行し、その他の時間帯は、これまでの玉05系統のバスが運行しています。 バスの増便につきましては、バス事業者から現状では厳しい状況であると聞いております。 区としましては、今後もご要望や利用状況などを見据え、バス事業者と協議をしてみたいと考えております。
214	第4章	テーマ	三十数年前にこの土地に越してきてから、今現在の人口の変化にはめざましいものがあります。大型スーパーや家電量販店もでき、交通量も増えました。が、信号や道路の幅などはそのまま、例えば、砧小学校交差点においては当然あるべきところに信号がないため歩道には信号待ちの人が溢れ、人の流れが悪く、時には信号のないところを無理に渡る人もいて、危ない場面を何度も目にしています。子供が増えた通学路も幅が広がり、ストレスを車が通っています。ニーズに合わせた対応を望みます。	第一部のテーマ (4) 「交通安全対策を進める」及び第二部3- . . .テーマ別方針 「歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める」に記載したとおり、ニーズに合わせ、誰もが快適に移動できるまちをつくってまいります。
215	第4章	テーマ	街づくりは今後人口減少が見込まれること、建設業を中心に外国人の増加が見込まれることを考えた街づくりを希望します。 具体的には、新規の道路建設は必要最小限に抑えて現存する道路の保全と安全性を重視したものにすること。道幅5m未満の狭い道路が多いことを良い方向に生かす工夫をすると良いと思います。住民の高齢化が進むことから自動車や自転車スピードを出せないように住宅地域を全面時速20km制限にする安全な歩行者、自転車中心の地域づくりをめざしてほしいものです。	住宅地における速度制限についてご意見を警察署に伝えるとともに、引き続き自転車安全利用啓発に取り組んでまいります。
216	第4章	テーマ	喜多見駅前広場のロータリー化(バスタクシー停車)	現在の喜多見駅前広場は、歩行者系の広場として整備されたものとなっております。また、バスやタクシーの交通広場として使用する際に必要な面積の用地確保ができていないことから、バス等の乗り入れは難しいものと考えております。 しかし、喜多見駅は地区生活拠点として位置づけていることから、都市計画道路など新たな基盤整備が完了した段階で、地域の皆様のご意見も伺いながら、地域交通の利便性の向上を目的としたバス路線の導入等について検討を進めてまいります。

217	第4章	エリア	(公)祖師谷住宅に住んで居ります。10年以内に建てかえが決まっております。当団地は高齢者が多く、現在は4階建てが主ですが、新しく建てかえるのは高層10階以上なのでしょうか。4階建ての高齢者の住める建物が出るのでしょうか。大変心配して居ります。この地域はどのような計画になっているのでしょうか。	祖師谷住宅周辺(祖師谷二丁目地区)の街づくりについては、砧地域のアクションエリアの方針[4- 祖師谷二丁目地区]に記載したとおり、住宅団地の建て替えにあたっては、地域に必要な道路や公園などの都市基盤の整備などによる良好な居住環境の形成に貢献できる街づくりを進めます。また、祖師谷住宅は、所有者である東京都住宅供給公社が今年1月に改定した再編整備計画において、10年以内に建て替えと位置付けていますが、現時点で具体的な建替えの時期や計画は未定と聞いております。今後、公社のスケジュール等を把握した段階で、具体的な協議をしていく考えです。
218	第4章	エリア	50年住んでいます。小田急線高架は大成功です。大賛成です。是非進めて下さい。 (直してほしいこと)砧5丁目に4mに満たない行き止まりのところがいくつかあります。下記はそのひとつで火事の時逃げられない、救急車も入れない。そして、消防車が入らない。砧6丁目17番のあたり(図解あり)	テーマ別方針(1)テーマ「安全で災害に強いまちをつくる」の中で記載のとおり、地区の安全性を向上させるため地先道路の整備や狭い道路の拡幅整備を進めてまいります。ご意見につきましては、その道路の状況や改善の緊急性を考慮し、また、沿道の方々や地域の方々のご意見などを伺いながら進める必要があると考えております。
219	第4章	エリア	念願の図書館を喜多見ジャンクション(仮名)上に!	図書館の配置につきましては、まちかど図書室を含め、その利用圏域を概ね半径1.5キロ・徒歩15分程度と設定し、現状の配置により、区内全域をほぼ網羅したものと認識しています。東名ジャンクション(仮称)付近には鎌田図書館及び喜多見まちかど図書室があり、充足していると考えます。
220	第4章	エリア	1. 砧地区環八沿道地区について(4-)街づくりを進めていくとあるが具体的に何をやるのか?	環八沿道地区の街づくりについては、砧地域のアクションエリアの方針[4- 環八沿道地区]に記載したとおり、沿道地区計画に基づき、後背地の住宅地との調和を図りながら商業・業務地として誘導するとともに、建築物の不燃化を促進し、みどりとうるおいのある良好な沿道の街なみを形成していきます。
221	第4章	エリア	砧地域について 世田谷区のHPでは"世田谷区では外環事業の進捗状況に合わせて、東名及び中央ジャンクション周辺地域において、街づくりに取り組んでいくとともに、"とあります。外環道は2020年に向けての大事業と思いますが、開通すると同時にジャンクションとは言え、周辺の車の流れ、通行量は現行から大きく変わることが予想されます。従いましてその付近の道路整備("駅周辺"というようなケースは除外)については外環道が完成し、周辺の影響がはっきりしてから行う方が無駄なく投資を省く観点からも有用ではないかと存じます。	東京外かく環状道路整備などの大規模な事業と、その周辺の街づくりは、それぞれ個別で行う場合に比べて、一体的に展開する方が効率的で、相乗的な事業効果も得られると考えられます。 このため、区では、事業に関する影響などを考え、適切な時期に道路整備を含めた周辺の街づくりを進めています。
222	第4章	エリア	2、(P67)外環の上部利用で意見を申し上げましたが、野川の治水で是非、外環の東名下のジャンクション部を野川の調整池として活用いただき、さらにはその下部も地下貯留タンク棟検討いただきたいと思います。	外環東名ジャンクションの雨水流出抑制施設の設置につきましては、区の豪雨対策基本方針に基づき、外環事業者と調整してまいります。

223	第4章	エリア	6、(P68)成城学園駅周辺ですが、先ず第1に駅広のスケジュールをはっきりさせること、シンボルツリー等、西口広場の絵をはっきりさせていただきたいと思ひますし、説明会で、どなたかが言われておられた、富士山が、これ以上見えなくなるのは避けてください。	・成城学園前駅西口交通広場は約5,000㎡で平成15年1月に都市計画決定し、小田急線上部など約3,000㎡の暫定整備を行いました。今後、残る2000㎡の事業化に向けた検討を進めてまいります。なお、昨年度策定した「せたがや道づくりプラン」においても平成26年度から向こう10年間で優先的に事業化を図っていく路線に位置付けています。いただいたご意見はアクションエリアの方針4 - 成城学園前駅周辺地区に記載しました。 ・富士山等の眺望については関係所管と連携し、風景特性として「地形」を捉えつつ、様々な手法により魅力ある風景づくりに取り組んでまいります。
224	第4章	エリア	・喜多見まちづくりセンター付近の商店街整備	喜多見まちづくりセンター(喜多見5丁目)周辺には、組織的な活動を行っている商店街は存在していません。こうした商圈から外れた地区では、日常の買い物等に不便を来すことが考えられることから、区では、買い物支援対策について検討していきます。
225	第4章	エリア	とても良い素案ですが自分の住んでいる場所としてもっと意見を取り入れて欲しいです。環八沿いの砧二丁目あたりで雨が降るとよく浸水になるので、素案から見ると砧二丁目は水に対する対策なく、環八との傾斜が大きくどうか水害の対策を早急にやっていただけたらありがたいです。(何度も自宅が水害に遭われ、まちづくりセンターにも何度も申したがなかなか進まなく雨降るたび、不安で仕方ないです!!)水害の側溝等の整備を!	この地域は、まだ、下水道の雨水管が未整備の地域で、今後、管理者である東京都下水道局には、引き続き早期整備の要請をしていきます。また、区といたしましても、浸水被害の軽減のため、流域対策の強化に努めてまいります。
226	第4章	エリア	・道路巾の拡張と電線の地下化(大蔵通りの一部) 東名の公園橋より岡本3丁目交差点、約500m程、大型車、トラックとバスのすれ違いに電柱のところでの難さを緩和させ、第2工事として歩行者安全の為、道路巾の拡張が望ましい。	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があり、第一部「都市整備の基本方針」及び世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画等に基づき、順次、電線の地中化を推進しております。
227	第4章	エリア	・災害避難対策として、岡本の一時避難場は岡本地区会館、砧南中、いずれも川と橋があり。東名の橋もダメ、としたら1丁目バス停、近くは砧公園への強固なガード、トンネルが必要と思う。	豪雨時の避難所については、土砂災害への対応も含め、地区の実情を考慮して見直しを検討してまいります。震災時の一時集合所、広域避難場所、避難所への安全なルートの確保は、重要な課題であり、今後の街づくりや災害対策の参考とさせていただきます。
228	第4章	エリア	この方針全体について、どう遵守していくのかがないと、絵に描いた餅になる。遵守する方法を明示してほしい。	施策・事業の実施については、世田谷区実施計画や都市整備方針を踏まえた分野別の整備方針・計画などに基づき進めてまいります。また、第1部第4章 街づくりを実現するための方策に基づき、事業者と適切に連携しながら、区・区民・事業者の協働による街づくりを実現してまいります。第二部の終章でも区民主体の街づくりを進めるための手法、区の支援などをご案内しております。

229	第4章	エリア	<p>世田谷区都市整備方針改定に伴う説明会について平素より、砧地域の都市整備、街づくり格別の御尽力を賜り深謝申し上げます。さて、11月15日の第二部説明会に参加させて頂き、砧地域住民として小林課長様まじめ、街づくり課の皆様の御尽力によりすばらしい地域整備方針を作成頂きましたことに対し、感謝申し上げます。</p> <p>1. 11月15日の説明会について:公聴会であった為か、大きな方向のあるべき姿を理解されておらぬ発言が多かったのには失望しました。運用について、確かに詳細な規程が必要かもしれませんが、大方針が決定すれば、ある程度の運用の変更は可能ではないかと判断します。他地域と比較し、砧地域の方針についてはすばらしく解かり易く記載されており、住民として、砧モデルで推進していけばと思いました</p>	<p>いただいたご意見は、今後の区街づくり行政の参考とさせていただきます。</p>
230	第5章	テーマ	<p>老朽した木造建物を耐火建物に建替促進</p>	<p>5 - . . . テーマ別方針 テーマ 【地区内の安全性を向上させる】に記載したとおり、木造住宅が密集し防災上課題のある地区では、不燃化・耐震化、緊急時に活用する道路の整備に取り組んでまいります。</p>
231	第5章	テーマ	<p>テーマ に対して 空家になっている古家が増加しています。せめて古家がなければ延焼遅延対策にもなる。住民の避難場所にもなります。現状の固定資産税の算出ロジックに矛盾点があると思います。災害の多い国として独自の考え方をすべきだと思います。</p>	<p>空き家等の活用、適正管理と事故予防の観点から条例化の検討を進めるなど、住環境の維持保全や災害に強い街づくりの促進に努めてまいります</p>
232	第5章	テーマ	<p>地先道路の4m拡幅は時間がかかる。杉並区のように条例化はしないのか。</p>	<p>5 - . . . テーマ別方針 テーマ に記載したとおり、誰もが快適に移動できるまち、安全で災害に強いまちの実現に向け、計画的な地先道路の整備を進めてまいります。</p>
233	第5章	テーマ	<p>烏山北住宅内にあった京王ストアに撤退され、いまは閉められたままです。サミットストアの宅配 ネット もなくなり買い物に不便でしょうかがありません。いずれ買物難民が多数でしてしまうのではないかと思います。店が1軒もないのでは年配者やお年寄は困ってしまいます。もともと烏山は”南”に重点が置かれ”北”はさびしい限りです。ぜひ商業施設の誘致をお願いします。</p>	<p>住宅団地の建替えにあわせ、必要な都市基盤の整備を進め、誰もが安全・快適で暮らしやすい環境整備に取り組んでまいります</p>
234	第5章	テーマ	<p>素案のp84、介護施設を包括ケア施設として地区ごとにつくる方針がある。建替え中や、これからの建替え団地にこの公的施設を生み出せないか。都と連携をとって欲しい。</p>	<p>大規模な公的住宅団地の建替えにあたっては、街づくりの観点から適切な誘導を図るとともに、建替えにあわせて公益的な施設の整備等についても都などの事業者主体と連携を図り取り組みを進めてまいります。</p>
235	第5章	テーマ	<p>道など整備することより、北野の畑や岩崎学生寮のみどり、いきもの、湧き水、たいせつなものが失われない生かしつけていく街づくりをお願い致します。身近に自然とふれあえる場所もつくって下さるようお願い致します。日常の通学・通勤・買物にも自然とふれあえる散歩道を車道よりつくって頂きたいです。そして水や土を大事にして生物多様性の確保に努め、整備計画していただく様によるしくお願い致します。</p>	<p>都市にとって必要な道路ネットワークを整備するとともに、日常生活に必要な地先道路の整備を計画的に進め、地区の活動・拠点である公園や緑地帯、商店街へ安全に移動できる環境を整え地域の資源を守り育てる活動を支援してまいります</p>

236	第5章	テーマ	<p>「住宅団地建て替えの時に、自然環境と調和した整備をすすめ」とありますが、現在のところ不十分です。例として、南烏山6-12の1帯は、建て替え前の旧団地には、ソメイヨシノの大木10本以上、エゴノキ、タイサンボク、マコミ、イチヨウなど数多く、植えられ、新緑、紅葉が毎年たのしめました。年間をとおして、コゲラ、エナガ、シジュウカラ、ヤマガラ、メジロ、オナガが数多くむれて、気軽にバード・ウォッチングもたのしめました。残念ながら、そのあと地の1、2、3、4号棟のエリアには申しわけ程度の植林しかなされておらず、非常に殺風景となりました。北烏山2丁目10も同じです。ここの旧1～10号棟には、ヒガンバナ、水仙の中群落、モミジ、ドウダンツツジが多くて、やはり新緑、紅葉が楽しみでした。今のあたらしくなったA,B,C号棟にはたいした植林もなく、やはり殺風景となりました。植林の際には自然保護に詳しい、プロフェッショナルの意見をとり入れてほしいです。</p>	<p>比較的大規模な住宅団地の建て替えの際には、周辺環境との調和を図りつつ、必要な施設の配置や優良な住宅の創出やオープンスペースの確保、緑化などについて、地域に貢献できるよう誘導してまいります。</p>
237	第5章	テーマ	<p>みどりを守り育てるとは、「この木を守っています。」ということを十分知らせ、分かり易く説明する。この木は、こういう理由で、人間が住むうえで大事だから守っていききたいと考える。一緒に守っていきましょうという問いかけをする。その理由、説明をしっかりと、課題となる事を伝え、みんなで考えたり話し合ったりするよう問いかける。</p>	<p>5 - - - 街づくりの主な課題(2)において、宅地の細分化によるみどりの減少や良好な住環境の維持保全が難しくなっていることを街づくりの主な課題として掲げ、5 - - - テーマ別方針のテーマ にて、対応をお示ししております。今後も区民の皆様の理解と協力によりみどりを守り育ててまいります。</p>
238	第5章	テーマ	<p>烏山地域 方針とは真反対の環境となっています。再開発によって住み慣れた土地を離れていく多くの方々、無秩序な市街地開発を認めることにより近隣住民の環境を破壊し、武蔵野の面影等の緑が切り倒され、新しく植林されても何十年も経たないと現状の緑にはなりません。鉄道の高架化により地域は分断され、日影も影観も奪われ、残るのは危険と騒音、振動との日々の暮らし。住民の為に住み易い街づくりではなく行政の街づくりにすぎません。何を考えているのか、世田谷住民として悲しく思います。回答が欲しいです。10階建マンション建設で日もあたらず、空も見えなくなります。緑も切り倒されて高い塀がこわいです。</p>	<p>5 - - - 地域のテーマ別方針 テーマ 「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」でお示すように、武蔵野の面影を残す住みやすい住環境の確保や周辺環境と調和した良好な住宅建築、大規模開発等の際における道路・公園整備の誘導による良好な市街地環境の形成を図ってまいります。</p>
239	第5章	テーマ	<p>地区区分について、隣接部との一体化も必要だ。八幡山は杉並区側にも商店街がある。テーマ別の方針図に商店街を入れたらよい。</p>	<p>商店街の定義等につきましては、法令等によって統一されたものではなく、区によって異なる場合もあることから、区外については記載をしませんでした。</p>
240	第5章	テーマ	<p>上北沢3丁目に住んでいますが、現在の桜並木を含む街並を保全して下さい。(215の計画変更を願います)</p>	<p>区部の都市計画道路は、平成16年に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」において「必要性の検証」を行っています。その結果、区内では成城付近の補助52号線が見直し候補区間となりましたが、ご意見の補助215号線を含め、その他の路線につきましては全て必要性が認められております。また、都市計画道路の計画は、道路ネットワーク形成の視点で配置間隔を考慮し、都市計画法により定められているものです。このため、ご意見の補助215号線につきましても、現在計画されている位置での整備が適切と考えています。 なお、補助215号線の上北沢付近の区間につきましては、事業化の時期や施行者は決まっておりません。</p>

241	第5章	テーマ	<p>烏山地域の京王線連続立体交差事業について このことが烏山地域の目標となっていますが、全く同意できません。立体交差は明らかに現在よりも環境の破壊になります。これは他の地域における立体交差を見れば明らかです。立体交差は絶対にやめて地下化にするべきです。世田谷区100年の計を考えるなら、立体交差(高層化)ではなく、ただちに鉄道の地下化に方向を変えるべきです。沿線の住民として強く要望します。この意見はどのように扱われるのか、連絡下さい。</p>	<p>京王線連続立体交差事業は国の事業認可を受け、東京都による取り組みが進められています。連続立体交差事業により開かずの踏切を除去し、交通渋滞や踏切事故、鉄道による地域分断を解消することを踏まえたまちの将来像を、世田谷区基本計画地域計画に示しております。これらを受け地域整備方針においても連続立体交差後の街の姿を位置づけ、地域に必要な街づくりに努めてまいります。</p>
242	第5章	テーマ	<p>今回の方針が災害時での火災延焼防止などに主題が記されていますが、本来やるべきことは道路の整備と踏切等の安全、渋滞の解消への努力が先だと考えます。自動車、自転車、歩行者が狭い道で混雑し、それぞれの安全確保が益々厳しくなっています。特に、烏山駅周辺は年々ひどくなり、いつ事故が起きてもおかしくない状態です。区としてはこの地域の優先的課題が何なのか、本当に判っているのか疑問です。一度、企画担当者が現場を視察の上、整備方針を根本から見直して下さい。(方針の考え方などにウェイトを置かず、実態分析からスタートしてください)</p>	
243	第5章	テーマ	<p>車道、自転車道、歩道の完全分離化</p>	<p>区では、多様な利用者の安全性を高める道路整備が必要であると考えており、道路新設拡幅による歩道設置や自転車専用通行帯の整備など、歩行者や自転車利用者の安全性向上につながる道路整備を進めてまいります。</p>
244	第5章	テーマ	<p>京王線の1日でも早い立体交差を進めること</p>	<p>京王線では、笹塚駅～仙川駅間において、連続立体交差事業が始まっております。一日も早い「開かずの踏切解消」に向けて取り組んでまいります。</p>
245	第5章	テーマ	<p>烏山地域の交通不便解消について、確かに狭い道路問題の解決は必要ですが、それを待ってからやるということではなく、バスがだめならコマンドタクシーとする方法も含め、検討していく余地はあるのではないかと思います。団かいの世代が後期高齢者になる10年後、交通弱者が外出の機会を失わないようにすることは自治体が行うべきシビルミニムだと考えます。どうかよろしくをお願いします。</p>	<p>区では、南北公共交通の強化、交通不便地域の解消を図るため、これまで、コミュニティバスを9路線導入してまいりました。バス導入にあたりましては、道路幅員が狭く、バス路線も限られていることやバス事業者の事業採算性などの課題もございますが、今後も道路整備の進捗状況のタイミングにあわせて、バスが走行できる経路の確保に向け、バス事業者と協議をして新たなバス路線の導入を目指してまいります。また、バスのほか、地域の実情にあった様々な移動手段の活用につきまして検討してまいります。</p>
246	第5章	テーマ	<p>素案のp86、バスについて、道路整備がなくても小型化などでのサービス提供はできないか。</p>	<p>区では、南北公共交通の強化、交通不便地域の解消を図るため、これまで、コミュニティバスを9路線導入してまいりました。バス導入にあたりましては、道路幅員が狭く、小型バスであっても、運行可能なルートの設定が困難なことやバス事業者の事業採算性などの課題もございます。区としましては、今後も道路整備の進捗状況のタイミングにあわせて、バスが走行できる経路の確保に向け、バス事業者と協議をして新たなバス路線の導入を目指してまいります。また、バスのほか、地域の実情にあった様々な移動手段の活用につきまして検討してまいります。</p>

247	第5章	テーマ	また、南北を結ぶコミュニティバスなどの検討をよろしく願います。ちなみに「陸の孤島」といわれていますよ、1丁目は。	区では、南北公共交通の強化、交通不便地域の解消を図るため、これまで、コミュニティバスを9路線導入してまいりました。バス導入にあたりましては、道路幅員が狭く、バス路線も限られていることやバス事業者の事業採算性などの課題もございますが、今後も道路整備の進捗状況のタイミングにあわせて、バスが走行できる経路の確保に向け、バス事業者と協議をして新たなバス路線の導入を目指してまいります。また、バスのほか、地域の実情にあった様々な移動手段の活用につきまして検討してまいります。
248	第5章	テーマ	街づくりの主な課題・テーマ（p79）で公共交通が不便な地域の存在が烏山地域については指摘されています。具体的な方針としては公共交通の導入環境を整える（p86）ということになると思います。この環境条件整備の具体的方法として「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「法定協議会」の設置を要望します。メンバーは区を中心に住民、事業者、道路管理者、公安委員会等で、国の「地域整備推進事業」からの補助も受けることが可能です。烏山地域の交通不便地域は深刻ですが、道路がせまく、相当本腰を入れて検討しなければ解決できないのではないかと思います。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
249	第5章	テーマ	千歳烏山駅前の放置自転車がひどいです。道路が狭く大変危険です。朝に加えて日中の取り締まりもどうぞお願いします。	千歳烏山駅周辺は、区内でも放置自転車の多い駅として、区でも対策を行っているところですが、今後とも整理誘導員による啓発や効果的な撤去活動を行い、安全な通行環境の確保に努めてまいります。
250	第5章	テーマ	テーマ に対して 補助216号線の早期完成を望みます。これにより、京王線と小田急線の連絡をバスによる移動が可能になることを望みます。千歳烏山駅にはバスロータリーもなくタクシー乗り場もない急行停車駅とは思えない程見苦しい駅であり、補助216号線から出入りさせて整備してほしい。	現在、千歳烏山駅南側では、交通結節機能の強化を図るため、バスやタクシー乗り場を配置した駅前広場の整備事業を進めております。また、駅前広場に連絡する都市計画道路補助第216号線についても、完成している南烏山5丁目交差点から旧甲州街道（松葉通り交差点付近）までの区間で同時に整備事業を進めています。
251	第5章	テーマ	自転車走行の安全対策 例 専用レーン等 小中(高)校生への教育(自転車運転マニュアル等) 自転車保険に賛成 踏切遮断機の廃止(京王線) 電柱の廃止、自転車走行レーンの確保にも利点	区では、主に既存の道路空間を活用した自転車走行環境整備を行っています。今後も道路状況に応じ、自転車レーンを含む、自転車走行環境整備に努めてまいります。 小・中学生に対する交通安全教室の開催をはじめ、幅広い年齢層への自転車安全利用啓発に引き続き取り組む中で、保険加入についても呼びかけてまいります。 京王線では、笹塚駅～仙川駅間において連続立体交差事業が始まっております。一日も早い踏切解消に向け取り組んでまいります。
252	第5章	テーマ	素案86ページに係わる意見と質問。雨の日に傘を差して片手運転をする自転車に危険性を感じる。交通不便地域解消のためのコミュニティバス9路線は区としては問題解決していると考えているのか。またはどう取り組んでいくのか、認識を聞きたい。	交通街づくり基本計画を基本として誰もが快適に移動できるまちの推進に努めてまいります。

253	第5章	テーマ	道路の整備とともに、地域に根ざした、小回りな巡回バス路線の新設や見直しをして、多くの人々が動きやすい環境づくりをすることを提案します。現在、運行の東急バスの二子玉川から世田谷美術館をめぐるバスのコースに上野毛の五島美術館が含まれていませんが、ぜひそれを加え、マイカーではなくても多くの人々が世田谷区の文化ゾーンをまわりやすくするような工夫が必要かと思えます。	
254	第5章	テーマ	私が住んでいるところでは、よく外国人(主に中国人や東南アジア系)を見かけます。ですから、外国人の方々が快適に住めるよう、案内板に様々な外国語を表示させるのはどうでしょうか。よろしくお願ひ致します。	都市整備の基本方針テーマ別方針においてユニバーサルデザインによる移動しやすい空間の確保を進めてまいります
255	第5章	テーマ	素案のp84、開かずの踏み切り問題が書いていない。連立に合わせて記載があるが、補助216号線、京王線連立、街づくりは三位一体だ。区はどう考えているか。京王電鉄も出席すべきではないか。	鉄道の連続立体交差事業につきましては、第一部「都市整備の基本方針」第2章 目標とする都市の姿 都市施設配置構想(2)鉄軌道にお示しているとおり、東京都および鉄道事業者と連携し進めてまいります。
256	第5章	テーマ	烏山地域のテーマ別の方針 テーマ1: 計画的に地先道路の整備を進める、及び地区内の安全性を向上する。テーマ4: 地区の生活道路の整ったまちをつくる、及び誰もが安全・快適に利用できる交通基盤とする。上記のテーマ1及びテーマ4に関し意見・提案をさせていただきます。 背景: 上北沢3丁目は、関東大震災の前年頃、1区画150から200坪前後の規模の住宅地として開発されました。しかしながら昨今、地権者の高齢化に伴い、土地の細分化が急速に進み、今後20年間には更なる細分化が加速すると考えます。それに伴い地区内の車の保有台数(1住居に1台)も急激に増加(倍増)すると思えます。結果として災害に強い地区づくり、誰もが安全・快適に利用できる交通基盤づくりを現時点で計画しておかなければなりません。下記に具体案を述べます。 地区内・近郊での東西に走る道路の整備: 現在、当地区内には、東西に走る甲州街道が唯一の基幹道路として存在しているだけです。東西に走る地先道路は一方通行がほとんどで、松沢病院の東側周回道路から東に抜けれる唯一の双方通行道路も昨年7月の当該道路に面した住居の火事事故の際、消防車等により閉鎖され完全に車での西側から東側への移動が不可能になってしまいました。上北沢コートテラスの南側道路の一部拡幅により一部の双方通行を可能にすることを計画して下さい。	今後の街づくりの参考とさせていただきます
257	第5章	テーマ	地区内の南北に走る道路の整備: 基盤道路である甲州街道につながる南北道路としては、現在赤堤道路しか存在していませんが朝晩混雑がひどく甲州街道へのアクセス(出入り)が非常に難しいです。コミュニティバスが走行していることから拡幅しレーンの追加が必然です。赤堤道路以外にも甲州街道につながる地先道路は2本存在していますが、いずれもスクールゾーンの道路で学童の登校・下校の安全・安心を最優先すべきは当然です。京王線の連続立体化事業に伴い、上北沢駅の西側踏切(スクールゾーン道路)を通り甲州街道にアクセスする車が増加することは明白です。将来の上北沢小学校の学童の安全な登校・下校を確保するためにも都市計画道路(補助215号線)の一部である京王線の南側の道路から甲州街道へつながる部分に限定し計画・整備すべきと思えます。	区の道路整備の水準は依然として低い状況にあり、ご意見のように、完成している一部の道路に交通が集中し、交通渋滞や住宅街への通り抜け車両の発生等の問題が生じています。 このため区では、区内の道路網を整備し、住宅地内の通過交通を減らし住環境の改善を図ってまいりたいと考えております。 補助215号線の上北沢付近の区間につきましては、事業化の時期や施行者は決まっておりませんが、学童の安全対策等に関するご意見につきましては、今後の道路整備の参考とさせていただきます。

258	第5章	テーマ	<p>今回の地域整備方針(素案)を見て、住民が安全に暮らせる道路整備という視点から、下記の3点について意見を述べたいと思います。</p> <p>「ぬけ道」になるような道路拡幅はやめて欲しい。</p> <p>整備方針のテーマとをみて、過去(平4～7頃)の街づくり課の給田四丁目まちづくりニュースNo1(平4・7・10発行)を思い出しました。その中の一つに、吉祥寺通りの東都観光バス営業所の西側から、甲州街道の山田動物病院へと続く道路の拡幅案(6m)がありました。その頃、この道路を毎日のように猛スピードでトラックが甲州街道へ走り抜け、大変危険を感じました。「もし、この道路が拡幅されたら「ぬけ道」としてさらに交通量が増え、危険が増す」と心配でした。その後、住民と役所の話し合いの結果、H7.11.15発行の同ニュースNo8で住民の意見が反映された変更案としてa、b2つのループ状道路が提案されました。交通量に羽止めがかかる設計との説明で、この案の了解が得られました。(約20年を経てまだ未完成であるのは残念ですが。)そして、20年が過ぎ、新地域整備計画が始まりました。再びこの道路問題が起こるのではないかと心配しています。この道路は、甲州街道に着くと新宿方面への交通量は多く、仙川に架かる橋の信号が青になると、車はスピードを上げて走ってきます。また、歩道橋の階段が壁になり、仙川方面からの車は見にくく、甲州街道に出るタイミングには神経を使います。そのためか、前述の仙川の橋の信号まで回り道をするか、吉祥寺通りに行ってから甲州街道に出る人も住民の中にはいます。この道路のほかに、甲州街道に向かって(調布市境界から給田交差点間の約300mの間に)吉祥寺通り方面から現在5本の道路があります。</p> <p>60m毎に1本ずつあるこれらは、程度の差こそあれ、「ぬけ道化」しています。ドライバーは混雑度に応じて道路を選んでいるのですが、今話題にしている(全長450m中350mが直線の)道路が6mになった時、交通量はここが大きく増すと予想されます。さらに甲州街道は容易に左折できず、渋滞が起きるでしょう。また、6mになれば路上駐車がでくでしょう。拡幅すれば安全・安心との声もあるが、現状の4mの幅員だからこそ車はスピードを出さずに、路上駐車もなく安全・安心が保たれている、と実感しています。周囲の拡幅された道路など少し広い道路では駐車している光景をよく見かけます。路上駐車がない理由として(少し古いですが)平5・8・15の朝日新聞朝刊に、警察庁の違法な路上駐車調査の記事があります。それによると、調査対象が「4.5m以上の道路」とあります。「4.5m」が路上駐車の有無の分かれ道と読み取れます。単に通過するだけの車のために道路を拡げ、交通量を増やし、危険や不安を増やし、地域住民の安全・安心が損なわれるとしたら、それは良い「街づくり」と言えるでしょうか。住民の安全・安心を考えてこそ本当の「良いまちづくり」と思います。まだ道路が拡幅された訳でもないし、計画案が出た段階でもないのにこのような事を述べるのは早すぎと思われるかもしれませんが、しかし、一度拡幅された道路は元にはもどりません。安全ももどりません。そして住民だけがそこで生活していかなければなりません。このような不安や心配ごとに対して真摯に取り組んでくださるのが公務員としての務めだと信じています。</p>	<p>5 - . 烏山地域のテーマ別整備方針に記載したとおり、誰もが快適に移動できるまち、安全で災害に強いまちの実現に向け、計画的な地先道路の整備を関係権利者の理解と協力を得ながら進めてまいります。</p>
-----	-----	-----	---	---

259	第5章	テーマ	<p>前回(平4～7頃)の街づくりの合意事項を進めてほしい。今回新整備方針が始まったが、前回の合意事項が進んでいないものもあります。ループ道路にしても約20年近く経ても未完成なのは残念です。合意された事が実現される前に新事業が始まるのでは、前回の合意は何だったのでしょうか。新事業も同じ道をたどるとしたら、役所は住民から信頼を失い、協力を得られなくなると思います。合意したことは実行してほしいと思います。</p>	<p>5- . 烏山地域のテーマ別整備方針に記載したとおり、誰もが快適に移動できるまち、安全で災害に強いまちの実現に向け、計画的な地先道路の整備を関係権利者の理解と協力を得ながら進めてまいります。</p>
260	第5章	テーマ	<p>生活道路(吉祥寺通り)、計画道路(補〇〇や主〇〇)、狭あい道路、そして京王線立体化計画などの整備・着工を早く進めてほしい。</p> <p>平26.4.発行の世田谷区道路網図(都市計画道路・主要生活道路)を見ると、周囲には(補216、補217、主302、三3・4・3、補219など)新道路計画があります。また、吉祥寺通りの混雑緩和に大きく関わる京王線立体化計画もあります。住民の安全を考えた時、視点 で述べた道路を4mから6mに拡幅して、そこに住む人たちの生活をおびやかす計画より、上記の生活道路や幹線道路を整備する方が、有効です。また、車で通行する人の利便性も高まると思います。地先道路と計画道路の整備には順序があると聞きますが、役所の建前論議やたて割り主義はやめて、柔軟に取りくんでほしいと思います。最後に通行に支障をきたすような狭あい道路の整備も防火対策面からも大事だと思います。近い将来起きるとされる首都大地震による家屋倒壊や、大火災による延焼が現実になれば街は壊滅してしまいます。建て替え時に進めていくだけでなく、可能ならばその前にも整備していく必要があると思います。以上</p>	<p>都市にとって必要な道路ネットワークを計画的に整備するとともに、日常生活に必要な地先道路の整備も計画的に進め、誰もが快適に移動できるまち、安全で災害に強いまちの実現に向け、計画的な地先道路の整備を関係権利者の理解と協力を得ながら進めてまいります。</p>
261	第5章	テーマ	<p>八幡山駅周辺が整理されつつありバスが駅から希望が丘駅団地行き、経堂駅行きが出来て大変便利をしているが、八幡山2・3丁目の住人は駅に行くバスがない「帰りはヨイヨイ・往きはコワイ」ではせっかくの親切も腹たたい改善です。年老いて駅前迄行けなくなり買物も出来なくなる。バスの片方通行はストレスになる。何とかしてください。交番も知らない内に遠くに移動したし、住人でなければ分からない苦労がある。精神科の患者が通路に座り込んでタバコを吸っている姿を見るとバスの駅行きがあればなあと思う。深刻に受け止めて下さい。</p>	<p>起終点となっております八幡山駅は、転回する場所がないことや待機場所など、地理的な要因により、現行の経路で運行をしているとバス事業者から聞いております。</p> <p>いただきましたご要望は、バス事業者に伝えるとともに今後の参考にさせていただきます。</p>
262	第5章	テーマ	<p>千歳烏山駅の踏み切りを無くして下さい。夕方はずーっと開かないし、高齢者や子供をのせた自転車のお母さんがムリをして渡って、しょっちゅう踏み切り板にはさまって危ないです。早く解消してください!!!</p>	<p>京王線では、笹塚駅～仙川駅間において、連続立体交差事業が始まっております。一日も早い「開かずの踏切解消」に向けて取り組んでまいります。また、踏切板につきまちは、鉄道事業者へ検証を求めてまいります。</p>

263	第5章	テーマ	<p>京王線では「京王線(笹塚駅～仙川駅間)連続立体交差事業」で京王線を高架化する方針が示されていますが、11・区のお知らせたがやの地域整備方針(素案)特集号記事の北沢地区についての“地域のテーマ別の方針”に示されている各テーマを見ますと、これ京王線を地下化することにより全て達成できますが、京王線を高架化にしますと、テーマ・テーマ・テーマは殆ど達成できないこととなります。即ち、テーマとについては、高架化でそれなりに達成するかもしれませんが、地下化であれば、問題なく全て達成しますし、工期も短く出来(地下工事は極端に言えば、5交替制をとれば、24時間の施工可能で、工期が短くて済むが、高架化工事では、日中8時間のみ施工となる。)、又、高架化工事ですと電車が走っている隣で工事を行うことにより、その間の踏切や線路と並行している道路、交叉する道路は計り知れない程に渋滞(現状でも酷い渋滞であるが)することになりますし、近隣の迷惑度も今以上に大変なものになります。これを地下化で実施しますと、開削工事部分は高架化工事並みになるかもしれませんが、駅周辺の已む得ない部分以外の開削工事部分は交通に影響の少ない部分を開削して、他はシールド工法で行うようにすれば良いと思います。工事費については言えば、開削工事部分は高架化工事と同程度か、若干高価になるかもしれませんが、シールド工事は工種も少ないことや技術の向上により、安く早くできる上、用地買収が極少なくてすむため、買収に要する時間も極短くなり、総合的に見ますと高架化工事より地下化工事の方が安く早く済み、そして、完成した暁には“地域のテーマ別の方針”を全て達成出来、素晴らしい環境の活性化した“まちづくり”が現実のものとなります。京王線は高架化ではなく、地下化での実施が、良い環境を求める地域住民の願いであり、地域整備方針にも全て合致します。是非、京王線は高架化でなく、地下化での実施をお願い致します。上記意見に賛成。</p>	<p>京王線については、高架構造による在来線の連続立体交差化と地下構造による複々線化が既に都市計画決定されており、現在は連続立体交差事業が実施されております。連続立体交差事業の構造形式手法や事業費等につきましては、事業主体である東京都が調査・検証し、最適と判断したものであり、適正におこなわれたものと理解しております。また、地域整備方針(素案)の内容につきましては、目標～地域のまちの姿～に設定しております「連続立体交差事業や都市計画道路の整備にあわせて地区の街づくりが進み、交通環境の質が高く、誰もが安全で快適に移動できるまち」の実現に向けて取り組んでまいります。</p>
264	第5章	テーマ	<p>烏山地域に住んで9年になるが少しも整備が進捗したという感じがしない。度々、地域整備方針が設定されているにもかかわらずである。美辞麗句をくり返しても仕方がない。街が変わったかどうかは結局駅が変わったかどうか等しい。区はもっと強力で京王電鉄に働きかけて駅を整備し、立体交差化を推進してもらいたい。小田急に比べ京王の地域整備に寄与する度合いは極めて小さい。むしろ、京王が地域整備のガンになっているのではないかと。烏山の住民は強い不満を持っている。</p>	<p>京王線連続立体交差事業は国の事業認可を受け、東京都による取り組みが進められています。連続立体交差事業により開かずの踏切を除去し、交通渋滞や踏切事故、鉄道による地域分断を解消することを踏まえたまちの将来像を、世田谷区基本計画地域計画に示しております。これらを受け地域整備方針においても連続立体交差後の街の姿を位置づけ、地域に必要な街づくりに努めてまいります。</p>
265	第5章	エリア	<p>家は上祖師谷5丁目ですがアクションエリアには入っていないのですか?図を見ても良くわからなかった。町づくりに含まれないエリアというのがあるのか?</p>	<p>序章 (4)、(5)に記載のとおり、アクションエリア以外の地区については、第一部都市整備の基本方針並びに地域のテーマ別方針に基づき、街づくりを進めます。また、区民の街づくりの気運の高まりや、大規模な土地利用転換等を契機とする街づくりの気運の醸成などに応じて、新たに街づくりの検討を行ってまいります。</p>
266	第5章	エリア	<p>都立松沢病院がアクションエリアになっていて、緑を守るとも書いてある。都の施設でもあるし、どうするのか。整備を進めるのか。</p>	<p>アクションエリアには地域と伴に進めている街づくりを含め、地区計画や地区街づくり計画で進める街づくりを含んでいます。当該地は東京都、地域、区が協力して街づくりを進めている地区となります</p>
267	第5章	エリア	<p>素案のp89、明大グランド跡地周辺は広域避難場所に指定されているが、所有する民間が売却しようとするれば、それに対する措置がない。維持の手立てをどう考えているか。</p>	<p>街に必要な機能について、地区の皆さんの意見を伺いながら地区計画などの手法を用いて誘導に努めてまいります。</p>
268	第5章	エリア	<p>補助216号線は16m幅員道路で、これができると地域が東西に分断される。通過交通が入り、安全に逆行するのではないかと。大気汚染も増える。安全・安心ではマイナスの要素だが、どう考えるか。</p>	<p>住宅地内の通過交通を抑制し、歩道を整備することにより交通安全性の向上を図り、歩行者等に優しい街づくりを進めるため、引き続き道路整備を進めていく必要があると考えています。</p>

269	第5章	エリア	連立後の上北沢駅の改札口の位置はどこになるのか。情報がほしい。周辺の街づくりについての検討の仕方を教えて欲しい。	連立事業における駅改札口の位置は、現在の位置が基本となります。詳細は鉄道事業者が検討を行いますが、ご意見については事業者に伝え、情報提供に努めるようお願いしてまいります。 上北沢駅周辺地区はアクションエリアで位置づけ、地区街づくり計画などの計画により、地区の皆さんの協力を頂きながら街づくりを進めてまいります。
270	第5章	エリア	テニスの壁打ち場 老人がいつまでも元気でいられる様に 私は老人乍ら 76才 テニス教室に通っております。皆同年輩乍ら、お元気にコート内を走り回っております。楽しく。神宮に昔からテニスボールの壁打ち場があり、朝から夕方遅くまでボールの音が快くしておりいつも羨ましく思っております。このようないつでも行って気軽に行き練習できる所があったら良いと常日頃思っております。高架下でもどこでも壁1つ、地面はコンクリートで構わないのです。松沢の敷地が区になりましたから一部使えませんか？	子ども大人も、自由に、また気軽に、身近な場所で遊ぶ・スポーツをすることができる場合は、生涯スポーツ社会を実現するために必要だと考えています。 今後、公園などの運動施設の充実や、高速道路高架下土地の利用など、身近な場所でのさらなる場の拡充に努めていきます。
271	第5章	エリア	上北沢給水の予定地は、昔は予定地は沼地でヤゴや赤トンボが沢山とんでいました。できれば、予定地の一部でも公園にすればありがたいと思います。	上北沢給水場は区民生活を支える施設として東京都による整備が予定されております。面積が非常に小さいため他の施設のように公園整備は難しく、地域貢献として極力緑化に努めるよう協議を進めています。 世田谷の公園は全体的に不足しており、特に公園が少ない地域の整備を優先的に進めることとしております。気軽に憩える場所を創出するために、ひきつづき公園が充実するよう努力してまいります。
終章 区民主体の街づくりを進めるために				
272	終章	区民参加	「区民主体の街づくりを進めるために」のところで、計画推進のキーマン(プロジェクト・リーダー)の発掘・育成をどうするか、の検討が不可欠と思われる。	第一部「都市整備の基本方針」第4章にも記載いたしましたとおり、区民主体の街づくりを進めるためには、まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへの関わり方などに触れ、学ぶことが重要です。子供や若者をはじめ、様々な人々が街づくりを学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育ててまいります。
273	終章	区民参加	地区計画などを進める際は、地区住民をもっと巻き込んだらどうか。	地区計画等を策定する際は、ニュースの地区内全戸配布やアンケート調査、意見交換会の開催や街づくり協議会の設立による検討等、地区の特性に応じたさまざまな手法により皆さまのご意見をうかがい、計画への反映に努めています。ぜひご参加ください。
274	終章	区民参加	エリアといわれますが 当事者であるそこに在る住民の思いを無視することはできないはずですから ことを始めるについてはよく住民の意見というものを、まずは聞くよう どうやって意見をいっていいかわからないひとたちからも 意見をもらえるな努力を 区には期待します。	アクションエリアのことと思われるが、アクションエリアの方針は、地域のまちの姿を実現するために優先的に街づくりを進める地区としています。 街づくりを進めるに際しては、地区住民の合意形成の基に進めることが基本であり、その進め方や区の支援策等について第二部の終章で「区民主体の街づくりを進めるために」を記載しており、皆様の意見を伺いながら地区街づくりを進めてまいります。

275	終章	区民参加	<p>・建設、建築、住宅関連事業者との方針、計画推進のための話し合い、ある程度の規制の見直しも必要かと思います。</p> <p>・勝手な意見に振り回されないように(失礼)。</p>	<p>終章にも触れていますが、街づくりを進めるにあたっては、住民を主体に区、事業者が協働で取り組む必要があり、本方針はそのためのガイドラインと考えております。</p>
276	終章		<p>終章 区民主体の街づくりを進めるために</p> <p>イメージ図に示されている「区の支援」は、私の住む北区の都市計画マスタープランと比較すると、以下の支援が不足しているのではないかと思う。</p> <p>・「街づくり活動の準備」段階では、協議の場づくり(協議会の立ち上げ)が必要である。一部の区民の思いだけで街づくりが動いてしまったり、防災など街づくり上の課題があっても区民が活動しない場合もあるため、仕掛けや立ち上げ段階での区の関与は不可欠である。また、「通信の発行」が例示されているが、編集や印刷にも手間と費用がかかるため、運営支援も必要である。</p> <p>・「街づくりのルールをつくる」段階では、国や都、区の関係部署との調整事項が多数出てくるため、これについても区の支援が必要である。世田谷区は街づくり条例を持つ先進的な自治体である。特に、準備段階で失敗すると後まで尾を引くため、準備段階を住民に任せず、区が積極的に支援に入り、条例を活かした街づくりを進めて頂きたい。</p>	<p>本区では区民の参加と協力のもとに街づくりを進めていくための独自のルールとして、昭和57年7月に世田谷区街づくり条例を策定しました。さらに区民主体の街づくりを進めるため、平成22年9月に条例を改正し、地区街づくり協議会の設立に向けた準備会への支援や地区街づくり計画の実現に向けた活動への支援など、支援内容を拡充しております。今後も地区の街づくりの機運の高まりに合わせて、適切な支援をしてまいります。</p>
277	終章		<p>終章に、「今あるルールは守ろう」という一文をいれるべきだ。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
278	終章		<p>都市整備方針の第4章で「街づくりを実現するための方策」が示されています。地域整備方針でもこの第4章を踏まえて実現方策を推進するとしていますが、しかし地域を細分化した地区(アクションエリア)で推進する方策を同じように考えるのはいささか問題があると思います。</p> <p>全域の都市整備方針の執行能力がスムーズにいかない要因は各所管が連携し、横断的・総合的に対応する体制が取れずに縦割り組織で行われたことが大きく、また各地域の地域の整備方針の執行能力がスムーズにいかなかった要因はそのことに加えて事業資金、執行権限、職員数の配分が適切でなく不十分だったからです。</p> <p>地区(アクションエリア)方針を推進する執行能力を高める方針を全面的に示し、強く打ち出さないかぎり地域の整備方針は「絵に書いた餅」に終わりがねません。</p> <p>整備方針の課題解決方策に多くの時間とエネルギーを掛けるのではなく過去の本庁・支所の執行能力を見直して第4章の方策の実現方法を深める方策づくりに時間とエネルギーを掛けるべきだと思います。</p>	<p>都市整備方針の第一部「都市整備の基本方針」の第4章「街づくりを実現するための方策」(2)「執行能力を高める」に記載しましたとおり、区民の生活像を重視したテーマ別方針を実現するため、都市整備領域内の各所管が連携し、横断的・総合的に対応する体制を充実させてまいります。</p> <p>また、各地域における身近な街づくりを推進するため、財政措置や組織体制なども踏まえ、執行能力を高めてまいります。</p>

279	終章	<p>終章「区民主体の街づくりを進めるために」の内容を抜本的に見直すことを求めます。過日の説明会において、「絵に描いた餅」が幾度も使われたが、正しく「餅」に終わらないようにするための具体的な方策が必要と思われる。基本構想も既に策定され、基本計画も実施されている。これらとの整合性について疑問に思われる点があり、このことが具体的方策の不明瞭化につながっていると思う。終章「区民のための街づくりを進めるために」を新たに設けていただいたのは評価したいところであるが、その内容からすると、区民主体や住民参加の意味が歪曲され、誤解を生むことになる恐れが強く、この内容であれば削除するか、あるいは抜本的に書き直すべきである。終章の骨子は街づくり条例に基づくもので、しかもその一部を強調しているにすぎず、区民自身が身の回りの街づくりに参加し、その行動の構えを提示する意味においては有効であるかもしれないが、これでは基本構想等で謳う区民主体・区民参加の意味が極めて限定された部分に押しとどめられ、その趣旨とする行政・施策等への参加が実現しないものになってしまう。基本構想等との整合が図れていないのではないかと思われる。基本構想では「参加と包摂」、基本計画では「参加と協働のまち」といわれるように、これまでのとかく行政頼みに陥りがちだった区民自らの姿勢を反省し、責任を持って参加し、自治を確立するよう促していると理解する。これは、逆に行政も同様であり、区民の意見を手続的に(アライブづくりとして)聞くだけに終わらせていて、実際に声を聞こう・行政に反映しようとしていなかったのではないかという点等がある。また、開発・建築行為に関しては、土地所有者等や事業者の権利が強調され、一定の制限が課せられているとは言いながら、かなり好き放題に、周囲との関係性等に配慮しないような行為が繰り返されてきている。現在はさておき、今後、20年に亘る将来を見据えて、望まじき方向を記したものであると据えたとするならば、都市整備方針も地域整備方針も、それに応えることが使命ではないか。いま、世田谷区では、みどりがどんどん失われている。憧れた棲みついた土地が、その魅力を失いつつある。このことは、今の開発・建築の方向を見る限り、そう遠くない内に現実のものとなると思われる。いまこそ、ある種の制限をかけてでも守るべきものを守る姿勢に立たないと、後世の若人から笑われるでは済まない、恨まれる存在になりかねない。世田谷区民が、協力し合って、守るべきものを守って行くのではないかと。行政は、その先鞭をつけることが役割ではないか。期待を込めて、終章のあり方を、再考することを望むものである。</p>	<p>都市整備方針第二部「地域整備方針」は、地域のまちな姿や特性を活かした身近な街づくりの方針を示していることから、終章においても区民主体の身近な街づくりを進める上での方策を記載いたしました。</p> <p>一方、本区全体の将来都市像や各地域に共通する都市づくりの基本方針を示す第一部「都市整備の基本方針」の第4章「街づくりを実現するための方策」におきましては、「地域や全区レベルの施策・方針などにおいても区民の参加の機会を増やします」と記載したとおり、身近な街づくりにとどまらず、より広範な区民参加を実現できるよう努めて参ります。</p>
280	終章	<p>2. 終章「区民主体の街づくりを進めるために」についてアクションエリアとして、地区計画や地区まちづくり計画などが策定され、まちづくりを進めていくことになるが、どこで何がどのように進められているかを知る手立てが貧弱だと感じる。街づくり協議会やワークショップ・区民意見交換会に参加していない区民に対して、どこで・何が・どのように進められており、どのような議論がなされているかを知らせる方法を検討し、充実させてください。</p> <p>現状では、居住または勤務する地区においてまちづくりが進んでいる場合であれば、何かが行われているということは分かるかもしれない。しかし、実態を知るためには、ワークショップなどに参加しなければ、何がどのように進められており、どのような感情を持つ人がおり、どう議論がなされているかを知ることは難しい。まちづくりニュースなど限られた広報だけでは十分にカバーされているとは思えない。全ての区民が街づくり協議会やワークショップ、意見交換会に参加できるわけではなく、その必要もないが、どこで・何が・どのように進められており、どのような感情を持つ人がおり、どう議論がなされているかを誰の目にも明らかにしておくことは大切である。</p>	<p>第一部「都市整備の基本方針」の第4章「区民主体の街づくり」、(1)「協働の街づくりを進める」に記載のとおり、街づくりの様々な場面ごとに、街づくりを担う区民・事業者・区の責務を明確化し、パートナーシップを確立します。また、(2)「区民主体の街づくりを進める」に記載のとおり、子どもや若者をはじめ、様々な人々が街づくりを学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育ててまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後の区政運営の参考とさせていただきます。</p>

281	終章		<p>特に、課題だけでなく、なぜそれが課題となっているのか、感情の面にも配慮して意見の背景も含めて公開することが大切です。単に問題点がありますや、意見が分かれていますというのではなく、何故、問題としてとらえる人がいるのか、何故、意見が分かれるのかということを引きとらえ、正当に扱っていくことが、皆がある程度納得してまちづくりを進めていく上で大切なのだと考えます。</p> <p>区内では数多くの議論の場があるはずであるが、居住または勤務する地区以外の情報は人手が困難なのが実態だと思う。区のホームページにも、限られた情報しか掲載されていない。区のまちづくりなのであるから、特定の地区のまちづくりであっても、すべての区民がどこで、何が、どのように進められており、どのような感情を持つ人がおり、どう議論がなされているかを簡単に知ることができなければならないと考えます。</p> <p>まちづくりの過程をまとめて、情報として公開していくことは非常に手間のかかることですが、どのような議論の過程や蓄積があるかということをはっきりとすることは、皆が納得してまちづくりを進めていくうえでも大切です。また、新たにまちづくりに関心をもった区民にもわかりやすく伝えていくこともできる。さらに、他の地区でのまちづくりを進めていく際にも、参考となる知恵や経験を得る材料になる。</p> <p>区民参加のまちづくりの経験の蓄積は世田谷区の大きな財産です。それを有効に活用できる仕組みを作ること、まちづくりの質を高め、無駄を省き、より賢いまちづくりを進めていく上で重要であると考えます。</p>	
-----	----	--	--	--

地域整備方針全体に関すること

282	地域整備方針全体	主な課題	<p>つぎに先の質問とも関連があるのですが、街づくりの主な課題の5つのテーマは、具体的な施策を展開するうえで相互に矛盾することもあるかと思うのです。その際どのような意思決定が計画段階でされるのかということです。住民意見を反映させる手続きを考え、調整がつかない場合は計画をあきらめ住民意見に沿った計画を考え直すのか、それとも計画の策定はし計画として手続きをすすめていくのかいずれなのかという質問です。</p> <p>たとえばテーマ「の安全で災害に強い街へ」、テーマ「の活動・交流拠点の創出」、テーマ「の交通手段の利便性に関する施策はいずれも既存環境との抵触が大きいと考えられます。そのため計画段階で住民意見を反映させると、なかなか計画がすすめられないということも考えられると思うのですが、そういった事態に陥ったときにどうするかのことを確認したいと思います。</p>	<p>今後、街づくりを進めるにあたりましては、この地域整備方針を踏まえながら、具体的な施策を展開してまいります。施策を進める上でいただいた意見につきましては、計画段階からできるだけ、ご意見を反映させるよう努めてまいります。なお、複数の異なる意見を調整する際には、方針や課題を踏まえ、総合的に判断してまいります。</p>
283	地域整備方針全体	主な課題	<p>「街づくりの主な課題」で示された「不足している地区」、「不便な地区」、「問題を抱えている地区」がどこを指しているのか明示すべき。</p>	<p>本方針では課題解決に向けてまずテーマ別方針において解決の方向性を示し、特に優先的に整備を進める地区について「アクションエリア」として今後10年間で優先的に整備するエリアとしています。したがって、課題となっているものについて、特に早急な整備が必要と判断し、街づくりの機運もある地区については「アクションエリア」と位置づけ、優先的に整備していくものでございます。</p>

284	地域整備方針全体	まちの姿	<p>2. 表現について (1)日本語の文章表現として妥当なものにするために修正が必要な箇所 わかっていただきやすいように細かく書きます。 「地域のまちの姿」は、体言(名詞)止めの文章なのだから、句や節は一貫して末尾の体言に係るようにすべきであり、主語と動詞の対応は、明解であるべき。代案を示します。 地震や火災、水害等の自然災害に強く、防犯にも配慮もされた安全で安心して暮らせるまち 先人たちから受け継いだがれた、みどり豊かで都市基盤の整った街なみを維持・発展させるとともに、農のある風景を守り伝えられている、環境にやさしく快適で住みよいまち 二子玉川をはじめとした、地域の個性を活かした商店街のにぎわいや、業務などの機能が充実した交流と生活の拠点が身近にあり、誰もが歩いて暮らせるまち 国分寺崖線等々力溪谷などの豊かな自然資源をはじめ、サザエさん通りや九品仏等の歴史・文化資源をを活かされた、魅力あふれるまち</p>	ご指摘を踏まえ、必要な箇所につきましては表現を修正いたします。
285	地域整備方針全体	まちの姿	<p>人・自転車・車が安全に行きかう道路と、利用しやすい公共交通機関の環境整備を進められた、誰もが安心して快適に移動できるまち この項については、環境整備が道路と公共交通機関の両方について言っているなら「...道路と利用しやすい公共交通機関の環境整備...」と書いて、「道路と、」の「、」を削除すべき。公共交通機関の環境整備とは、どのような環境の整備か、説明が必要。</p>	ご指摘を踏まえ、必要な箇所につきましては表現を修正いたします。
286	地域整備方針全体	テーマ	<p>テーマ別の方針のテーマ 中の「地区の安全性を向上する」は「地区の安全性を向上させる」とすべき。</p>	
287	地域整備方針全体	テーマ	<p>計画内容については、特に ・車の渋滞時に大災害が起きるといふこれまで未経験の事態を十分想定すべき。延焼遮断帯や延焼遅延帯がかえって火の帯になりかねない。道路を啓開する際、撤去車両の置場は確保できるか。これらを含めて道路整備にともなう弊害を十分検討すべき。</p>	<p>都市における道路は、延焼遮断帯、緊急物資輸送路、消防活動のためのスペース、避難路など、災害発生から復旧復興に至るあらゆる場面で多様な役割を担う大変重要な施設です。 区では、災害に対するハード面での対策として、道路整備は必要と考えており、首都直下地震などに備えるため、防災性向上に寄与する道づくりを重点的に進めてまいります。</p>
288	地域整備方針全体	テーマ	<p>テーマ別の方針のテーマ 中の「消防活動困難区域」、「不燃領域率の低い地区」、「浸水被害が心配される地区」がどこを指しているのか、区のほかの計画や資料を見ないで、この地域整備方針の中でわかるようにすべき。末尾に資料として掲載してもよい。これらの地域についても上記と同様にアクションエリアに含むべき。そうでないと、今後10年間、何の対応もなく現状のままで過ごす理解するしかない。もし、アクションエリアに含まれているなら、それを示すべき。</p>	<p>本方針では課題解決に向けてまずテーマ別方針において解決の方向性を示し、特に優先的に整備を進める地区について「アクションエリア」として今後10年間で優先的に整備するエリアとしています。したがって、課題となっているものについて、特に早急な整備が必要と判断し、街づくりの機運もある地区については「アクションエリア」と位置づけ、優先的に整備していくものでございます。</p>

289	地域整備方針全体	テーマ	11月15日の全体説明会において、「テーマ別の方針の中で、広域避難場所への安全性の確保について記載があるのは、砧地域のみであるが、記載すべきである。また、災害対策拠点は砧地域の記載文を参考に記載すべきである。これらは全地域で共通で記載すべきである。」と申し上げた。	避難経路の安全性の向上、災害対策拠点については、都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」のテーマ別方針において基本的な考え方を示しております。第二部「地域整備方針」においては、さらに地域特性を踏まえた、地域ごとの方針をお示していることから、地域によって記載の有無、記載の内容は異なります。北沢地域のテーマ別方針 テーマ における「避難経路の安全性を向上させる」に、広域避難場所等へのアクセス路の安全性向上について記載いたしました。
290	地域整備方針全体	テーマ	震災後、防災、安心のまちづくりの要請が高まった。66ページの砧地域には「広域避難場所等へのアクセス路の安全性を高める」との記載があるが、他の地域にはない。世田谷区には23箇所の広域避難場所があるが、5地域共通で載せて欲しい。	避難経路の安全性の向上については、都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」のテーマ別方針において基本的な考え方を示しております。第二部「地域整備方針」においては、さらに地域特性を踏まえた、地域ごとの方針をお示していることから、地域によって記載の有無、記載の内容は異なります。
291	地域整備方針全体	テーマ	84ページ、烏山地域には防火水槽の記載がある。これを各地域共通コメントにしてほしい。	消防水利の確保・充実については、パブリックコメントにおける区民意見などを踏まえ、5地域の地域整備方針に記載し、消防水利の確保・充実に努めてまいります。
292	地域整備方針全体	テーマ	テーマ別の方針のテーマ 中の「上用賀地区、玉川田園調布地区などをはじめとする、都市基盤の比較的整った良好な住宅地等」の「など」、「等」にどこが含まれるのかを明示すべき。テーマ別の方針図に示すことが望ましい。	玉川地域は比較的早い時期から都市基盤整備が進められてきたことにより、全体的に良好な住宅街が形成されてきた地区が多いと認識しております。上用賀や玉川田園調布はその中で代表的な例を示したものであり、それらすべてを方針図に示すのは困難と考えております。
293	地域整備方針全体	テーマ	整備する事はいい事だけど、自転車専用のレーンを作ってほしい。今現在自転車は平然と歩道を走っているけど。歩道って歩く人の道でしょ。それなのに自転車に乗った人が我が物顔で歩道を走るのは危険すぎる。それくらいやってよ。自転車は車なんだから。世田谷区なんだからそれくらいやってよ。	区では、主に既存の道路空間を活用した自転車走行環境整備を行っています。今後も道路状況に応じ、自転車専用レーンを含む、自転車走行環境整備に努めてまいります。
294	地域整備方針全体	エリア	「玉川地域」を読んで 5地域に共通事項もあると思いますので、5地域に提出します。 1. 内容について アクションエリアの図においては白地部分を残すべきではない。玉川地域全体を何らかの形でアクションエリアの方針に取り入れて、白地部分についてはなぜ白地か、どういう条件が満たされればアクションエリアとしてとりあげられるか等を記述すべき。	本方針においては、地域全体で取り組むべき方針について「テーマ別の方針」で示すとともに、その中で特に今後10年間で優先的に整備を進める地区を「アクションエリア」としてお示ししています。なお、アクションエリア以外の地区におきましても、街づくりの機運の高まり等に応じて街づくりの検討を行ってまいります。
295	地域整備方針全体	エリア	上記「不足している地区」、「不便な地区」、「問題を抱えている地区」こそ、アクションエリアにすべき。そうでないと、今後10年間、何の対応もなく現状のままで過ごす理解が難しい。もし、アクションエリアに含まれているなら、それを示すべき。	本方針では課題解決に向けてまずテーマ別方針において解決の方向性を示し、特に優先的に整備を進める地区について「アクションエリア」として今後10年間で優先的に整備するエリアとしています。したがって、課題となっているものについて、特に早急な整備が必要と判断し、街づくりの機運もある地区については「アクションエリア」と位置づけ、優先的に整備していくものでございます。
296	地域整備方針全体	用語解説	延焼遮断帯について質問していますが、今いち納得のゆく答えをいただけていません。	巻末に用語解説を記載しています。「延焼遮断帯」は、東京都の防災都市づくり推進計画で定められており、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設およびこれらと近接する耐火建築物等からなる帯状の不燃空間のことです。

297	地域整備方針全体	ほか	「地域のテーマ別の方針」の中で、どこかに「生涯学習推進」の言葉を入れてください。	都市整備領域の方針である都市整備方針においては、「生涯学習推進」についての記載はしていませんが、本年3月に改定した都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」のテーマ別方針「活動・交流の拠点をもつまちをつくる」においては、「身近に活動・交流の場をつくる」方針を示しております。
298	地域整備方針全体	ほか	素案には賛成、積極的に実施してほしいと思います。	-
299	地域整備方針全体	ほか	R246号沿線では首都高速3号線が落橋したらどうするのか、駒場までのアクセスは住宅密集地である。5つの総合支所周辺が災害対策拠点と図示されているが、コメントは砧、玉川地域にしかない。	災害対策拠点については、第一部「都市整備の基本方針」のテーマ「安全で災害に強いまちをつくる」方針にお示ししており、防災・災害対策を踏まえた街づくりを進めてまいります。地域整備方針においては、玉川支所については、計画されている支所の建て替えを踏まえた方針を記載しておりますが、その他の支所については、第一部「都市整備の基本方針」に基づき街づくりを進めてまいります。
300	地域整備方針全体	ほか	先日の「地域整備方針」(素案)(世田谷地域)の説明会ご苦労様でした。「意見交換」「地域整備方針」(たき台)説明会を経て、ステップアップした、説明会と思いましたが、話のかみ合わない説明会で残念でした。質問も一回させていただきましたが、質問がどうも会の雰囲気には合わない感じでしたので、下記にまとめましたので、ご返事を頂ければと思います。 ・平成27年からスタートする「地域整備方針」の財源の確保・規模・優先順位はどのように計画されているのですか。(現在財源の担保はないとのことですので) ・平成7年からの「地域整備方針」の実施にあたり、現在までのくらの予算が計画され、どのくらの措置率で、どのような施策・事業が実施(おおまかな例で結構です)されたのか。 ・平成27年に改定される「地域整備方針」の実施にあたり現在(平成7年版)の方針の検証・反省をどのように取り入れていくのか。 以上、よろしく願いいたします。	地域整備方針に基づき街づくりを進めていくための財源・規模・優先順位等については、世田谷区実施計画や分野別方針・計画に位置づけ確保していく等、各年度ごとに区議会の議決を得て、予算を確保してまいります。また、国や東京都からの補助金についても積極的に確保してまいります。地区街づくりの推進に関しては、平成17年からの10年間で概ね3.3億円の予算を執行し、成果としましては、地区計画の策定(変更含む)が36地区、地区街づくり計画の策定(変更含む)が23地区となっております。今回の都市整備方針の改訂にあたっては、平成24年度に前都市整備方針の評価を行うとともに、新たな基本構想や基本計画を踏まえた上で、「新たな都市整備方針」に求められる視点を抽出した上で、第一部「都市整備の基本」及び第二部「地域整備方針」の改定作業を進めてまいりました。
301	地域整備方針全体	ほか	5地域の「テーマ別の方針」に関する共通意見 第二部「地域整備方針」は、第一部「都市整備の基本方針」で示された事項を、どの地域で具体的に展開していくか、その内容を記述する必要がある。5地域の中では、砧地域が具体的な地名入りで詳しく記述されているため、他の地域も具体的な地名を入れて記述すべきである。北沢地域については、2回のワークショップで出た様々な意見を入れれば自ずと地名は入る。	第二部のテーマ別方針は、第一部で示した本区全体を対象としたテーマ別方針に加えて、地域の特性を踏まえた方針としてお示ししております。第二部のテーマ別方針においては、地域全体を対象としている場合は、対象となる地名は記載せず、地域の中でも特定の地区を対象とする場合などは、地名を記載しております。
302	地域整備方針全体	ほか	5地域の「テーマ別の方針」に関する共通意見 学校の統廃合や跡地利用は、交通アクセス、住環境、活動・交流機能、災害時避難所機能等、都市整備方針の全テーマに関連する影響の大きな課題であり、個別学校に関する方針を第二部「地域整備方針」に記載すべきである。また、学校その他、病院・福祉施設等の公共公益施設の有効活用は、周辺の都市計画と十分連動させて検討する必要がある。	学校の統廃合や跡地活用は、『公共施設整備方針』、『世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策』に基づき、「学校跡地活用方針」を策定しています。区としても都市整備方針のテーマと密接に関連するものであると認識しておりますが、都市整備方針・地域整備方針は今後20年を見通す長期方針として定めるものであることから、学校ごとの具体策は、地域整備方針や公共施設整備方針を十分に踏まえ、個別に策定すべきものであると考えております。

303	地域整備方針全体	ほか	5地域の「テーマ別の方針」に関する共通意見 テーマ 「誰もが快適に移動できるまちをつくる」の中で、公共交通や自転車の利用促進と、ユニバーサルデザインについて、一応の記述があるのは北沢地域のみである。他の地域については全く記述がないが、全地域に共通する課題であるため、北沢地域に倣い記述するべきである。	全地域に共通する事項につきましては、第一部「都市整備の基本方針」に示すこととしており、第一部のテーマ別方針 に記載した(1)「公共交通の安全性・利便性や快適性を高める」、(2)歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める」、(5) 誰もが安全・快適に利用できる交通基盤とする」などの方針に基づき、誰もが快適に移動できるまちをつくってまいります。
304	地域整備方針全体	ほか	補助 号線といっても判らないので、千歳通りとか赤堤通りなど名称を付記してほしい。地図の理解がしにくい。	世田谷通り、目黒通り、多摩堤通りなど、通称名のある都市計画道路については、通称名を記載しております。一方、まだ整備されていない都市計画道路など通称名がない路線については、都市計画に定められた名称を記載しております。いただいたご意見については、今後の区政運営の中で参考とさせていただきます。
305	地域整備方針全体	ほか	普段通る道で今気になっている所は、二子幼稚園の前の道と瀬田から二子玉川駅におりる坂道です。車道と歩道の距離が狭く、歩道も狭いと思います。	本方針は街づくりを進めるための考え方を示すガイドラインとしての役割を担っており、個別具体の計画は示していませんが、いただいたご意見は今後の街づくりの参考とさせていただきます。
306	地域整備方針全体	ほか	提示された案(試案、たたき台)の構成については ・課題として挙げられながら、課題への対応が示されていない事項がある。少なくとも方向性を示すべき。 ・テーマ別方針は、方針提示に留まっている事項がある。少なくとも方向性を示すべき。 ・テーマ別方針についてのアクションがどのようになされるのか不明。 ・地域のまちの姿とテーマ別方針が一つを除いて重複しているので、記述内容は、繰り返しが多い。	広域的な道路整備、交通政策や公園緑地の整備などについては、都市整備の基本方針を踏まえ、それぞれ分野別整備方針を策定し、取り組みを進めております。そのため地域整備方針においては、そうした広域的な施策については詳述せず、地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針を示します。また、テーマ別方針につきましては、方向性や具体的な施策の記載のご指摘をいただきましたが、テーマ別方針は、方針でございますので施策等具体の記載はしてありません。
307	地域整備方針全体	ほか	2. 本質的な問題点 都市整備の基本方針についても同じでしたが、地域整備方針素案を読んで最も問題だと考えることは、「行政としての重みを感じられない」という点です。悩めば、上記の意見のような指摘に関して、もっと違う発想ができたのではないかと思います。 たとえば、「地区の個性を活かしつつ、より住みやすいまちにしていくためには、地区の住民などの中心となる区民主体の街づくりを進めることが大切です。」とさらっと書いています。悩みがない書き方です。「地区についてだけなのですね、区民が主体になれるのは」と言いたくなります。いや、それが正確な読み方でしょう。 もっと悩んでほしい。その上で、悩みを表明して区民と共有できるようにしてほしい、と思います。	ご意見として承ります。
308	地域整備方針全体	ほか	この地域整備方針は、10年前の方針のコピーだ。何もやってこなかったということか。	地域整備方針は、平成7年策定の都市整備方針の検証と区民アンケート調査など踏まえ、積み残した課題や新たな課題を明確にした上で、将来像を示すことが大きな目的の一つとなります。都市づくりや街づくりは区民の皆さんの理解と協力が必要となり多くの時間を要することをご理解ください

309	地域整備方針全体	ほか	「街づくり」は、「街をつくる行為」の意味に限定して使うべきであって、「犯罪のない街づくり」のような場合は、「犯罪のない街の形成」などにより言い換えるべき。空間づくり、風景づくり、商店街づくりについても同様。	ご指摘を踏まえ、必要な箇所につきましては表現を修正いたしました。
310	地域整備方針全体	ほか	「など」の多用が目立つために記述があいまいになっている箇所が多くみられる。見直しが必要。ついでながら、地域の土地利用の方針中の「近隣商店街地区」「東深沢商店街地区など…」とあるが、他にどこがあるのか。図には見当たらない。	
311	地域整備方針全体	ほか	どういった場合に「検討を進めます。」としか書かないのか。20年間検討を進め続けるのか。 例：テーマ別の方針のテーマ中の「スピードを出しにくい道路構造や通過交通の抑制などの検討を進めます。」	
312	地域整備方針全体	ほか	どういった場合に「努めます。」としか書かないのか。 例：テーマ別の方針のテーマ中の「上用賀地区、玉川田園調布地区などをはじめとする、都市基盤の比較的整った良好な住宅地等において土地の細分化を防止するとともに、緑の保全やみどりの維持・創出を図ります。」を「努めます。」と「図ります。」に書分けた理由は何か。	主として区が主体となって進めるものについて「努める」という表現にしていますが、ご指摘を踏まえ、修正すべき箇所は修正いたしました。
313	地域整備方針全体	ほか	同じ区内でも格差があることを知っているのか、そのようなきめ細かなデータなども住民に公開した上で、素案の意見を聞くべきである。ハガキで書ける意見の内容には制限があることやパブリックコメントも1300字以内の制限では言い足りない。	都市整備方針の改定にあたっては、平成23年度に実施した区内全域の土地・建物やみどりの現況について実施した土地利用現況調査の結果なども踏まえ、検討を進めてまいりました。同調査をとりまとめた「世田谷の土地利用2011」については、区政情報センター等では販売しているほか、同センターや区ホームページなどでご覧いただくことができます。パブリックコメントの実施方法については、ご意見として承ります。

地域整備方針の進め方について

314	地域整備方針全体	進め方	この方針は長期計画でいいことを記載してあるが、具体的にどうするか、どう実現していくかに繋げることが重要である。例えば、二子玉川～目黒区まで関係する踏み切り問題について、署名活動なども含め長年活動されている人ははっきり言って疲れ切っている。奥沢駅の朝8時から9時は半分も開いていない、3分の1くらいだ。奥沢は区の隅にあり全ての面で恵まれていない。文章だけ書いても仕方がない。みんななくなってしまう。	序章（2）地域整備方針で示す内容に追加記載したとおり、地域整備方針、都市整備領域の分野別整備方針・計画、世田谷区実施計画等に基づき、効果的・効率的に身近な街づくりを進めていきます。奥沢駅・自由が丘駅周辺地区は、地域生活拠点に位置付けているほか、アクションエリアにもなっております。今後終章にもあるように住民主体の街づくりに取り組んでまいります。
315	地域整備方針全体	進め方	整備計画段階で、どのような形で住民意見が計画に反映されるのかということについて質問をさせていただきたいと思えます。 まず指摘したいことはここでいう住民意見の反映というのは、地域整備方針終章にある「区民主体の街づくりを進めるために」ということとは違った問題であるということです。終章にある区民主体の街づくりに指摘される住民意見の集約による地区計画へのつながりという行政プロセスのことではなく、行政が主体となって一定の計画をなすにあたってどのような形で住民意見を取り入れるのかということについて聞いております。	区が取り組んでいる整備や計画にはさまざまなものがあり、ここで一律に申し上げることはできませんが、事業の実施に際しましては、今回のような区民意見提出手続きのほか説明会やアンケート等、さまざまな手法を用いて意見を取得し、その反映に努めております。

316	地域整備方針全体	進め方	さらに計画段階で住民意見と調整が見つからない場合の行政対応について質問したいと思います。 行政対応としては、住民意見に対して無視する、説得する、受け入れるといったことが考えられるかと思うのですが、そのほかにも代替策のようなものを検討することがあるのかということです。計画廃止や変更も含めて、計画により失われる既存環境を回復する施策を検討したうえで、計画をする準備があるのかどうかということです。そして、そのような準備があるとして、既存環境を回復する施策を検討する段階においても住民意見を反映させる場を設ける可能性があるのかということをお願いしたいと思います。	施策の計画・実施に際しましては、可能な限り住民意見を反映するよう努めており、その際には計画の変更等も視野に入れた検討をしております。また、その検討に際しましても、住民意見を反映できるよう努めてまいります。
317	地域整備方針全体	進め方	10年後の見直しではなく、1年ごとに評価するようであれば、守れない。	序章にも記載したとおり、都市整備方針は、本区の長期的な視点にたった都市づくり・街づくりの総合的な基本方針であることから、計画期間を概ね20年間とし、見直しについては、社会情勢の変化や改定から10年を経過した時点で、進捗状況を評価した上で、行ってまいります。
318	地域整備方針全体	進め方	区議の参加はないのか。どう関わったのか。	区議会との関わりにつきましては、たたき台、素案等を世田谷区議会の都市整備常任委員会に報告し、ご意見をお伺いした上で、説明会を開催しております。
319	地域整備方針全体	進め方	尚、毎日の説明会、意見交換会が毎回一部の発言者に独占される傾きがあり、議事進行に工夫がほしい！！	皆様のご意見が幅広く、偏らずにお伺いできるよう工夫してまいります。
320	地域整備方針全体	進め方	市民協働の難しさを感じます。ピント外れの要望の場となったり、環境論を唱えれば何でも有りという市民サイドの姿勢や、見識も改めるべきという気がします。(補助54号を是認している訳では決してありませんが) 声を出す(参加する)市民が高齢層に片寄っている点も気になりました。年齢、性別も予め枠を作って募集するのではありませんでしょうか。54号線に代表されるように、事業の見直しや再検証等も柔軟に対応して頂けるよう望みます。	第一部「都市整備の基本方針」の第4章「区民主体の街づくり」、(1)「協働の街づくりを進める」に記載のとおり、街づくりの様々な場面ごとに、街づくりを担う区民・事業者・区の責務を明確化し、パートナーシップを確立します。また、(2)「区民主体の街づくりを進める」に記載のとおり、子どもや若者をはじめ、様々な人々が街づくりを学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育ててまいります。
321	地域整備方針全体	進め方	初めて参加。何より住民の苛立ちが印象的で、失望は自分だけではないことを知りました。区は方針を一層立派なものにとの説明でしたが、却って苛立ちを増す結果を招くでしょうね。実現しないものは共感されないばかりか反感を抱きます。今、信頼関係を取り戻す唯一の方法は、大それたことではなく、身近でささやかな改善をひとつひとつ着実に積み重ねること。その10年分ぐらいの成果を目の当たりにすれば、初めて信頼が生まれるでしょう。住民も理解せねばならぬのは、欧米の環境づくりの多くが住民主体なこと。我国は未だに上意下達的な体質から脱却していないし、悪くはどちらも他力本願になってしまっていること。むろん行政の指導力は重要で、絵づくりより体質を変える指導こそ必要では。さて今の体質でできるかな？	区民生活の多様化が一層進む中、街づくりの課題に取り組むためには、区民一人ひとりが身近にできることにしっかり取り組み、さらに地域が協力し合い、区が適切に役割分担を果たす協働の取り組みが必要です。このため、多様な主体が共に理解し合い、知恵を出し合い、協力しながら、災害時にも対応しうる自助・共助・公助の視点を持った協働の街づくりを進めてまいります。

322	地域整備方針全体	進め方	以下の意見を5地域に対する意見として提出します。 地域整備方針全体について 1.これまで提出した意見の要約の再提出 これまで意見募集の機会がある度に意見を提出してきました。また都市計画審議会や検討部会をできるかぎり傍聴してきましたが、重要であったり新鮮であったりする委員の意見すら反映されないことが多いと感じました。とはいえ施行時期を延期してもほんとうに意味のある地域整備方針にしていきたいと再表明します。	ご意見として承ります。
323	地域整備方針全体	進め方	計画策定の取り組みについては ・現行の都市整備方針を評価することから始めるべき。 ・都市整備方針に何を求めるかを検討すべき。20年前と違うはず。 ・まず課題を挙げることからスタートしては、現状の延長線上でしか発想できない。 「何かが変わりそうだ」と思える都市整備方針の策定が必要。 ・時間をかけた住民参加を経て策定すべき。	今回の都市整備方針の改訂にあたっては、平成24年度に前都市整備方針の評価を行うとともに、新たな基本構想や基本計画を踏まえた上で、「新たな都市整備方針に求められる視点」を抽出した上で、第一部「都市整備の基本」及び第二部「地域整備方針」の改定作業を進めてまいりました。 また、区民参加については、第二部「地域整備方針」の改定においては、早い段階から区民参加を実施し、たたき台作成のための区民意見交換会、たたき台案の無作為抽出アンケート、たたき台説明会、素案説明会等を開催し、区民参加に努めて参りました。
324	地域整備方針全体	進め方	1.区民意見交換会に参加して 「地域の整備方針」の改定に係る意見交換会であるはずだが、現在進められている個別の件に関しての意見を述べる参加者が多かったことは、方針について議論する場であることをそもそも理解できないのか、理解した上で個別の件について現状の進め方について不満や不信を持っていて、それを表明するためにあえて発言されているのかのどちらかだと思うが、いずれにせよ、今までのまちづくりの進め方に納得されない区民が少なからずいるという事だと感じました。今回、北沢地域においては、2度の区民意見交換会を開催いただき、また、意見交換会で出た意見の内容をまとめていただき、区の意見も合わせてお示しいただいたことは、進め方に工夫をし、努力されているということが良く表れていると感じます。 今後とも、このような区民意見交換会に参加できない・しない区民の意見も含め、区民意見をどのようにとらえ、どうまちづくりを進めていっていただけるか、期待しております。 区民としても、よりよいまちづくりのため、協働して取り組んでいくために、計画の位置づけや、行政の仕組み、まちづくりのやりかたについて、学んでいかなければならないことはあると思います。そのためにも、このような取り組みが継続されることを願っています。	第一部「都市整備の基本方針」の第4章「区民主体の街づくり」、(2)「区民主体の街づくりを進める」に記載のとおり、区は街づくりに関する情報について様々な機会を設けて提供し、区民や事業者との共有に努めます。また、街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取り組みを進めます。
325	地域整備方針全体	進め方	(この会議の報告は、どのように区民に知らされるのでしょうか。)	ホームページや区政情報センター、図書館などでパブリックコメント実施結果として皆様にご報告の予定です。
326	地域整備方針全体	進め方	・区民からの声かけで区は動くと言われますが、ちぐはぐした話であると感じました。本当に相談に乗ってくれるのか、不信感を持っています。	本文にも記載したとおり、区民の街づくりの機運の高まりに応じて、街づくり条例に基づき様々な形で支援してまいります。

第一部 都市整備の基本方針について

327	第一部 都市整備 の基本方針	序章	基本計画、新実施計画、都市整備領域の施策事業の決定権者、決定プロセス、いつ決定されたかを教えて欲しい。	平成26年の3月に、基本計画および今後4年間の実施事業の計画である新実施計画を区長決定のもと策定し、4月から両計画に基づき、区政運営を行っております。様々な施策等については、各所管が事業起案で決裁をとり事業計画を定めるもの、都市計画決定をし、事業認可に基づき、事業を進めるものなど施策によって異なっております。
328	第一部 都市整備 の基本方針	序章	部と部の方針が出てきたが、これに基づき区が何かを決めていくという理解でよいか。	都市整備方針は二部制となっていますが、全体が区の都市整備行政の根幹の方針になります。
329	第一部 都市整備 の基本方針	序章	この方針と基本計画はどのような関係か、よくわからない。	都市整備方針は、都市計画法及び世田谷区の街づくり条例に基づき、本区の長期的視点にたった都市づくり・街づくりの総合的な基本方針であり、基本構想に即すものです。一方、基本計画は、基本構想を踏まえ、今後10年間の区政運営の基本的な指針として策定しております。
330	第一部 都市整備 の基本方針	序章	5地域の内容が同じだ。地域区分は行政区ではなく、小学校区や歴史的な単位で決めるべきではないか。その付き合いで地域力が生きる。そのような検討はしたか。	今回の都市整備方針の第二部「地域整備方針」の改定にあたりましては、地域の区分について、小学校区、出張所・街づくりセンターの区域、鉄道駅の駅勢圏等、様々な検討を行い、都市計画審議会や都市計画審議会の学識経験者からなる改定検討部会でのご意見も頂きながら、最終的には総合支所の地域を単位とすることといたしました。
331	第一部 都市整備 の基本方針	序章	他の自治体が策定する都市マスに比べ、丁寧に作られていてご苦労が伺えます。お疲れ様でした。計画期間が20年(10年で見直し)という長い期間を考えると“将来像”の設定が甘い気がします。今の文言では、どの自治体でも(極論すると区内他区域とも)同じように感じます。少なくとも少子高齢化の状況など数値を明示し、将来像(将来の生活の姿)をイメージできるようにすべきと思います。	改定の考え方は、序章「地域整備方針の位置づけ」(3)「計画期間と次回の改定について」に記載のとおり、社会情勢の変化や改定から概ね10年を経過した時点の進捗状況を評価した上、必要に応じて改定することとしております。見直し予定の10年を経過していなくても、社会情勢の変化などから、見直しが必要となった場合には、方針の見直しを行ってまいります。
332	第一部 都市整備 の基本方針	都市づくり の骨格プラン	拠点は、どういう分析をして決めたのか。	平成25年3月に改定した都市整備の基本方針における広域生活・文化拠点や主要な生活拠点などの各生活拠点については、鉄道駅の乗降客数やバス利用者数、周辺の商業集積の度合い、公共施設の設置状況、街づくりの動向などを総合的に勘案した上で、位置づけを行いました。
333	第一部 都市整備 の基本方針	土地利用	北沢地域整備方針の提案 地域の1)防災・安全性の向上、2)みどりの拠点の中心としての公園整備のため、これらの目的を同時に満足させる下記地域整備事業を提案します。 中世・世田谷を凡そ200年に亘って支配した源氏の名門東条吉良氏の居館跡である世田谷地域の復原・整備のため、現「区立城跡公園」の拡張を行う。拡張の範囲は、1)築後60年をこえ老朽著しい「都住宅供給公社・豪徳寺住宅」の敷地、及び2)これをとりかこむ豪徳寺所有地、計約5,000坪を対象とする。	世田谷区立世田谷城跡公園の拡張につきましては、発掘調査の結果や、東京都住宅供給公社の団地の今後の見通し、地権者のご意向を十分に把握して、検討してまいります。
334	第一部 都市整備 の基本方針	土地利用	表題の趣旨に沿っているかわかりませんが、代沢1丁目35番地近辺の公務員住宅跡地(予定?)全体を緑地公園とすることを提案いたします。世田谷区全体では緑が多いとは云うものの、国分寺崖線に依存した西側地域と寺社林に依存した北側地域に偏在しており、東側地域にもまとまった緑地があってしかるべきです。	世田谷の公園は全体的に不足しており、区では、計画的に公園の整備を進めております。機会あるごとに、周辺の公園等の設置状況、土地の規模・形状、接道状況、事業効率、時期等を総合的に勘案して、公園としての活用を検討し、公園の充実に努めてまいります。

335	第一部 都市整備 の基本方 針	土地利用	アクションエリア内で昭和56年以前に建てられ、耐震補強または建て替えの必要のあるマンションは相当数あるものと思われる。しかしこの場合、資金面で居住者に解決策の同意を得ることは困難な状況にあります。 地域のテーマ、及びの実現のためには、特例として容積率の緩和を認める以外に解決策は見つからないと思うので、ご検討ください。	区では昭和56年以前の建築物について耐震診断や耐震改修に関する助成を行っており、特に特定緊急輸送道路沿道については重点的に取り組んでおります。また、容積率は都市計画や建築基準法で定められています。総合設計制度やマンションの建替え等の円滑化に関する法律においては、容積率緩和などの制度がありますが、個々の建築物により条件が異なるため、物件ごとに対応を検討する必要があります。
336	第一部 都市整備 の基本方 針	土地利用	防災に強いまちづくりに対し本件は主体が”住宅ゾーン”を中心にお考えの様ですが都内でマンション戸数が多い世田谷区に於いて、マンションの活用並にマンション存在は認知していただきたい。高経年化(建物、居住者)の問題はすでに現実化しております。	ご意見として承ります。
337	第一部 都市整備 の基本方 針	土地利用	都市計画法により実家の敷地内に市街化予想線が引かれてしまったが45年経っても実現せず、新たに地域整備方針を作るなら白紙化して欲しい。既に都、区に陳情して1年経過している。改善されないなら補償を求めて行政訴訟も考える。	道路や公園などの都市基盤が未整備なままに市街化が進行すると、交通、防災、環境などの面でさまざまな問題が生じます。都市基盤を整備し健全な市街地とするため昭和44年「土地区画整理事業を施行すべき区域(以下、『すべき区域』という。)」として都市計画決定し、土地区画整理計画の青写真として市街化予想線を示しております。
338	第一部 都市整備 の基本方 針	土地利用	市街化予想線はほとんど未実行のため線引きを廃止すべきだ。(地権者制約・区職員等業務効率化)	土地区画整理事業は市街地の総合的な整備を行う手法として広く活用されておりますが、地権者の同意や組合設立などの時間を要し、なかなか進んでいないのが現状です。 そのため、都市整備方針第一部の都市整備の基本方針において、土地区画整理事業による整備が困難な地区については、東京都の「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」に基づき、土地区画整理事業に代わる整備手法を検討することとしております。 世田谷区の土地区画整理事業を施行すべき区域内(約1,289.7ha)では、都市計画決定以降15地区(約147.3ha)で土地区画整理事業が行われております。 更なる事業の促進に向けて、新たな整備手法を検討し、無秩序な市街化の抑制、健全な市街地整備を誘導してまいります。
339	第一部 都市整備 の基本方 針	土地利用	都営下馬アパート周辺地区は都心に近いため、マンション化が進んでいる。高さの見直しの着手の状況やスケジュールはどうなっているのか。	現在、都営下馬アパート周辺地区において、地区計画・地区街づくり計画による高さの制限を検討しており、地域ごとに意見交換会を重ねながら早期の策定を目指しています。

340	第一部 都市整備 の基本方 針	土地利用	近頃の近所に建てられる建築物は高い建物が多く節操が無い。昔ならば、ご近所の手前周囲に配慮した建物を建築していた。二子玉川東地区の市街地再開発事業などは典型的なもので、昔は遊園地として営業しており環境も良かった。再開発事業を実施する際には説明などは行われていない。	土地利用の転換に際しては、都市計画により包括的に定める高さ制限等のほか、地区のルールとして定める地区計画、敷地や施設規模等により対象となる条例、要綱などの規制等により、地区の特性などに応じた土地利用を誘導してまいります。 二子玉川東地区の再開発事業につきましては、都市計画法に基づき、都市計画面の公告縦覧などを経て、平成12年6月に都市計画が決定されております。また、これまで東京都環境影響評価条例や世田谷区環境基本条例などに基づく説明会等が開催されております。
341	第一部 都市整備 の基本方 針	土地利用	生産緑地がどこにどれだけあるのか公開すべきである。生産緑地も相続により企業に買われ、企業は採算のために限界ぎりぎりまで高くしたマンションなどを建築している。区はいつから高い建物を容認するようになったのか。	生産緑地地区は、都市計画法に基づく地域地区のひとつであるため、都市計画情報として広く公開しており、区のホームページなどでもご確認いただけます。生産緑地地区は、指定から30年又は主たる従事者の死亡等によって営農が困難になった場合、建築行為等の制限が解除される場合があります。その際には、都市計画に定める各地区の高さ制限のほか、地区計画、条例、要綱などにより、土地利用や地区特性に合わせた指導をしてまいります。
342	第一部 都市整備 の基本方 針	都市施設 配置構想	第一部概要版11ページに都市軸と主要生活交通軸が示されているが、何を意図しているのか。生活都市世田谷は生産物を運ぶ幹線道路は必要ないし、補助154号を使って等々力に真直ぐにいくとは思わない。	主要生活交通軸は、主として地域間の交通を担い、必要な公共施設を結ぶバス交通網を支える軸として、第一部「都市整備の基本方針」において位置づけております。
343	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	自宅のとなりのあき地(持主あり)が40年以上あき地になっています。あれ放題で草が木になり、ゴミをすてられたり、近所宅のかべにはスプレーペイントでらく書きをされたりしています。ネコが出産して子ネコが数ひき常に近所宅の中を出入りしています。代田小学校の通学路でもあり子供たちがキケンですし、車イスが道路を通るには草があつてせまくなってしまいます。せめて、1年に1度は草かりをしてきれいにしてほしいです。 ブロークンウィンドウ:ビルの中の窓が割られていたら、誰かこうしてもいいと思える心をいいます。	空き家等はオーナーが管理することが重要であり、現在、空き家等対策のため条例化の検討を進めています。また、樹木の適正な維持管理については、区民・事業者への啓発を図ってまいります。
344	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	松原2-11の不在地の樹木の整備をお願いしたい。区に電話したが、受け付けてもらえなかった。隣の家は暗くなって大変だと思います。	
345	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	道路の信号機をつけてほしい所。(図あり)	いただいたご意見は、交通管理者である警視庁(所轄警察署)へお伝えしてまいります。
346	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	防犯・防犯カメラをくまなく設置。	従来から、商店街が防犯カメラを設置する場合の費用についての補助を実施してきましたが、平成27年度からは、新たに町会・自治会等が防犯カメラを設置する場合の費用についても補助を実施して、防犯カメラの設置

347	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	海外からの旅行者が増えて、Bクラスの不良外国人も増えて来防犯に__。街灯を多く設置し、LED等で明るく、停電しても5～10分は切れない。防犯カメラを多く設置し、夜間の落書き、犯罪__。狭い道路を明るく。デッドスペースを作らない。	を促進していきます。
348	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	世田谷区の地域整備の最重点は、防災上も日常生活上も先ずは道路整備だと思います。特に建築基準法に基づく狭隘道路の建物のセットバックはしたものの、道路としての機能が全くなされていないのが現状であり、本法が施行されて50年が経過しているが、建基法だけでは矛盾も多くこれ以上の進展がみられません。もっと実効性(強制力・買い取り等)のある条例等の整備等が必要と思われるのでご検討願います。	ご意見として承ります。
349	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	以前の協和銀行脇から三茶一丁目に渡る信号が短すぎます。もう少し、長くして下さると助かります。年寄りにやさしい町作りを考えてください。	ご意見については、交通管理者(警視庁)に情報提供していきます。
350	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	緑化の推進:駅ロータリー、商店街などフラワーボックスを設置。日中から夜間の防犯にも花があると予防になるので。危険な場所ほどフラワーボックスを置くと人目が集まるので効果がある。是非一考を。	区では、「みどりと花いっぱい活動」を通じて、区民と協働しながら、花による緑化を進めております。ご意見につきましては、今後の花づくり活動の参考にさせていただきます。
351	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	下北沢～世田谷代田駅間の小田急線の整備について意見を申し上げます。おそらく緑道になると思いますが、一つだけ提案があります。自転車を通行禁止にしてほしいです。私は北沢緑道のそばに住んでいますが、このところ自転車の無謀な運転が非常に多い。ほとんどマナーを守っていません。まだ緑道には遊歩道があるから少し安心しています。新しい上記の緑道に関しては、小さな子供からお年寄りまで安心して歩ける専用歩道にしてほしい。下北沢につながる他の細い道も若い人が多く(特に多い)自転車が非常に多く、夜間等は大変危ないことが多いです。せめて新しい緑道くらいは本当に本当に安心して歩ける(夜間も)道にしてほしい。緊急時の専用自動車道にするのは大賛成です。	小田急線上部利用に伴う通路整備にあたっては、歩行者と自転車が安全で快適に共存できるよう検討を進めてまいります。
352	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	方針でなく細部にわたる事項です。個人の家の井戸が「災害用」に指定されているのを見かけますが、公共の場所/学校・公園などで井戸を見かけない。公共の場所に「災害用井戸」を設けることを提案します。	第一部第三章 「災害に強いまちをつくる」(1)震災に強いまちとするに記載のとおり、防災生活圏内の安全性を向上するため、防災設備の充実を進め、自主防災組織や消防団が水源として利用しやすい消火栓、配水栓や井戸、プールなどを活用します。
353	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	下水道の逆流は絶対に無きようする。側道マンホールは総て面格子マンホールに。角地特に。	区内の公共下水道施設は東京都下水道局が整備・維持管理をしております。下水道局へ意見としてして申し伝えてまいります。
354	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	自転車の無灯火には重罪を(多い)。自転車置き場をあまり駅近くには作らない。駅周辺の混雑。多少距離あった方が町発展する。放置には厳しく処分を。	自転車の交通ルール違反について警察に取り締まりを要望するとともに、引き続き自転車安全利用啓発に取り組んでまいります。駐輪場が駅より著しく遠方の場合、利用が極端に減ります。そこで駅周辺の駐輪場においては、徒歩圏内(約5分以内)に整備出来るように取り組んでいます。区では年末年始を除く毎日、放置自転車の撤去活動を行っています。今後とも放置の状況に応じた対策を行い、安全な通行環境の確保に努めてまいります。

355	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	自転車非常にこわいです。自転車は遊歩を通過してはいけないので非常にこわいです。 (図あり)	区では、自転車を利用する区民一人ひとりが、歩行者を思いやる精神や自転車など車両の仲間同士が互いに譲り合う心に基づき、ルールの順守、マナーの向上に努め、自転車による事故を減らし、誰もが安全で安心、かつ快適で楽しく行き交う地域社会の実現を目指して、平成24年4月に「世田谷区民自転車利用憲章」を策定いたしました。 また、区立の小中学校や地域における交通安全教室を開催するなど、交通安全の啓発活動に取り組んでおります。 今後も、関係機関と連携しながら、交通安全対策に取り組んでまいります。
356	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	北沢地域と玉川地域の「テーマ別方針」に「自転車利用の快適性の向上」が謳われています。しかし、自転車に関してはルール(守らなければいけないこと)違反やマナー(常識として守るべきこと)違反が多く、歩行者や車の迷惑や事故につながっているという現実があります。については、ハード面の整備(例えば専用レーン)もさることながら、ソフト面の対応の徹底を同時に推進すべきと考えます。ソフト面の具体例としては、信号無視・逆送・スマホやカサ運転・駐輪違反の取締り、保険の義務付け等が挙げられます。	
357	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	自転車利用の交通ルールを守ってもらう為のイベント、教室を増やす。	
358	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	空き家が増えて来。強制処分を(防火、____、風紀×)。地域有効活用考え。	空き家等はオーナーが管理することが重要であり、現在、空き家等対策のため条例化の検討を進めています。また、現在、空き家等の有効活用を目的としたオーナー向けの相談窓口を開設し、地域コミュニティの活性化等、地域貢献を目的とした公益的な活用の促進に向け取り組んでおります。 建物等の適正な管理に管理に関することや管理不全な建物の発生予防のに関する条例策定に向けて検討しております。
359	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	昔から現在に至るまで、駒沢公園通りの駒沢4丁目14番地では、年に2~3、冠水が発生。道路と歩道の区別がなくなるくらいです。原因は、強風で落下したイチョウの葉が排水溝に詰まるためです。下図のような、コの字型排水溝に立体型網カバー(ゴミが上部にかぶらない対策カバー)を設置する工事を願います。 弦巻の教育センター付近で使用されています。 -図-	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
360	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	1. 道路はこれ以上不要。太子堂の住宅供給公社の改築で、道路が拡巾されたが、通学路でスピード出す車が増えて危険になった。やっとカーブミラーがついたが、速度制限はあらゆる方法で(区にも警察にも区議にも)申し入れたが、実行されない。そのうちに代沢の事故の二の舞になる。整備するならタテワリをやめ連携せよ。	道路整備においては道路管理者と交通管理者(警視庁)と事前に協議を行い進めています。今後も関係所管と連携をとりながら進めてまいります。
361	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	2. 延焼防止というが、いつかこの種の会で卓越風でない方向で延焼防止と称していた。つまり、自分たちの広げたい方向しか考えていない。土建屋のための計画だった。	「新たな防火規制」区域指定における説明会では、1つの仮想事例として延焼シミュレーションをお示しました。火災の延焼は震災時の様々な条件で変化します。密集市街地では面的に不燃化を図ることが必要と判断し、規制を導入しました。

362	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	私共住宅前の道路は公道として使用されているにも拘わらず、古くからの私道で、区の担当者に相談してもなかなか公道化の道が開けません。整備、災害時の対応など私道ゆえの不安が多々あります。ご近所の方々も同様で、区の諸々のご協力を得、一日も早い公道化を望みます。全国にも通じる世田谷区ブランド都市整備に提言いたします。	区では、私道の寄付を受け、公道にする場合には一定の基準を設けております。例えば、私道が公道から公道、もしくは公道から公共的施設へ抜けていることや幅員は4m以上であることなど、様々な基準があります。なお、区では区民の皆様が管理されている私道についても重要と考えて、私道排水設備や舗装の助成を行っております。
363	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	千歳台4 - 24千歳台小学校周辺の危険の所について対応をお願いします。 小学校の北東の角が両方向とも下り坂になっているため、特に自転車走行時において危険 見通しが悪い ミラーなどの設置をお願いします。 北側の東京ガスタンク前の横断歩道を渡る際に新宿方向から仙川方向へ向う車を草木などが邪魔してしまい車道の方に出ないと車やバイク、自転車が見えない。(位置を示す図あり)	千歳台小学校の北側の東西道路は、都道であるため、東京都へ伝えてまいります。一方、区としてできる交通安全対策を検討してまいります。
364	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	安全、自然、活性化 ・安全:幅広い世代の安全性を保つための都市づくり。交差点の歩行者信号と車両信号の分別(歩行者信号が青の場合、車両信号は全て赤)を希望します。	いただいたご意見は、交通管理者の警視庁にお伝えいたします。
365	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	世田谷や玉川地域は総合支所建替えの話があって流動的だが、災害対策課に問い合わせたら、総合支所は災害対策地域本部だといっていた。統一して欲しい。	区が、災害対策基本法に基づき、震災予防、震災応急対策、災害復旧等、一連の災害対策を実施するために作成した世田谷区地域防災計画においては、各総合支所を災害対策地域本部と位置付けております。都市づくり、街づくりの基本方針である都市整備方針においては、「災害対策拠点」として位置づけ、庁舎等の災害対策機能の強化や防災および災害対策を踏まえた街づくりを進めてまいります。
366	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	防犯について、玉川地域はまちの姿に取り上げているが、他の地域は防災の事になっている。危機管理に際し、区と警察は別途にパンフレットをつくるなど連携していない。財政逼迫と記載されてあることも踏まえ行政間で共有すべきである。	いただいたご意見は、今後の区街づくり行政の参考とさせていただきます。
367	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	明薬通りを拡幅し、一方通行から相互通行にしたが、交通事故が増えるようになった。広げればいいというものではない。	交通管理者(警視庁)と連携し、安全対策を図ります。
368	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	避難路となるべき世田谷代田から東北沢の跡地について、小田急電鉄が好きなように建物を建てようとして、さらに高さ4mのコンクリート擁壁をつくっている。個人だったら許されないことが大企業では許される状況はおかしい。2mや3mの道を設置しても避難路にはならない。かえって混乱するだけである。	コンクリートの擁壁については、事業者が敷地内外の段差処理のために築造したものと聞いております。小田急線上部利用に伴う通路整備にあたっては、近隣への影響を考慮しながら、歩行者・自転車が安全で快適に利用でき、災害発生時には緊急車両が通行可能となるよう検討を進めてまいります。

369	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	いつもお世話になります。本件について、下記の通りです。 よろしく願いいたします。 1. 駒沢給水塔の南側の道幅を拡張してほしい。狭いのに一方通行ではなく、普段から危険を感じるが多い。災害時など道がガレキ等でうめつくされ通れなくなるのではないかと心配です。(弦巻2丁目と駒沢3丁目の境界の道) 2. 駒沢給水塔の一部を通り抜け可能にして周辺の道路へ出られる様にしてほしい。(車両は通行不可で)	ご意見として今後の区街づくり行政の参考とさせていただきます。また、所管行政庁に情報提供していきます。
370	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	玉川1丁目(二子玉川駅…多摩堤通り南側)は堤防に囲まれた輪中の様な地域です。仮堤防は出来ても東急二子玉川駅の高架下は、今だ土のうを積んだだけの状態で、これでは全く堤防の役割にはなりません。早く堤防を構築し、多摩堤通りの旧堤防を撤去してください。 現在東陸閘と西陸閘がありますが、西陸閘は幅が狭くとても危険です。子どもを連れて歩いたり、傘をさして歩くときは車にひっかからないか、とても心配です。しかもとても強い風圧にさらされ(ライズのビル風)、老人などは恐くて歩けません。風防止対策と共に、西陸閘の幅を拡げ、車も人も安心して通れるように一日も早くしてほしい。	区は、二子玉川東地区の風環境に関して、専門家の客観的な立場から、より効果的・効率的に対策を進めることを目的として専門家会議を設置し、現地風環境の評価、対策等の検討を進めてきました。 区は専門家会議の検討結果を踏まえ、事業者へ対策を要請してまいります。 なお、アクションエリア別の方針にも記載しておりますが、二子橋より上流側においても堤防整備を促進してまいります。なお、その後の旧堤防の撤去、西陸閘の幅等に関しましては、河川管理者である国に伝えてまいります。
371	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	仙川については三鷹で雨水の越流水が流れ込んでいる。あと10年はかかる。都の二建と話さないと難しい。	ご意見として承ります。
372	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	先月、岡本地区で3箇所土砂災害危険区域の指定を受けた。対策を教えて欲しい。	従来、東京都は土砂災害危険箇所を公表しており、現在、土砂災害防止法に基づく、警戒区域指定に向けた調査を区内で進めているところです。区では、東京都の動きに合わせ、急傾斜地における安全対策について検討し、関係する区民の皆様へお示ししてまいります。
373	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	・夢の構想案として、各建物の屋上に樹木(小)で緑化させ、雨水もすいこませれば水害対策になるかも。町はコンクリートの林なり家どうしのすき間も少ないなかで緑のポーチをかぶった町及び地域全体の土地面積の1~2割がなればすばらしいと思う。	区では、建築物の屋上や壁面を緑化する場合、経費の一部を助成する制度を設けております。今後も、これらの制度を積極的にPRし、屋上緑化や壁面緑化が促進するように努めてまいります。
374	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	地籍調査について、担当に聞いたら2%程度しか完了しておらず、完了するのは500年後だと言っていた。自分で官民境界を確定したければ、自費で測量して区にお伺いをしなければならぬ。区も積極的に予算をつけ、どんどん地籍調査を行えば、10年程度で完了すると思っている。	地籍調査については、第一部「都市整備の基本方針」第3章テーマ別方針に記載したとおり、震災後のすみやかな復旧・復興に資するために、地区の特性等を踏まえ、順次計画的に進めています。 なお、地籍調査は、全ての土地所有者の方々との立会いを行う必要があることなどから、権利関係が複雑な都市部では、相応の期間が必要となりますが、調査の推進に努めてまいります。
375	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	駒繫小学校に保育園が設置されたが、田んぼや藤棚、桜の木がなくなった。保育園の設置に賛成していた人も、自然がなくなったことに後悔していた。	区では、待機児童解消を目指し、保育施設の整備を進めております。これまで、皆様のご理解を得て小学校の一部など区有地を利用した施設整備などをしてまいりましたが、用地の確保が最大の課題となっております。国家公務員宿舎跡地などの国有地は、保育施設に必要な一定程度の広さを確保できる貴重な土地であると考えています。
376	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	下馬二丁目に財務省の土地があり、保育園にする話があるが、住民の希望であったのか、公園にして欲しい。	

377	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	都営下馬アパートはエレベーターが1つで、バリアがあり、空き部屋があるのかどうか分からないが、新しく人は入れていないようだ。今後どうなるのか危惧している。	従来からの住民が住み続けるための住宅と考えており、新規は想定していないと東京都より聞いております。
378	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	すでに街づくりが進められている地区に該当しているようですが、私共が住むマンション前の農地は生産緑地地区に指定されているようです。周辺住民の急激な増加、東京直下型地震に対する不安などから万が一のときに避難可能なスペースの確保を強く感じています。先ほど述べた生産緑地は近隣では最も適した(比較的大きめな土地)ものと考えます。生産緑地法は解除のタイミングで区の買収を確実に実施し、地域の災害、緑を守る、に沿うような活動をしてもらえることを望みます。	区では「みどりのみずの基本計画」及び「世田谷区農地保全方針」を策定し、計画的にみどりや農地の保全・創出と、みどりや農地を活用したまちづくりを進めております。土地の取得につきましては、地権者のご意向、周辺の公園等の設置状況、土地の規模・形状、接道状況、事業効率、時期等を総合的に勘案して検討し、みどりのオープンスペースの確保に努めてまいります。
379	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	昭和46年築の給田北の共同住宅に住んでいる。震災後、耐震診断してもらったら補強の必要があるといわれた。7階建ての建替えも考えなくてはいいけないが、現在の用途地域指定内ではできない。給田北、南の建替えについて区の考えを知りたい。耐震補強に区の協力が欲しい。	ご指摘の点については、課題であると認識しており、今後、対応を検討してまいります。
380	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	都立蘆花恒春園までの散歩道が駅から公園までいい感じで歩ける安心な歩道となっています。昭和53～54年頃出来たのでかなり立ち木々が大きくなっていたり歩道が古くなり残念です。お洒落な歩道、水辺の散歩道のように補整をして頂けたらどんなに道行く人が安心・安全に歩いて楽しく散歩出来る事と思います。車椅子でも杖持つ人も出掛けるのが待ち遠しくなることでしょう。	今後の事業の参考にさせていただきます。
381	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	ワンルームマンション(街が壊れる)オーナー必ず両隣家に話取る事。(ゴミ、騒音、風紀、駐車禁)地域社会×	ワンルームマンション対策として、地域の環境に調和した良好な生活環境を維持するために、住戸数12以上のものを対象に建物の管理に関する基準を定めて指導に努めております。いただいたご意見につきましては、今後の事業の参考にさせていただきます。
382	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	第一種低層住居専用地域に「短期滞在型」「20㎡～30㎡のワンルームアパート」建設を規制する方向で条例を整備していただきたい。(防犯、騒音、ゴミ問題等日常生活に於いて、基本的マナー、ルール違反、管理不徹底等、近隣住民との摩擦を起こすことが懸念され、また古くから守ってきた住環境の破壊につながる為。)	第一種低層住居専用地域における、短期滞在型のワンルーム集合住宅の建設を制限については、滞在期間や室構成などの「住まい方」の問題であり、法令などに依る制限になじむものではありませんが、住戸の専用面積については、住生活基本法に基づく最低居住面積水準に準拠するよう、住宅条例等で定めております。また、近隣への配慮事項については、各用途地域における一定の住戸数を有する集合住宅について、住環境の整備に関する条例に条項を設けております。
383	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	祖師谷3丁目の近所では新しい家が建つ度に木は切られみどりは少なくなっていく。建築のための法は最低の基準です。オーナーも建築にかかわる人たち、行政も住民もこの地域の歴史とみどりを守り、増やすためのしくみを必ずつくる必要があります。最初の説明と完成後の状況はまったく違います。「住民はいつも、だまされた。」 垣根について日本では、高さ2.2mまで許されており、欧米では、1.8m、それも風通しのよいトリスやネットが使われております。区報では緑化が呼びかけられ、私も南側の一部で緑の塀をつくりましたが、最初は賛成していましたが家の完成と同時にブロックとアルミの2.2mの塀をつられてしまいました。このような紛争の解決方法法しくみ。	・区では民有地のみどりを守り増やすため、保存樹木・樹林地制度などによるみどりの保全の啓発や管理支援、みどりの計画届や緑化地域制度による建築時の緑化指導、小規模敷地における建築時の緑化誘導、生垣やシンボルツリーなど植栽に対する緑化助成など、様々な施策を行っています。今後もこれらの施策を推進していくとともに、みどりに対する普及啓発や区民の活動支援などを進めてまいります。 ・住民の合意形成が必要になりますが地区計画等でルールを定めて生垣の緑化を実現する手法もごさいます。また、区では区民相談を実施し、個別の紛争解決をおこなっています。

384	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	環八、環七が地域コミュニティを分断している事実に対する対策、工夫が欲しい。(例)荒玉水道道路は環八で完全分断されて、都合悪い構造である。千歳通りと合わせて立体交差にするか、せめて水道道路が環八を直接渡れる交差点を作って欲しい。	ご指摘の環状八号線の千歳通り付近は、立体交差の計画がございしますが、ご意見は道路の管理者である東京都にお伝えいたします。 千歳通りの南側で環状8号線と補助52号線が交差する箇所につきましては、環状8号線が補助52号線及び千歳通りの上で立体交差する形式で都市計画が決定しております。水道道路が環状8号線を直接渡れる交差点につきましては、双方の道路を管理する東京都へ伝えてまいります。
385	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	人口85万人は日本で数えるほどの大きな自治体だ。これだけの人口があれば、近いところに生活利便施設、病院などが整備されてもおかしくない。遠くへ行くための道路として補助154号線などを整備するという考えを変えるべきではないのか。コンパクトに変えていかないと。	補助154号線などは、第一部「都市整備の基本方針」の都市づくりの骨格プランにおいて主要生活交通軸と位置付けており、主として区内の地域間の交流を担い、主要な公共公益施設を結ぶバス交通網を支える軸として整備していく必要があるものと考えております。
386	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	私は成城学園哲士寮があった隣に住むものです。この夏までは木もれ日の中、たくさんの鳥たちが来るのをバードウォッチングして楽しんでいました。夏にはカブト虫、蝉の声で秋を感じ、賑やかな秋の虫の声を聞きながら寝ていました。ところがある日、クレーン車がきて大木を倒し、塀の向こうはずっとむこうまで木々の山となりました。枝々には赤、緑、木の実が一杯で森で遊んでいた小鳥たちはこれからどうするのかしらと考え、木々の悲鳴が聞こえるようで涙しました。学園の子ども達がかたまに遊びに来ていましたが、5～10分位で集合…帰っていきます。学校はこんな素晴らしい自然を有効活用もしないで厄介者を切り離すように手ばなし、とても残念で悲しいです。主人が区に電話し、100年単位でできた森を少しでも残す事ができないのかと相談しましたが、無理なようで区の方も残念がっておられたそうです。数日前には最後の大きな木もぬかれ、囲りの家々が土だけになった向こうに見えるばかりです。こんな現実の中で「みどりを守り育てる」「自然資源の魅力を高める」と云われても…。いったん壊したらどんなにお金をかけても戻せないことをもっと分かってもらいたいと思うばかりです。町のまん中で贅沢な事とお思いの方もいらっしゃると思いますがそんなことを思っている区民の気持ちを書かせていただきました。それからこの土地に何軒も家が建つという話を聞きましたが、広い土地のわりには出入口が狭いので災害時の安全面は大丈夫なのかしらと近所の方達が話しています。これからの建設工事見守っていただきたくお願い申し上げます。小さな字で多くを書き、読みづらいと思いますが、お許し下さい…。かしこ	区では、区民の皆様のご理解・ご協力のもと、民有地の緑化及び樹木の保全に取り組んでいます。新植だけでなく既存樹木の保全も大切なことから、建築にあたり建築主に既存樹木の保全 移植 代替植栽をお願いしています。また、樹木をやむを得ず伐採する場合は、伐採樹木本数や伐採の理由等をお尋ねしています。しかしながら、所有者の個別の事情がある中で、ご理解ご協力が得られず伐採、宅地化されるケースが多く、区としても苦慮しているところです。今後とも、緑化制度を積極的にPRし、様々な機会を捉えて、樹木の保全、緑化に努めてまいります。
387	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	国分寺崖線(成城3丁目緑地～大蔵3丁目)にかけて恵まれた自然 生態系を大切にということは大賛成ですが、保全のあり方に問題があります。昔から里山として保全されてきた地域ですから人の手が入るべきです。今は本来伐採されるべき常緑樹、萌芽更新されるべき落葉樹が伸び放題、これでは暗い森になって豊かな緑とは言えません。ボランティアもいることですし、樹林伐採によって里山風景を残すようにしてほしいというのが願いです。	国分寺崖線の樹木の保全のあり方につきまして、ご意見をいただきありがとうございます。今後の管理の参考にさせていただきます。
388	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	多摩川が変わっていく姿を悲しげに毎日みている。方針には風景の魅力を高めるとあるが、東急も区も国交省も何かをするたびに自然がなくなる。月見草や、かえる、へびがいなくなる。このことはひとえに人間にとっても住みにくくなっているということだ。そのあたりの区民のコンセンサスはどうなっているのか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
389	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	二子玉川公園はアップダウンが多く、高齢者にとってはふうふうと言ってしまう状況になる。	

390	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	駒沢公園通りの交通について 目黒通りから駒沢公園通りへの大型車の進入を禁止してほしい。駒沢通りが環八からの大型車の進入を禁止されており、これと同様の措置をお願いします。現状でも22:00～6:00は環八方面からの大型車の進入は禁止されていますが、頻繁に大型車がスピードを上げて進入してくるため、夜寝ていても目が覚めることがあります。将来、等々力大橋ができた際には、今よりも駒沢公園通りの交通量が増えると思うので、尚更大型車の進入を禁止をお願いします。また、駒沢公園通りの都市大中・高等学校から等々力小学校付近にかけては、交通事故が多発しており、子どもたちがいつ事故に巻き込まれるか心配です。	
391	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助54号線の道路の増幅はどうなっているのか、どうするのか。どっちつかずではなくするならば、しないならしない、をはっきり明示してほしい。児童の通学路としてもとても危険で、時間で交通止めてほしいほど。(富士ガス前、ニスモグランリュクス前の通り。)	都市計画道路は、平成16年に東京都と23区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画において、優先的に整備すべき路線を選定し、東京都と各区で分担の上計画的な整備を行っております。 ご意見の場所につきましては、上記の優先的に整備すべき路線には選定されていないため、現時点では、整備の時期や施行者が決まっておりません。 区では、今後の道づくりの方向性として、道路拡幅による歩道設置や代替機能を持つ道路ネットワークの整備による自動車交通の分散化など、歩行者や自転車利用者の安全性向上につながる道路整備を重点化することを掲げております。 いただいたご意見も参考にしながら、安全安心等へ配慮した道づくりについて取り組んでまいります。
392	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	小田急バス、国土交通省に願います。 世田谷区 - - - (- - -) バス停の移動を願います。	ご要望については、バス事業者に伝えてまいります。
393	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	小田急バス、国土交通省に願います。 世田谷区 - - - (- - -) 街路樹の根が大きく張り、建物の下まで迷惑です。清掃も。	現地の状況を確認のうえ、街路樹の適正な管理に努めます。
394	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	今現在の使いづらい道路です。明大前より、下高井戸方面に線路わき道路。坂が、横にも坂になっていて駅近くのごぼこは老人には歩きづらく大変です。舗装してほしいです。	京王線の連続立体交差事業と合わせ、安全な道路整備に努めてまいります。
395	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	テーマ 公共交通 について 4丁目育成幼稚園通りは道路が狭いにもかかわらず、車道行が多い。安全性から早急に道幅を4m道路にすべきである。 また、現在の道路側家屋は新築が8割方進んでおり、セットバックを各家が出しており、区が率先して塀などで囲っている家に働きかけ、道幅を拡張してほしい。	法42条2項道路など幅4m未満の道路のセットバック部分の土地の道路状整備については、区独自の条例に基づき、建築主、土地所有者の承諾を得て進めております。その際、近隣に未整備の後退部分がある場合など、建築を伴わなくても整備可能な場合には、お声かけして同時整備するなど狭あい道路の拡幅整備促進に努めてまいります。
396	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	祖父の代より世田谷区に住まわせてもらっていますが、当に日本を支える多くの方々が住む地域と思っています。そのためには、安心安全、清潔、ゼロカーボン、便利で美しい街であってほしいと考えています。そこで、これからの20年で何をすべきか、を下記3点提案します。 1、電線等の地中埋設(世田谷ほぼ全域架空線だらけ) 世田谷ともあろうものが今大変危険な架空線と電柱だらけで、息苦しく、早急に取り組むべきです。	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があり、第一部「都市整備の基本方針」及び世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画等に基づき、順次、電線の地中化を推進しております。

397	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	電柱の地中化	
398	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	3. 自転車道の整備(自動車用車線を減らしてでも) 健康、CO2削減、快適便利のため、歩道と合わせて雨天用の屋根付き自転車道を整備すべきです。(消防活動との調整は充分す)	[自転車について]区では、主に既存の道路空間を活用した自転車走行環境整備を行っています。今後も道路状況に応じ、自転車専用レーンを含む、自転車走行環境整備に努めてまいります。
399	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	桜上水地区にいて常に思うこと。バス便がない。不便。	当該地域につきましては、これまで区でもバス路線の検討をしておりますが、政令によってバスが通行できるとされる道路の幅が足りない箇所が何ヶ所かあるため、実現に至っておりません。今後も引き続きバス路線導入を検討するとともに、バスのほか、地域の実情にあった様々な移動手段の活用につきまして検討してまいります。
400	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	踏切があかない。ぬける階段もできているが不便。踏切そばにぬける道あるべき。	開かずの踏切による交通渋滞や踏切事故、地域分断解消するため、東京都及び鉄道事業者と連携して、開かずの踏切解消に向け、取り組んでまいります。
401	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	外環道路を1日でも早く開通させること	外環道の整備は、都心に流入する通過交通を分散させることによる交通渋滞の解消に大きな効果が期待できるものと認識しております。 現在は関越自動車道から東名高速道路までの約16Kmの区間で事業が進められ、昨年から本線シールドトンネルの立坑工事が開始されております。事業は、2020年を目標に進められており、区としても早期の開通について、引き続き国や東京都に対して求めてまいります。
402	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	先ずは道路を整備すべきだ。こんなぐちゃぐちゃ、ごちゃごちゃな道しかないのは世界中で世田谷だけだ。税金ばかり高く住みにくい。世田谷区は本当に道路を整備する気があるのか。期限を決めてとっとやれ。民間なら10年で完成するよ。	区内には未整備な計画道路が多く、また財源も限られていることから、区は道路整備の取り組みを示した「世田谷道づくりプラン」の中で、計画期間内に事業化を目指す優先整備路線を選定し、計画的かつ効率的に道路整備を進めております。
403	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	東京オリンピックを見据えて英語表示板を道路上に増やす。例えば、駅前ロータリーに英語併記の地図、通り名も英語併記表示板を設け、大きな公園、史跡、役所、大学等への案内表示板も英語併記とする。さらに、避難場所、大通り以外の小さな通りと商店街なども英語を併記すべき。	世田谷区視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインを作成し、区で作成する案内表示板などにおいて英語併記を基本とすることをまとめております。 今後、本ガイドラインを東京オリンピック・パラリンピックと関連した動向を踏まえ見直しをばかり、より分かりやすく見やすい案内表示などの普及を進めてまいります。
404	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	井の頭通り(放23号線)を和田堀給水場を通すのを反対します。 京王線の大踏切がなくなれば流れは良くなるはずですが、多少曲がった道も必要ですよ。 明らかに緑も減り環境も悪くなる。 中の子どもの公園は幼児たちが大声で騒いでも安心できる所です(保育園)。 都心に近く、災害などの時にも利用でき絶対必要です(空地を確保しておく)。 むしろすべきは甲州街道から吉祥寺の間を整備すべきです(道が狭すぎ)。	甲州街道から環状7号線の間都市計画道路放射第23号線は、平成16年に東京都と23区で策定した、「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画において、東京都施行により平成27年度までに優先的に整備すべき路線として位置づけられています。 ご意見は施行者である東京都へお伝えします。

405	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	<p>経堂一八幡山間のバスをもっと頻繁に出してください。昼の間だけは何故？ラッシュの時間に何故出せないのか理由も聞きたい。経堂駅前があんなに整備されたのに。もっとバスを便利に使いたい。</p>	<p>バス事業者の事業採算性の課題、運行の継続性確保の観点から、本年1月16日から日中の時間帯で運行を開始し、現在に至っております。</p> <p>バス事業者からは、時間帯の延長について、現状では厳しい状況であるが、ご要望や利用状況など、総合的な観点から検討していく旨聞いております。</p> <p>区としましても、引き続きバス事業者と協議をしております。</p>
406	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	<p>都道128号線について 現在、宮坂近辺まで27年3月末日を目途に完成をめざし、宮坂3丁目の交差点の所まで平成27年度に着工予定と聞いています。オリンピックを契機に優先整備路線と聞いていますが、赤堤1～2丁目(54号線)までの道路の整備はどうなっているのか教えてください。</p>	<p>都市計画道路補助第128号線の城山通りから都市計画道路補助第54号線までの区間については、平成16年に東京都と23区で策定した、「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画において、都施行により平成27年度までに優先的に整備すべき路線として位置づけられています。</p> <p>ご意見は施行者である東京都へお伝えします。</p>
407	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	<p>環八を南北に走るバス、鉄道(地下鉄)が欲しいです。</p>	<p>区部西部の6区による、鉄道を環状8号線に通すエイトライナー構想、区部東部の3区による環状7号線に通すメトロセブン構想を一体とした区部周辺部環状公共交通について、関係する9区並びに東京都と共に実現に向けた検討を行っているところです。</p> <p>当該路線は長大路線であり事業規模が大きいことから、具体的な整備時期などの用途は立っていないものの、区部周辺部における移動手段として重要な路線であることから、引き続き実現に向け検討を行ってまいります。</p>
408	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	<p>電車開通が無理なら環八を走るバス・モノレール！！ 烏山～二子玉川駅南北の往来が不便すぎて同じ世田谷区とは思えない。</p>	<p>バスに関しましては、現在作成中の新たな交通まちづくり基本計画において、南北方向の公共交通の強化を図るため、環状8号線を新規バス路線の検討路線に位置づけ、導入に向けた検討を進めていくこととしております。</p>
409	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	<p>年初に区の道路整備、拡幅に協力し、土地の区への売却を実行致し、代金も受領しました。この事に関して何ら異論はございません。</p> <p>最近になって、多くの方や、他区の方から税制上の優遇があるはずとの話を聞き、本年度の確定申告の前にお返事をいただけませんか。伺ってお会いすればと思いますが、パートの仕事をしておりますのでかたがたありません。よろしくお願いたします。</p>	<p>担当より制度について説明させていただきます。</p>
410	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	<p>付近道路の見直し(狭くて危険な道路) ロイヤルホスト 宇佐神社:道路が狭く、歩道に縁石があり歩きにくく、見通しの悪いカーブが多く、他から来る車がスピードを出す。 八幡橋 玉堤通り:コンクリート会社があり、ミキサー車がスピードを出す。(いづれの道路も事故多発) ハッピーロード交差点 都市大:学生が大勢通り、歩行者は歩きにくい。自転車も通る。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
411	第一部 都市整備 の基本方針	テーマ	<p>狭い道路でいくら交通量が増えても、良好な住環境にいささかも影響を与えないというのは本当ですか。このあいだ、某施設の整備計画説明会で担当課からそのように解説していました。こうした前提でもって地域整備方針というものは検討されるのならばマジメに考えるのが虚しいです。</p>	<p>区内では、適切な道路網が未整備なため、本来であれば通過交通が入り込まないような幅員が狭い道路にも自動車が入り込み、騒音、振動、交通事故などの問題が発生しています。</p> <p>このため区では、区内の道路網を整備し、住宅地内の通過交通を減らし住環境の改善を図ってまいりたいと考えております。</p>

412	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	道路は必ず両側勾配とし型縁を。道路隅切角は拡幅時は土地所有者に縁石、L型を残さない(バリアフリーに段差危険)。	路面排水の観点から可能な限り、道路の両側にL型を設置しております。しかし、道路の形状(片側勾配)により、両側にL型を設置できない箇所もあります。
413	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	2.自由通り、神社を中心として、北は昔乍らの小商店街“境界を理由に道路幅を譲らず”。逆に神社より自由が丘側(南自由が丘通り)は道路幅11m幅(奥沢側8mにより)11m側は自由が丘側まで約100mを“歩行幅”を、現状1.5mを2.0歩道幅を拡げたい、要望。	ご意見の道路は主要生活道路の計画があり、奥沢神社から等々力通りまでの区間については将来拡幅し、現在よりも広い歩道が整備される位置づけとなっております。
414	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助54号は、下北沢地区の経済的価値を考えると、将来的に完成は無理である。世田谷区内の道路は、東西よりも南北の縦貫道の整備を第一に行うべきで、外から中心に向かう道路は既存のものだけで十分。区内の往来に必要なのは南北を結ぶ道路である。当面は梅ヶ丘から世田谷通りを早く開通させるべき。既に完成していながら、いつまで一方通行としているのか。	区内の道路の整備は未だ十分な状況ではなく、区民生活に様々な影響を及ぼしており、既存の道路だけでは課題が多い状況です。このため、区では計画道路について、限られた財源の中で、効率的な事業執行に努め、様々な行政課題に対応する道づくりを進めていく必要があると考えています。 また、都市計画道路補助第154号線につきましては、世田谷通りから世田谷三丁目までの区間で整備を進めており、が平成26年度中には完成し、梅ヶ丘から世田谷通りまでの区間が相互通行となる予定です。
415	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	この地は、バスが通らないため不便です。桜上水ー梅ヶ丘ー世田谷(区役所)、通ると良いと思います。	区では、南北公共交通の強化、交通不便地域の解消を図るため、これまで、コミュニティバスを9路線導入してまいりました。バス導入にあたりましては、道路幅員が狭く、バス路線も限られていることやバス事業者の事業採算性などの課題もございますが、今後も道路整備の進捗状況のタイミングにあわせて、バスが走行できる経路の確保に向け、バス事業者と協議をして新たなバス路線の導入を目指してまいります。また、バスのほか、地域の実情にあった様々な移動手段の活用につきまして検討してまいります。
416	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助215号線は50年前に机上でたて割したもので歴史ある桜並木とろっ骨形状の世界でも類を見ない道路デザインは後世に残すべき街並であることは越沢明著の「東京都市計画物語」にも見られる様に絶対に再考すべき計画で現在バスが通っている松沢病院横の道で充分。既に策定された地区計画に基づき街づくりを進めていく地区と限定せず前の石原都知事もこの住宅街に道路を通すことなどありえないとの御意見だったことも明らかです。	区部の都市計画道路は、平成16年に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」において「必要性の検証」を行っています。その結果、区内では成城付近の補助52号線が見直し候補区間となりましたが、ご意見の補助215号線を含め、その他の路線につきましては全て必要性が認められております。また、都市計画道路の計画は、道路ネットワーク形成の視点で配置間隔を考慮し、都市計画法により定められているものです。このため、ご意見の補助215号線につきましても、現在計画されている位置での整備が適切と

417	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	(烏山地域の内 上北沢地区について) 都市計画道路補215号が上北沢地区を通過する計画を見直すべき 上北沢地区の歴史的かつ独創的風景資産の住宅街区を分断、破壊する道路計画に大半の住民が反対意思を表明している。 (まちづくりとの不整合) 上北沢の街づくりでは、街の良さを継承し、現状を大きく変えない、人中心の街づくりが目標とされている。駅周辺街づくりに於いても、バスなどの公共交通導入の公共広場は設けず人中心の街づくりとなっている。明大前、下高井戸、桜上水、烏山は公共交通広場を前提とした街づくりとし、公共交通を目的としている都市計画道路計画を前提としているが、上北沢駅周辺街づくりでは広場もなく、人中心の街づくりであるにも関わらず、都市計画道路計画の線引きがされている。車交通ではなく、人中心の街づくりの位置づけの地区で、唯一上北沢のみ都市計画道路が計画されている。環七～環八間の全ての都市計画道路を設置するのではなく、車減少の時代背景と街づくりとの整合を勘案し、補215号は見直すべき。他の公共広場導入地区の道路の状況を検討し、上北沢の補215号は、現存の区街4号線(赤堤通り)を概成道路利用することで、見直すべき。	考えています。 なお、補助215号線の上北沢付近の区間につきましては、事業化の時期や施行者は決まっておりません。
418	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	上北沢3丁目の住民として補助215号線が歴史的価値のある桜並木を分断してしまう事を断じて許すわけにはいかない。ほとんどの住民がここは保全すべきとの意見だ。大切な税金を使って不必要な道路はやめてほしい。世田谷又日本の大切な風景資産は行政で是非守ってほしい。補215号線は早く廃止してほしい。交通渋滞もなく何の不都合もない。赤堤通りもあるし松沢病院東側道路もある。次世代にもこの静かな住環境を引き継いでほしいと切に願うものである。	区部の都市計画道路は、平成16年に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」において「必要性の検証」を行っています。その結果、区内では成城付近の補助52号線が見直し候補区間となりましたが、ご意見の補助215号線を含め、その他の路線につきましては全て必要性が認められております。また、都市計画道路の計画は、道路ネットワーク形成の視点で配置間隔を考慮し、都市計画法により定められているものです。このため、ご意見の補助215号線につきましても、現在計画されている位置での整備が適切と考えています。 なお、補助215号線の上北沢付近の区間につきましては、事業化の時期や施行者は決まっておりません。
419	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	上北沢3丁目及び桜並木、街並を保全するため215計画の変更をお願いします。	
420	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	上北沢駅周辺地区の補助215号線は、近くに二つの小学校、三つの保育園があり、この道路ができると、交通量が激増することが予想され、子ども達や保育園に通園する自転車等の安全が大変心配です。同時に世田谷100選にもなっている上北沢の桜並木も分断されることになり、静かな住宅地の環境が保てなくなると考えられます。自動車優先の生活より生活者優先の施策を望みます。通り抜けの為の道路はいりません。	
421	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	意見である。上北沢地区に補助215号はいらない。明大前、下高井戸、桜上水、烏山駅のような駅前広場の計画もない。赤堤通りで代替できる。上北沢駅周辺は人主体のまちづくりを進める地区だ。その整合を図るべきだ。環七から環八の間の都市計画道路を見直すべきだ。	
422	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	・成城富士見橋通りを通るバスですが、日中人が少ない時はミニバスにして欲しい。振動も少なくなるし、道路もこわれなくなると思うので環境にやさしいものをすすめてほしい。	
423	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	・成城富士見橋通りの成城8-5付近で、歩道がないのでアブナイ状況になっている。	ご要望は、バス事業者に伝えてまいります。 ご意見の場所については、現在道路拡幅の計画はございません。現地を確認し、必要に応じて適切な交通安全対策を検討いたします。

424	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	118号線どうなっているの？朝夕のラッシュ時バスや通勤車 子供達はどうかの 小中学校が在るのに危険で通れない。途中予定地が出来ていよいよと思ったが空地のまま。せめて歩行者と自転車くらい通してほしい。偉い人達は都道だ区道だと避ける。基本構想がどうの街づくりがどうの…。それよりも何年も前からの予定を早く実行してほしい。誰もがここをバスが通っていてびっくりする。	現在、粕谷三丁目の榎交差点から上祖師谷4丁目の成城通りまでの区間で、ご指摘の道路(都道118号線)の代替となる、都市計画道路補助第54号線の整備が東京都により進められていますが、用地の取得が完了した区間では今年度より暫定的な歩道整備の工事も進められる予定となっております。
425	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助54号線の榎交差点から西方向を早く完成してください。駒大グランド横は歩行者が危険なままで一番な道路です。世田谷文学館通りの南側を早く完成してください。一部の家屋の立退きで完成します。	
426	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助125号線計画は中止せず完成すべきだ	都市計画道路である補助125号線は、一部整備済みであり、引き続き東京都と連携し、早期整備を目指します。
427	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	道路整備は優先順位を決め推進すべきだ。・消防車等緊急車両通行容易でない所の解消 ・車の交通渋滞、事故多発場所の解消 ・その他住民より整備要望の多いところなど	区内には、未整備の路線が多く残されており、また、投資できる財源も限られていることから、ご意見の通り、その時代の行政課題や区民ニーズを踏まえ、整備の優先性の高い路線を選定し、順次事業化を進めております。
428	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	啓蒙活動を十分にいき我慢出来る道路の歩道部の緑色ペイント塗は止め将来のため一坪でも道路用地等を確保する。	区では、誰もが安全で安心して通行できる道づくりを進めております。しかしながら、道路拡幅に必要な用地取得には長い期間を要することから、当面の交通安全対策として、歩道部分をカラー化(緑色)して視覚的に訴えることにより、歩行者及び自動車等に交通安全の啓蒙を行っております。今後も、道路整備に必要な用地取得に努めるとともに、適正な交通安全対策を進めてまいります。
429	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	再三意見提案しても何の連絡もない。区長まで届いているのでしょうか。中央高速下の一般道路用地(松葉通り～富士見丘小付近まで一部杉並区)のことです。美濃部都政以来荒れたまま放置されている。首都高速高井戸から降り、直進、突き当たる所から杉並区境の道路に迂回させられる。上下一車線なので常時渋滞してる。この区境道路には都立盲学校と久我山病院がある。渋滞で救急車も通れない。首都高速を降り、松葉通りまで道路となれば区境通りの渋滞は解消されます。松葉通りに接するところに遊園地を設置したときも道路用地に遊園地など異法も甚しいと沿道住民と支所へ抗議したことも「住民参加のまちづくり」とのこと。都や杉並区とも協議のうえ区境道路渋滞解消のため災害時防災のため付近沿道住民のため早急に中央高速道下一般道路用地を本来の道路用地に工事着工していただきたい。	区境道路(下本宿通り)については、交通量が多く、自動車交通等に関する課題があることは認識しております。今後、ご指摘の都市計画道路補助第219号線の整備や下本宿通りの北側に位置する現在東京都で事業中の都市計画道路放射第5号線が整備されれば、下本宿通りの交通量が減少するなど、交通環境は改善されると考えております。今後、東京都や杉並区等とも連携し、道路の整備に努めてまいります。
430	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	世田谷区は海から離れ、大きな山も河も無い平坦な地形で風水害や地震にも強い地域です。他方、大きな工場もなく公害も少ない。ただ人口が多く、小さな商店と小さな住宅から形成されています。幸い、小田急、京王、田園都市の各電車は高架化や複線化も進んで輸送力を強化しましたので交通の整備はバス路線に限られます。環7、環8、世田谷、玉川などの道路の渋滞は緩和されてはいますが、特に世田谷通りの渋滞は顕著です。この地域はしかし、商店街で歩行者住民の利便を併せて考える必要があり、歩道高架橋なども有効ではありません。信号も多く、進入車両も多いですが、是非感應式信号を早急に採用して不要な赤信号を減らすのが簡単に出来る対策です。ラッシュ時の無駄な渋滞はエネルギーのロスでもあります。	いただいたご意見は、道路を管理している東京都及び交通管理者の警視庁にお伝えいたします。

431	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	環八については首都環状完成後は車線を減ずるか(3 - 2車線)、車線巾を縮小し歩道を拡張すべきでないか。	いただいたご意見は、道路を管理している東京都及び交通管理者の警視庁にお伝えいたします。
432	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	京王線の高架化は大反対。百害あって一利なし。遮断機の測定法に問題あり。区長に意見したし。面会の設定を願いたし。	京王線については、高架構造による在来線の連続立体交差化と地下構造による複々線化が既に都市計画決定されており、現在は連続立体交差事業が実施されており、踏切遮断時間は、区民生活に大きな影響を及ぼしている」と認識しており、一日も早い「開かずの踏切解消」に向けて取り組んでまいります。
433	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	広い東八道路から環八へ抜ける途中の世田谷区(北烏山4 - 44 - 45付近)、杉並区(久我山 - 9国学院付属幼稚園付近)、三鷹市(牟礼1 - 2付近)のSの字道路は、特に狭い。車も多く、人・自転車・車が安心して通行出来ません。交通事故も多発しています。3つの自治体が互いに他の自治体との十分な協議を行って来なかったために今日まで解決して来なかったと思われます。そこで、まずは3自治体共同で実態調査をしてもらいたい。3自治体の言わば怠慢と不便さに慣れた地元住民がより大きな声を上げてこなかった責任と思われます。3自治体が互いに連絡し、協力すれば決して長い距離ではないので比較的早い解決が出来ると思えます。是非一刻も早い解決を！！	当該道路につきましては、今までも三鷹市や所轄警察署等の関係機関と調整しながら、さまざまな交通安全対策を行ってまいりました。今後も関係機関と調整しながら、交通安全対策を検討してまいります。また、現在、東京都の施行により、当該道路と並行する放射5号線の整備が進められており、この道路の開通で当該道路の交通環境も改善されると考えています。
434	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	私は目が不自由だ。みどり、安全などの言葉が出てくるが、基本構想に示されている、安心して歩けるまちはどこでどのようになっているのか。参加と包摂について、これまで会合があったというが、具体的に機会に遭遇していない。漏れ落ちる者をどう考えるか。参加は専門的で難しい。努力とアイデアが必要だ。	都市整備方針の第一部「都市整備の基本方針」に記載のテーマ「誰もが快適に移動できるまちをつくる」の(5)に記載があるように、誰もが安全・快適に利用できる交通基盤とする街づくりを目指していきます。また、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
435	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助52号線は優先整備路線となっているが、これはどういう道路であり、なぜ急ぐのか。延焼遮断帯とはどういう意味か。	補助52号線の環七から補助128号線の区間は、平成16年に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」第三次事業化計画において、整備の優先性が高く、平成27年度までに優先的に整備すべき路線を「優先整備路線」として位置づけられています。また環七から世田谷線までの区間は、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針に基づき、災害時に火災や倒壊の危険が高い木造住宅密集地域の防災性向上を図る東京都施行の都市計画道路としてを「特定整備路線」に選定されています。「延焼遮断帯」とは、東京都防災都市づくり推進計画で定められた、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設およびこれらと近接する耐火建築物等からなる帯状の不燃空間です。
436	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	自転車道路はどうなっているのか。	区では、主に既存の道路空間を活用した自転車走行環境整備を行っています。今後も道路状況に応じた自転車走行環境整備に努めてまいります。

437	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	小田急線の連立で分断が解消されたが、補助54号線が北沢二丁目を突っ切り、東西に分断することになる。今後どのようなスケジュールで進むのか。	下北沢駅周辺都市計画道路の補助第54号線第一期区間は、平成18年10月に都知事から都市計画道路事業の認可を受け、現在、用地取得に取り組んでいます。本事業地は駅周辺商業地のため権利者が多く権利関係も複雑なため、用地取得に時間を要しているとともに、整備についても地下化された鉄道上部を工事することから、小田急線連続立体交差事業の工事進捗にあわせて整備することになります。平成30年度に小田急線連続立体交差事業の完了が予定されていることから、道路整備についてもその頃からの着手を予定しております。 なお、期区間東側の補助26号線までの区間(期区間)及び西側の環状七号線までの区間(期区間)につきましては、期区間の事業進捗状況などを踏まえながら整備スケジュールの精査を行ってまいります。
438	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	一昨日(11月16日)、補助54号線ならびに世区街10号線整備に関するワークショップが開催された。そのときは、これらの道路が決定したことを前提に、どのような道路にするかについて議論を進めるということであった。しかし、8月26日の区長参加の会合では、区民から補助54号線について反対意見があり、これに対して区長は、意見を尊重するという回答であった。一昨日と話が異なり、このように住民を馬鹿にしているような運営が行われている。	補助第54号線及び世区街第10号線の事業につきましては、道路ネットワーク、防災機能、交通結節機能、環境空間機能の向上や強化を図る目的を持った道路整備事業であり、現在用地取得に取り組んでいるところです。この道路整備に先立ちまして、道路空間の活用方法、道路施設の整備・運営等についてワークショップにより地元の皆様からのご意見を伺いながら、この道路整備が下北沢の賑わいの拠点となり、地域の皆様に親しまれ活用されるものになるよう進めているものです。
439	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	一昨日のワークショップに参加した者である。先程区の説明で喜んで賛成するという話があったが、そうではない。決まったことだからということで話が進んだ。賛成派にしても決まってしまったのは仕方がなく今日は課題が違うのだからということで臨んでいる。喜んでなんていうのはとんでもないことだ。決まったことだからという姿勢で押し切るのはいかがなものか。	
440	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	前回の区民意見交換会の時に、「下北沢駅の駅前広場は、南と北で5mの高低差があるが、分断しないように、イタリアのシエ - ナのカンポ広場を参考にした都庁都民広場のような、歩行者用の傾斜広場として欲しい。」と申し上げたが、そのときの方針(たたき台)にどのように反映されたのか。	駅前交通広場には、鉄道とバスやタクシーなどの公共交通機関相互のスムーズな乗り換えにより誰もが快適で安全・安心な移動を実現するための交通結節機能のほか、災害時の活動拠点としての機能や、街の賑わいを高めるコミュニティの場としての機能があります。そのため下北沢駅の駅前交通広場につきましても、交通結節点として誰もが円滑に移動を行える空間としての整備とともに、地区の防災拠点として、また、街の賑わいと歩行者の快適性を創出する空間として整備することが重要と考えております。 具体の整備にあたりましては、道路空間の活用などについてワークショップにより地元の皆様からのご意見を伺いながら、この道路整備が下北沢の賑わいの拠点となり、地域の皆様に親しまれ活用されるものになるよう進めてまいります。
441	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	7月7日の議事録を配ってもらったが、その中にユニバーサルデザインについて意見がある通り、大原の住宅地と下北沢駅の間に補助54号線が整備されると、駅までどうやって出るのが大きな課題となる。補助54号線は東西に長く伸びているため、後背の住宅地と駅を結ぶ生活道路が複数必要となり、かつ、これらと補助54号線は、エレベーターとエスカレーターで交差すべきである。また、デザイン通信1号にはそのことが触れられていない。	補助第54号線は、車道の幅員が9mの2車線の道路として計画しております。このため、高齢者や障害者を含むすべての方々の円滑な移動やバリアフリーの観点、利便性を考慮し、立体横断施設に比べると階段によるバリアが生じず、移動距離も短い“横断歩道”の設置を検討しております。 なお、横断歩道の設置箇所等につきましては、今後、道路管理者と協議してまいります。

442	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	北沢地域には、これから整備しようという都市計画道路が6本ある。公共交通が多くあるのにも関わらず、そんなに必要なのか。「区部における都市計画道路の整備方針」は来年度見直しの予定であるが、区は都に追随するだけである。放射23号線は和田堀浄水場を半径250mの急カーブする計画であるため、このことを区に申し上げても、都に伝えてもらえない。	道路整備の目的には、交通処理のためだけでなく、歩行者や自転車利用者の安全性の確保、防災、通過交通の抑制などがあります。また、都市計画道路放射第23号線ご意見につきましては、施行者である東京都へお伝えします。
443	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	鉄道は高架にすると失敗する。	ご意見として承ります。
444	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助207号線は都市計画道路といっても、そこは全て住宅街になっており、車は通ってはいない。かつて奥沢駅について5,000名の著名があっても地下化ができなかった。その理由は、国に上申したら補助207号線が相変わらず住宅街であるとのことだった。ペンディングされた。こうしたことを踏まえて、補助207号線の方針図における将来を表現して欲しい。また、このほかにも自由通りや補助208号線があるが、特に自由通りの渋滞がはげしいため整備して頂きたい。	補助207号線は「区部における都市計画道路の整備方針」において第三次事業化計画優先整備路線とはなっておりません。この「区部における都市計画道路の整備方針」は今後第四次として改定される予定ですが、補助207号線については、現在特に決まっていない状況です。なお、補助208号線についても同様です。
445	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	56ページでは、大井町線の促進とあるが、どのように進んでいるのか、どのような状況にあるのか。地下化か高架化か。	大井町線の一部は、東京都の踏切対策基本方針において鉄道立体化の検討対象区間に位置づけられた20区間のうちのひとつとなっておりますが、時期を含め、具体的な構造形式や事業手法等は決まっていない状況です。
446	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	京王線では「京王線(笹塚駅～仙川駅間)連続立体交差事業」で京王線を高架化する方針が示されていますが、11-区のお知らせたがやの地域整備方針(素案)特集号記事の北沢地区についての「地域のテーマ別の方針」に示されている各テーマを見ますと、これ京王線を地下化することにより全て達成できますが、京王線を高架にしますと、テーマ・テーマ・テーマは殆ど達成できないこととなります。即ち、テーマとについては、高架化でそれなりに達成するかもしれませんが、地下化であれば、問題なく達成しますし、工期も短く出来(地下工事は極端に言えば、5交代制をとれば、24時間の施工可能で、工期が短くて済むが、高架化工事では、日中8時間だけの施工となる。)、又、高架化工事ですと電車が走っている隣で工事を行うことにより、その間の踏切や線路と並行している道路、交差する道路は計り知れない程に渋滞(現状でもひどい渋滞であるが)することになりますし、近隣の迷惑度も今以上に大変なものになります。これを地下化で実施しますと、開削工事部分は高架化工事並みになるかもしれませんが、駅周辺の已む得ない部分以外の開削工事部分は交通に影響の少ない部分を開削して、他はシールド工法で行うようにすれば良いと思います。工事費については言えば、開削工事部分は高架化工事と同程度か、若干高価になるかもしれませんが、シールド工事部分は工種も少ないことや技術の向上により、安く早くできる上、用地買収が極力少なくてすむため、買収に要する時間も極短くなり、総合的に見ますと高架化工事より地下化工事の方が安く早く済み、そして、完成した暁には「地域のテーマ別の方針」を全て達成出来、素晴らしい環境の活性化した「まちづくり」が現実のものとなります。京王線は高架化ではなく、地下化での実施が、良い環境を求める地域住民の願いであり、地域整備方針にも全て合致します。是非、京王線は高架化でなく、地下化での実施をお願い致します。	京王線については、高架構造による在来線の連続立体交差化と地下構造による複々線化が既に都市計画決定されており、現在は連続立体交差事業が実施されております。連続立体交差事業の手法や事業費等につきましては、事業主体である東京都が調査・検証し、最適と判断したものであり、適正におこなわれたものと理解しております。また、地域整備方針(素案)の内容につきましては、目標～地域のまちの姿～に設定しております「連続立体交差事業や都市計画道路の整備にあわせて地区の街づくりが進み、交通環境の質が高く、誰もが安全で快適に移動できるまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

447	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	・補助215号線については、現在住宅が密集しており、交通事故の増大や大気汚染の原因となる交通量増加をもたらす計画を、時間と費用をかけて進める必要性は高くないので、削除するべきである。	補助215号線は昭和41年7月に都市計画決定された路線です。第一部第2章の「都市施設配置構想で地区幹線道路に位置付けており、地区のバス交通や隣接する区市を結ぶとともに延焼遮断帯としての役割を持つ道路です。将来的に整備が必要な路線と考えます。
448	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	7.P70及びP74の図のうち補助215号線は削除する。理由は上記4.の通り。以上です。	砧地域のテーマ別方針テーマに記載している「安全で災害に強いまちをつくる」ため、延焼遮断帯を構成する都市計画道路の優先的な整備に取り組んでまいります。
449	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	南北交通ネットワークを形成する補助216号はいつできるのか。どう進められるのか。どこを見ればよいのか。	補助216号線につきましては、現在、世田谷区が施行者となり、世田谷通りから東名高速道路付近までの区間と千歳烏山駅付近の区間で事業を進めており、東名高速道路付近から仙川までの区間も早期に事業化する予定です。これら以外の未完成の区間は、現時点では事業化の時期や施行者は決まっておりません。都市計画道路の整備状況及び優先整備路線の指定状況につきましては、地域整備方針74ページの他、区のホームページに掲載している世田谷区道路網図でもご確認いただけます。
450	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助216号線や215号線は消えることはないのか。	区部の都市計画道路は、平成16年に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」において「必要性の検証」を行っています。その結果、区内では成城付近の補助52号線が見直し候補区間となりましたが、ご意見の補助215号線及び補助216号線を含め、その他の路線につきましては全て必要性が認められております。
451	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助216号線と環八との接続(美術館-第二運動場-星美学園-生育病院-大蔵団地)の道路の拡幅と接続。	区では、道路を機能に応じて幹線道路(環状八号線等)、地区幹線道路(補助第216号線・世田谷通り等)、主要生活道路(大蔵通り)、地先道路(幅員6～8m)に分類し、適切な密度で配置しています。ご指摘の補助第216号線の環状八号線付近から美術館北側の環状八号線までの区間で、道路を新設したり既存道路を拡幅する計画はありません。 なお、大蔵四丁目の清水橋から大蔵運動公園南側の四差路までの区間については、地先道路として幅員10mに拡幅する計画があります。
452	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	外国人の住民が増加するとすれば、世田谷に安心して生活できるよう英語、中国語等の標識の表示、区民活動への積極的な参加を呼びかけるなどが必要でしょう。アメリカでは行政が外国人向けに無料米会話教室をやっていました。世田谷でも無料日本語教室を企画してみたいかがでしょうか。	世田谷区視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインを作成し、区で作成する案内表示板などにおいて英語併記を基本とすることをまとめております。今後、本ガイドラインを東京オリンピック・パラリンピックと関連した動向を踏まえ見直しをはかり、より分かりやすく見やすい案内表示などの普及を進めてまいります。
453	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	北沢地域2- 赤堤4丁目と5丁目間の南北の通り(甲州街道方面への一方通行路)、細くて大きなトラック等ガラガラ通り、危ないと思います。西側に電柱が高くて重そうな金属の箱が乗っていて地震があると恐ろしく何とか地下にでも埋め込んで貰いたいと思います。南側の方は商店が閉店している所、駐車場になっている所もあり、整備して幅を広げられると良いと思います。日大通から北郵便局の前は自転車とうも置いて有るの多く有り危く、横道の近くの角地なども建て替わったりしていたので、郵便局を西側の横地に移せたら良かったのにと。小さくして混んで危なく日頃使いたくなく思っています。(後ろから乗り込まれた事が有ります)	ご意見の道路は主要生活道路の計画があり、将来、拡幅する予定がありますが、現時点では整備時期は未定です。

454	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	<p>ブライツホールの意見交換会へも2回ほど出席させていただきましたが、今あらためて見ますと世田谷／玉川の境界で取り残されそうな内容が考えられますので、締め切りギリギリになってしまいましたが、ご連絡させていただきます。</p> <p>主題：世田谷通りと補助215号線の交差に関わる道路形状整備</p> <p>内容：区内の道路交通の要衝である世田谷通りと千歳船橋駅付近から用賀駅付近を通る215号線は東京農大の南西部で約100mが重複しており、いずれも交通量のある道路で、これが為に世田谷通りの慢性的交通渋滞を招いている。</p> <p>((注)世田谷通りの渋滞にはこの他にもK7、K8の左折直進帯、区役所へのT字路、大橋病院付近や店舗の駐車違反が見られる。)</p> <p>今回計画(10年後)においても解消の方向性が示されていないことから将来的に交通渋滞が継続されると考えられる。</p> <p>提案：そこで以下の3つの何れかにより、都市計画の面から両道の渋滞解消の提案をしたい。(図面有り)</p> <p>ケースA：215号線用賀側から世田谷通りを直進して、千歳船橋側の215号線へ接続する。</p> <p>ケースB：215号線千歳船橋側(農大の脇)から世田谷通りを直進して馬事公苑側道へ接続する。</p> <p>ケースC：世田谷通りと215号線の重複する約100mの道路を3車線Wに拡幅し、常時右折帯をもうけて、結果として両道路の流れをスムーズにする。</p>	<p>区の道路整備の水準は低い状況にあり、完成している一部の道路に交通が集中し、ご意見のような交通渋滞が区内各所で発生しています。</p> <p>このため、区では、幹線道路や地区幹線道路などの都市の骨格となる道路ネットワークを形成し、区内の自動車交通を円滑化することが必要と考えており、東京都と役割を分担し、都市計画道路の整備を計画的に進めております。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきますとともに、世田谷通りを管理している東京都にお伝えします。</p>
455	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	<p>現在の地域実態等を眺め、実現可能性を探してみるとケースAは用賀方面からの流れは解消するが、農大西南端で千歳船橋方面からの「右折を禁止する」ことは現実的に困難。また、このルートは入口の短い商店街を除き、畑などの低地利用であったが、近年「住宅が建て込み」すぎ、解決は容易でないと思われる。</p> <p>ケースBは馬事公苑の周回道路との接続となるが交通規制的に「右折禁止」措置はかなり難しいものと考えられる。また、緑豊かな馬事公苑の「緑をそく」ことになるので、この面からも難問があろう。</p> <p>ケースCは既存道の拡幅による解消であり、計画的に進められれば他の案に比べ実現可能性の高いと思われる。幸い一部を除き、北側拡幅部は公営住宅の建物外用地、南側拡幅部は現状空地(駐車場)が大部分を占めており、早期対応により、より実現がしやすいと考えられる。またこの地帯の西側は大規模公共住宅の休止が計画されており(現況空室)これとの協調が可能であれば用地的にも見通しは明るくなる。</p> <p>結論：慢性的な交通渋滞により解消策の乏しい世田谷通り農大南西部から補助215号線が重複している約100m区間について、世田谷通りの両側一車線を拡幅し右折帯を設けることにより、両道路の実質的な十字交差機能を実現し、世田谷通りの交通渋滞を解決するとともに南北方向の交通もスムーズとなる。</p>	
456	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	<p>成城3 - 4丁目の外環拡幅部(都の宅地造成工事規制地域にあたる)の地下構造物を、より安全にするためとして、従来の計画に倍するものとする事業者(国、NEXCO中日本)の計画変更への対処が区(並びに都)には求められている。巨大な地下空間の浮き上がり、逆に巨大質量の沈降、あるいは両者の均衡が地震などによる外力によって崩れる可能性がある。さらに将来計画になかった止水帯をも含めた巨大な堰ができることによる地下水の変動の可能性もある。これらが比較的脆弱な崖線や野川沿岸の地盤に与える悪影響は無視し得ない。しかし、事業者は外環道自体の安全性にのみ眼目がない以上、当該地域の地盤強化を行う役割は区並びに都が担わなければならない。</p>	<p>東京外かく環状道の地中拡幅部の周辺環境への影響や構造に関する技術的な検証については、事業者である国や高速道路会社が適切に行っていると認識しております。</p> <p>なお、国など事業者は地中拡幅部の変更に伴う深層地下水の水圧の低下量はわずかであり、深層地下水は保全されると予測しております。</p> <p>区といたしましては、地下水の保全等、工事により懸念される環境への影響などについては、必要な調査・対策を講じるよう、今後も国や東京都に必要な働きかけを行ってまいります。</p>

457	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	補助215号線の沿道に住んでいます。松沢保育園の手前まで道路は出来ていますが、そこから先の買収は果たしてできるのでしょうか。以前、都市計画の地図を買って見ましたが、40年も前に地図上でひいた道路を、いまだに現実をかえりみず進めているのはおかしいと思います。もっと簡単に進められる場所、やり方をフレキシブルに進めるようにしてください。お金と時間のむだ使いはやめてください。	都市計画道路の計画は、道路ネットワーク形成の視点で配置間隔を考慮し、都市計画法により定められているものです。このため、ご意見の補助215号線につきましても、現在計画されている位置での整備が適切と考えています。 なお、松沢保育園より南側の補助215号線は、平成6年度より事業を始め平成18年度に完成しておりますが、松沢保育園から北側につきましては、事業化の時期や施行者は決まっておりません。
458	第一部 都市整備 の基本方 針	テーマ	道路工事でつぎはぎはやむを得ないが、均一な同じ規格の舗装をしてください。表面がつるっときれいな所と、ジャリがガタガタと浮き上がった所があって歩きにくい。旅行鞆のキャスターは壊れるし、手首にも負担が大きくて痛む。業者選定をきちんとしてください。悪徳業者は排除してください。	都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」第3章「テーマ別方針」に記載したとおり、誰もが利用できるユニバーサルデザインによる整備を進めてまいります。また、テーマ別方針「」に記載したとおり、都市基盤の適切な維持・更新を進めてまいります。今後とも誰もが安全で快適に移動できる都市基盤整備に取り組んでまいります。
459	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	今後少子高齢化が進み財源確保が難しくなっていく流れの中で、道路など新しいハード面を建造するよりも、現存のハード面を保守維持することの方が大事になっていくでしょう（本日、このような意見も出ましたし、日本の国勢と経済成長が衰退してきていますので、時代に沿った方針スタンスとなるでしょう）。	区内の道路整備は未だ十分な状況ではなく、区民生活に様々な影響を及ぼしています。また、世田谷区の人口は当面増加傾向となっており、特に高齢者人口の増加が進む予測です。 高齢社会への対応として、歩きやすい歩行環境の整備、災害対策として延焼遮断帯となる道路、避難路の整備などが課題となっています。 このため、区では引き続き道路整備を進めていく必要があると考えています。 なお、既存の道路や橋梁につきましては、日常の点検業務のほか、橋梁長寿命化修繕計画などによって、適切な維持管理に努めております。
460	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	池尻4丁目23番21～26号の北側に私道に沿って、外壁（国交省の土地で、区役所が管理している）があります。（高さ最高で5m）外壁が縦に亀裂がなんぼんもあり、外壁が何時壊れるか心配です。外壁の上部には道路がありますが、近日中午に警視庁の駒場荘の（2階～3階建）建物を壊す予定があるので、ダンプカー等の重量のある車両が通過すると思うが、それによって外壁の亀裂が増えると思います。また、いつ地震により壁が壊れるか心配している所です。外壁が壊れてからでは遅いので早期に建てなおすように要望します。	当該地の擁壁につきましては、部分的に深層杭を設置し安全対策を図っております。コンクリートのクラックにつきましては、毎年、変異を測定しながら安全性について注視し、必要に応じて改修等の対策を講じてまいります。
461	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	70平方メートル、家賃10万円ぐらいのアパートをたくさん造って、世田谷区が日本一の大家になってくれるといいのだが。	区の厳しい財政状況から新たな公的住宅の確保は非常に困難であることから、公的住宅の整備については、引き続き計画的な供給をしてまいります。また、住宅確保要配慮者に対しては、良好な民間賃貸住宅の空き室情報を提供する賃貸物件情報提供サービス実施を継続してまいります。
462	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	目標が概ね20年後では絵に描いたもちだ。東大でのセミナーで橋梁の維持・管理が大切だと聞いた。新しいことをする予算より維持・管理の重要性がコンセプトに入っても良いのではないかと。	第一部「都市整備の基本方針」都市施設配置構想の基本的な考え方にに基づき、既存の都市施設は適切な維持・更新をはかってまいります。

463	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	よい方針が多く記載されているが、資金面はどうするのか。	地域整備方針に基づき街づくりを進めていくための資金については、世田谷区実施計画に位置づけ確保していく等、各年度ごとに区議会の議決を得て、予算を確保して参ります。また、国や東京都からの補助金についても積極的に確保して参ります。
464	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	20年間の方針というのなら、20年間分の財政的な裏付けがあるべきではないか。財政的な部分が見えてこない中で、実際に計画が進行するのか。	身近な街づくりについては、地域整備方針、都市整備領域の分野別整備方針・計画、世田谷区実施計画等に基づき、各年度の予算を確保しながら、効果的・効率的に進めてまいります。
465	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	新しいものをつくることに目がいきやすいが、現在あるものの維持・管理が重要だ。この方針は総花的で具体的なことがみえないので、一つでも良いので具体的な事業をみせて欲しい。	第一部「都市整備の基本方針」第2章「都市施設配置構想の基本的な考え方」に記載したとおり、既存の都市施設は、適切な維持管理・更新を図ります。具体的な計画や事業はこの方針、都市整備領域の分野別整備方針・計画、世田谷区実施計画等に基づき、ひとつひとつ進めてまいります。
466	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	排水溝の蓋にごみが溜まっているところがあり、細かくチェックすることが必要だ。	道路パトロールの強化などにより、適切な維持管理に努めてまいります。
467	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	堤防や公園の問題は、地元が中心となり国交省と交渉し、ことが進んでおり、区のお世話にはなっていない。また、ゴルフ橋の歩道が狭かったが広くした。多少区のお世話になったが、私が玉川警察と交渉した結果だ。	-
468	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	小・中学校で使えるパンフレットを作って、これからの子どもたちに作ってほしい。	この度の都市整備方針の改定にあたっては、16歳から80歳までの区民の中から無作為に抽出して、アンケートや意見交換会のご案内を送付するなど、さまざまな世代のご意見を反映することができるよう努めました。いただいたご意見は、今後、街づくりを進める際の参考とさせていただきます。
469	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	老人施設にも意見を聞きに行ってください。	
470	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	3. 今まで何回か世田谷区主催の街づくり会議に出席しているが、傾聴していて、物事判断、進め方が遅いため、“若い人が集客しない”で老人主体型に進行するには疑問がある。若い人の方が(パソコン社会)即効性を期待しているので、所ではないでしょうか。若い人の集客体制を取り組むべき。	難しい課題ではございますが今後、幅広い世代の意見をどう集めていくか検討に取り組んでまいります。
471	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	人的交流の地域性について、世田谷区内に存在する大学等の活用は在学生が将来は区民となろうとする動機を与える必要があり地域高齢化の解消にもなりうる。	第一部「都市整備の基本方針」第4章(1)に記載したとおり、区民参加の街づくりを一層進めるために、大学や研究機関等の知的資源の活用や学生との連携を進めます。
472	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	再開発地区で発生しているビル風対策も重要である。	区は、二子玉川東地区の風環境に関して、専門家の客観的な立場から、より効果的・効率的に対策を進めることを目的として専門家会議を設置し、現地風環境の評価、対策等の検討を進めてきました。
473	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	二子玉川の風害の問題は5年が経過しているが何も進歩がない。	区は専門家会議の検討結果を踏まえ、事業者へ対策を要請してまいります。

474	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	二子玉川の風の問題が解消されていない。区は東急に口を出せないでいる。癒着しているのではないか。	
475	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	下北沢駅の補助54号線と駅前広場の整備に関して、一度決まったことは変えられないという区的意思がある中で、住民を集めて、議論をするのは無意味ではないか(これは意見だが)。	駅前交通広場には、鉄道とバスやタクシーなどの公共交通機関相互のスムーズな乗り換えにより誰もが快適で安全・安心な移動を実現するための交通結節機能のほか、災害時の活動拠点としての機能や、街の賑わいを高めるコミュニティの場としての機能があります。そのため下北沢駅の駅前交通広場につきましても、交通結節点として誰もが円滑に移動を行える空間としての整備とともに、地区の防災拠点として、また、街の賑わいと歩行者の快適性を創出する空間として整備することが重要と考えております。具体的な整備にあたりましては、道路空間の利活用などについてワークショップにより地元の皆様からのご意見を伺いながら、この道路整備が下北沢の賑わいの拠点となり、地域の皆様に親しまれ活用されるものになるよう進めてまいります。
476	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	東急の駅でトイレがないのは等々力駅だけであり、馬鹿にされている。区は東急に言えないのか。駅前に空き地がたくさんあり、草で荒れている。	等々力駅のトイレにつきましては、地元からも要望をいただいております。今後も東急電鉄に要望してまいります。
477	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	(素案)特集号を見ても内容がよくわからない。説明不足だ。よけいなことをしないでほしい。税金の無駄づかいだ。区民税を安くするべきだ。近くのこうえんも必要ないのに工事していた。道路工事もないことをしている。税金の無駄づかいだし、交通渋滞をまねいている。けんせつ業に使いすぎだ。世田谷区はけんせつ業者とのゆちゃくがあるのではないか。	世田谷区基本構想、基本計画ならびに都市整備方針に基づき、「安全で快適な暮らしをともにつくる都市 世田谷」を実現するため、自助・共助・公助の視点を持った協働の街づくりを進めてまいります。
478	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	20年前も区民参加でいろいろやってきたが、良くなっていない。条例に罰則規定がないからではないか。保存樹は切られ、敷地は狭小化するばかりだ。こういうまちにするという姿、姿勢が見えない。	第一部「都市整備方針」第2章目標とする都市の姿 および第二部「地域整備方針」の目標～地域のまちの姿～の実現にむけ、第一部第4章 区民主体の街づくりに記載したとおり、区民と事業者と区の責務を明確化するとともに、協働の街づくりを進めてまいります。
479	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	都市計画法が機能しない。東京都はどうでもよいので、88万人が暮らす世田谷区の将来がどうなるかを、もっと分かりやすく示して欲しい。この方針は姿が全くみえない。	今回の都市整備方針の改定にあたっては、区民の皆さまに分かりやすく方針をお示しするため、これまでの「分野別の基本的な整備方針」から、区民の生活像を重視した「テーマ別方針」としてお示しするなど、分かりやすい方針づくりに努めました。
480	第一部 都市整備 の基本方 針	第4章	都市計画法が大きく変わろうとしている。都市法にして、建築基準法の集団規定はすべて都市法にいれるべきというものだ。そうすると既存のマスタープランはすべて作り直しになる。自分たちのまちはどうなるか、それを都市法に基づき、許認可制にしようという動きだ。こういう情報を先取りして、街づくりを進めていくべきではないか。余りにもマンション紛争が多すぎる。	いただいたご意見は、今後の区街づくり行政の参考とさせていただきます。

481	第一部 都市整備 の基本方針	第4章	建築確認申請業務の民間委託はこれでいいの。方針に従わぬものにも許可を出すような検査機関は公表すべきだ。行政の代わりにやっているのだし、区から抗議文を送って欲しい。	指定確認検査機関は、建築基準法第6条の2第1項により建築基準関係規定(都市計画法、消防法等)に適合するものであることを確認し、確認済証を交付しております。区のような方針につきましては、建築主、設計事務所、地域住民等の関係者の方々へ引き続き広報誌やホームページ、窓口相談等を活用し、お知らせしていくと共にご理解とご協力を求めています。また、現在は全建築確認申請のうち、約9割を民間機関が審査を行っております。これらの機関には区の条例、要綱を伝えておりますが、悪質な機関の公表や指導係のポスト開設などにつきましては課題として受け止めさせていただきます。
482	第一部 都市整備 の基本方針	第4章	建築確認申請の審査機関で、区の方針と添っていない認可を下した民間機関の社名を公表すべき。区からも方針を守るよう指示すべき。	
483	第一部 都市整備 の基本方針	第4章	いつもお世話になりましてありがとうございます。東玉川1丁目30番地(東玉川神社の裏側)から東玉川地区会館へ至る歩道は、道路(川を埋め立てたと聞きました)より一段高くなっておりますが、非常に歩きにくく、地区会館での諸行事に参加する高齢者は、杖をつきながら、危ないと思いつら車道を歩いております。折角の歩道ですが、舗装が荒く、つまずき易く、私が体操教室に行く月曜日には、歩道一杯にゴミ袋が出され、ネットをかぶせてその四隅に石が置かれていて、この間は全く通ることが出来ません。何時、事故が起きてもおかしくない場所です。どうか、ご覧いただいてよろしくお願いたします。	区としても認識しており、順次、補修等の検討をしております。
484	第一部 都市整備 の基本方針	第4章	歩いて移動するとき、道に私物を置いてはダメ。植木が道に出すぎていて危険。前も見にくくなり、歩道が使えないので困ります。公道を私物でせまくしてはダメというルールがほしいです。	はみ出し商品や私物等による道路の不正使用については、所轄警察署等と合同による定期的な見回りや指導により、その所有者、管理者に適切な管理をお願いしてまいります。ルールによる規制につきましては、今後の区政運営の参考とさせていただきます。
485	第一部 都市整備 の基本方針	第4章	世田谷線沿線を『あじさい』で埋め尽くしてほしい。『あじさい電車』にしてほしい。	ご意見については、電鉄事業者に情報提供し、更なる環境の改善をお願いしていきます。区といたしましても、世田谷線沿線などの鉄道・軌道敷を新たな緑化空間と捉え、事業者の協力のもと、可能な緑化を進めていきたいと考えています。
486	第一部 都市整備 の基本方針	第4章	恵泉裏通りを一日も早く開通してください。裏道に車が入ってきて子どもたちが危険です。	当該道路事業は、平成23年2月1日付けで土地収用法の事業認定を受け、事業進捗を図っているところです。今後も、必要な手続きを着実に進め、早期完成を目指してまいります。
487	第一部 都市整備 の基本方針	第4章	以前区役所に電話で陳情しました。経堂 丁目 氏のお宅の太木が10年以上道路を塞いでいます。小学生、大人も歩行できません。区役所では個人の持ち物で踏み込む権利がありませんとの返事でした。先日テレビの番組で区民が苦情を陳情するとその区役所が解消に向いてくださるのを見ました。世田谷区でも個人では片づけられない事情を解消してください。お願いいたします。	これまでも再三にわたり指導を行っておりますが、はみ出し樹木等につきましては、粘り強くその所有者・管理者に適正な管理をお願いしてまいります。
488	第一部 都市整備 の基本方針	第4章	田園都市線駒沢大学の整備提案と意見 眞井ビル出入口のプロムナードを延長して出入口を新設する提案。南口出入口を上馬方面に延長して出入口を新設する提案。駅の設計構造としてなぜ駅の地上への排気口が設けていないのか。車両が通るたびに出入口は風圧が起きて多くの利用者が困っています。特に駒沢大学の乗り降りが年々増えて駒沢大学の学生さん及び駒沢オリンピック場の利用者が多く、駅周辺の混雑が目立つ理由の一つでもあります。	ご意見については、電鉄事業者に情報提供し、環境の改善をお願いするとともに、今後の街づくりの参考とさせていただきます。

489	第一部 都市整備 の基本方 針	ほか	・いろいろな方針、目標を掲げた結果、不調和で魅力に乏しい街にならないように。区民の意見を聞くことは大事ですが、迎合は禁物です。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
490	第一部 都市整備 の基本方 針	ほか	各地域で同じ言葉が繰り返され、わかりにくい。区全体でやることは共通として、総合支所は地域の特殊事情をまとめてはどうか。	区としての共通する事項については、平成26年3月に改定した都市整備方針第一部「都市整備の基本方針」において方針を示し、第二部「地域整備方針」においては、各地域の特性を踏まえた地域の街づくりの方針を示しております。
491	第一部 都市整備 の基本方 針	ほか	区のおしらせ 地域整備方針(素案)特集号のアクションエリアの方針図に記載されている都市計画道路については、整備済みのか未完成なのかが分かる表示とすべきだ。	地域整備方針(素案)特集号のアクションエリアの方針図につきましては、アクションエリアの区域を分かり易く表示する必要があったこと、印刷が2色刷りであったことなどから、都市計画道路については、整備済み・未完成の区分をせずに表示をいたしました。ご意見については、今後の区政運営の参考とさせていただきます。
492	第一部 都市整備 の基本方 針	ほか	景観重要樹木と保存樹木の違いは何か。	景観重要樹木は、景観法に基づき、良好な風景の形成において重要な樹木を、所有者の意見を聞き、風景づくり委員会での審議を経て、指定するものです。所有者は、良好な風景が損なわれないよう、適切に管理する必要があり、また、現状を変更する際には、区長の許可が必要となります。一方、保存樹木は「世田谷区みどりの基本条例」に基づき、みどりの保全のため、樹木所有者の同意を得て指定しているものです。区が3年に1回程度の剪定や樹木保険への加入などの管理支援を行います。指定された樹木の管理主体はあくまで樹木所有者です。所定の届出を行えば保存樹木指定を解除することが出来ます。
都市整備方針に関すること以外				
493	ほか	以外	区全域の路上(特に駅周辺や商店街)での全面禁煙を実現してほしいです。歩行時に危険であるばかりでなく、健康への悪影響が心配です。“ポイ捨て”もいまだに時々見受けられるので美観という点でも問題があると思います。	路上禁煙地区は、指定後も継続的に啓発キャンペーンを行う必要があります。そのため、路上禁煙地区の指定については、地域の方のご要望に基づいて指定しております。
494	ほか	以外	区内を全面禁煙地区へ。	
495	ほか	以外	世田谷区内全て街路での全面禁煙	
496	ほか	以外	コンビニ前でタバコ吸ってる人が多い。歩きタバコ多い。何かキツエンBOXとかあるとよい。	喫煙所を道路上に設置することにつきましては、一定のスペースを設ける必要があることなどから、場所の確保が難しい状況にあります。いただいたご意見を参考に適地の確保等について検討してまいります。
497	ほか	以外	歩きながらの喫煙禁止。重罰金を。	区では、ポイ捨て防止等に関する条例に基づき、区内全域で歩きタバコをやめるよう定めております。世田谷区は、住宅地が多くを占め、駅利用者もその周辺にお住まいの方が多いという特性があります。これらのことを踏まえ、歩きタバコなどの迷惑喫煙の防止については、喫煙者のマナー向上が必要であると考えております。今後も、広報紙や地域の方々とのキャンペーン活動を通して、周知活動に取り組んでまいります。

498	ほか	以外	桜新町駅上街路歩道上のベンチを禁煙表示板を設置してほしい。公共空間で喫煙して不快だ。座って一休みしているとき、隣から煙が漂ってきて不快だ。	区では、ポイ捨て防止等に関する条例に基づき、区内全域で歩きタバコを禁止しております。道路上での立ち止まっただけの喫煙を禁止する路上禁煙地区については、地域の方々のご要望に基づき、指定後も啓発キャンペーン等を行える地域について指定をしております。歩きタバコや煙の迷惑などの防止は、喫煙者のマナー向上が何よりも重要であります。今後も啓発活動取り組んでまいります。
499	ほか	以外	キャロットタワーの活用。フリーマーケットを年に2回開催していただきたいです。世田谷公園は不便で出店しないし、買物にも行きません。キャロットタワーの中でできますと天気によらずに行うことができますし、家庭で眠っている色々な物を売り買ひできます。	ご意見として承ります。
500	ほか	以外	池ノ上駅周辺に図書館を是非作ってほしい。	図書館の配置につきましては、まちかど図書室を含め、その利用圏を概ね半径1.5キロ・徒歩15分程度と設定し、現状の配置により、区内全域をほぼ網羅したものと認識しています。しかしながら利用者の多い駅周辺に、資料の予約や貸出・返却等を主な機能とする「図書館ターミナル」を設置していくことを検討しています。
501	ほか	以外	松陰学園の前面道路が危険。安全対策が急務。その通りに交番設置してほしい。コイン駐車場が多すぎる。	道路の安全性に関するご意見につきましては、管理者である東京都へお伝えすると共に、交番の設置につきましては、警視庁へ伝えてまいります。
502	ほか	以外	2. ゼロ・カーボン(原発を使わずに達成すべき課題) 地球環境のため、世田谷は率先して、公も民もこの課題達成を成し遂げ、全国のモデル地域となるべきです。	区では、「世田谷区環境基本計画」及び「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、二酸化炭素排出量の削減を図るため様々な取組みを進めています。排出量の約5割を家庭から占めていることから、家庭における省エネルギー対策や環境に配慮したライフスタイルなどについて、今後も、情報提供、啓発を進めてまいります。
503	ほか	以外	盆踊りなど現在では商店街などの主催で行われているが、区の主催とし、商店街以外の人も練習に参加できるようにしてほしい。素案は大体良好意見提言特になし。	区では現在、今回ご指摘のような、商店街をはじめとする地域の団体などが、地域内での連帯意識を高めるために実施する「盆踊り」などのおまつりを、要綱に基づき支援しています。また、団体の行う事業が区の施策推進に有益と認められた場合に、「後援」として区の名義の使用を承認する形で支援も行っています。
504	ほか	以外	基本構想には格差拡大の記述があるが、都市整備方針、地域整備方針では触れていないのはなぜか。本日の朝日新聞の声欄に若者の負担増を憂う高齢者の意見(若者ため高齢者は我慢も必要、東京都67歳主婦)が載っていたが、税金の使い道をハードからソフトに変えるけじめが必要ではないか。決意、決断の時期だ。	都市整備方針の第一部「都市整備の基本方針」序章に記載しておりますが、世田谷区基本構想、基本計画は、区政全般を対象としており、都市整備領域だけでなく、子育て、福祉、文化等の様々な領域についても記載をしております。一方、都市整備方針は都市計画法に基づく都市整備領域の基本方針であり、格差拡大等については記載しておりません。 税金の使い方については、福祉、子供・子育て、文化などの様々な政策に加え、首都直下型地震の懸念もある中、世田谷区の都市基盤整備はまだ遅れていることから、安心・安全のための基盤整備、不燃化、耐震化などと合わせ、バランスよく進めていく必要があると考えております。

505	ほか	以外	時代と共に近隣の家がすっかりアパート、マンションに建て替わり、どんな人が住んでいるのかも分からず不安です。アパートの持ち主、管理者はせめて月1~2回位はアパートの回りを見回り、管理して責任を果たしてほしいものです。目の前のアパートは泥棒、下着泥棒、ガラス割り何回も被害に遭っています。草を生やして汚くしているからです。私はずーと近所を掃除してきましたが、こんなにアパート、マンションだらけでは手に負えません。区にお願いですが、マンション、アパートを建てる人は必ず建物に管理者の連絡先を表示するよう義務化をしていただければ、近くに住むものとしては安心です。(現在建っている物にも同様にしてください)	アパート、マンションに、管理者の連絡先の表示を義務付けとご意見ですが、住戸数12以上のワンルームマンションにおいては、条例で管理者の連絡先等を記載した表示板の設置を義務化し指導に努めております。いただいたご意見につきましては、今後の事業の参考とさせていただきます。
506	ほか	以外	提案したいことは山ほどありますが、保坂現区長が早く退任して下さらない限り、税金が浪費されるだけの現状は変わらないものと思われま。従い、来年夏以降にあらためて提案させていただくことにいたします。	ご意見として承ります。
507	ほか	以外	61才の男性が91才の老人と80才の老人の(二人)とも寝たきりの世話をしています。息子さんはせっかく就職した職場をとうとう退職するはめになったとのNHKテレビ放映が過日ありました。保坂区長さんあなたは老人対策を第一として選挙で当選したことを忘れず老人ホームを早く作りなさい。土地は砧に公有地があります。財源は区議会議員を20%クビを切ればすぐできます。1200万円も貰ってるバカどもをクビにする。年間2億4000万円がすぐにできる。来年の統一選挙で私は訴えるつもりです。	ご意見として承ります。
508	ほか	以外	5年以上前から隣家の さんの家が無人で庭には実生の大木が茂り枝を伸ばし、大変迷惑をしています。区役所に何度も知らせましたが、個人情報がどうかで手をつけられないと言われます。仕方ないから人を頼んでこちらに入り込んだ枝だけ切ってもらったりしていますが、私は高齢であり家の樋が詰まったり困っています。こんなことは他にもあると思いますが、区では何もできないのでしょうか。	空き家等はオーナーが管理することが重要であり、現在、空き家等対策のため条例化の検討を進めています。また、樹木の適正な維持管理については、区民・事業者への啓発を図ってまいります。
509	ほか	以外	予算消化のための年度末工事は止める。住民の苦情処理を実施されたい。区管理樹木(枝葉が建物触る 枝が私有地まで伸び暗くなる)喜多見9丁目 区排水管理設近く土地縁石の陥没 成城4丁目(いずれも区に連絡済み)	区は道路の維持・管理をしているため、緊急に工事を行うことがありますが、年度末に工事が集中しないように電気、ガス、水道等各関係機関との調整も密に行い、工事期間の短縮及び工事の平準化に努めてまいります。
510	ほか	以外	食と、学と、運動と、遊びと、居を結ぶ何かが欲しい。	いただいたご意見につきましては、今後の区街づくり行政の参考にさせていただきます。
511	ほか	以外	安倍内閣が進めつつある重点政策「地方創生」との関連づけが重要なポイントとなると思います。	今後の区政運営の参考とさせていただきます。
512	ほか	以外	1)駒沢大学駅周辺の環境について、西口階段を上った寿司屋の前辺りが酷く荒らされています。青色の鉄廃材や朽ちた椅子などが放置されており、他駅利用の方からは驚かれます。10年以上に渡り放置されているもので、災害時には障害物になる可能性もありますので、早急な撤去をお願いいたします	ご意見については、所轄行政庁に情報提供し、現状の改善をお願いしていきます。

513	ほか	以外	2) 駅周辺でもう一点。学生利用者が多いためか、歩道に転々とガムが多数付着しており、非常に見苦しいと感じます。また、植栽も放置され伸び放題で歩道を塞いでおり自転車とのすれ違いなど、非常に危険です。歩道に放置された店舗の看板や、不動産の立て看板なども同様です。一度、現場をつぶさに観察していただき、撤去、清掃など、税に見合う作業を区として早急に行って頂きたいと強く思う次第であります。	
514	ほか	以外	この町で2人で生きて行きたい。♡	都市整備方針等に基づき、「安全で快適な暮らしとともにつくる都市 世田谷」の実現にむけ、都市づくり・街づくりを進めてまいります。
515	ほか	以外	施設料が急に上がったような感じです。私共老いた者にはいつまでも元気でいたいです。老年には下げても良いと思います。	区民の方にご利用いただいている施設の運営経費は、利用者が支払う使用料と税でまかなわれていますが、現在は、税の占める割合が多い状況です。今後もサービスの維持・拡充を図るためには、安定的で持続可能な財政基盤の確立が必要であり、定期的な利用者負担の見直しを行う必要があります。見直しにあたっては、急激な負担増とならない工夫や低所得者への配慮に努めながら、見直しを進めていきます。引き続き効率的な運営を行い、区民の方がご利用しやすい施設とするよう努めてまいりますので、ご理解をお願いします。
516	ほか	以外	・区役所も老きゅう化してきたし、区役所に行くにもチンチン電車では時間がかかる。是非、世田谷の中央を走る小田急線に移転してください。幹線鉄道でもあり、短時間に大量の人を移動できる。経堂や成城学園駅に移転してほしい。	本庁舎の場所については、平成21年にいただいた本庁舎等整備審議会答申を受け、さらに、移転の可能性について、交通の利便性、周辺環境との調和、災害対策本部としての適性等の観点から検討してきましたが、用地取得や用途地域等の関係で、現在地以外に望ましい場所を見出すことはできませんでした。そのため、平成26年3月に策定した本庁舎等整備方針において、本庁舎の場所は現在地とすることとし、現在、本庁舎等整備の検討を進めているところです。
517	ほか	以外	・砧地域を成城地域と改名して下さい。成城警察、成城消防署、成城ホールと成城に改名している。砧は区民以外は読めない。成城は全国で通用するので。	ご意見として承ります。
518	ほか	以外	「安全で」というテーマに、AEDの重要性や有用性がいわれている中、それが設置してあるところは学校、区民センターあとどこにあるかわかりません。これらの施設は夜間は閉まっています。町のコンビニに設置してください。夜中でもあいていて「人がいる」店ですから。世田谷区で率先して導入したら全国に広まるでしょう。	AEDを夜間でも利用できる施設は、区立自転車駐車場、レンタサイクルポート、警察署、交番、消防署、消防出張所など84カ所あります。また、一部のコンビニエンスストアでも設置されております。コンビニエンスストアなどにおけるAEDの24時間利用につきましては、区内での設置状況や他自治体の対応、費用対効果などを含め、研究してまいります。
519	ほか	以外	世田谷地域 三軒茶屋キャロットタワーに夜10PMぐらいまで開いている図書館の設置を希望します。武蔵野市は武蔵野ブレイスで成功していますのでそれを参考にするといいと思います。	図書館の配置につきましては、まちかど図書室を含め、その利用圏域を概ね半径1.5キロ・徒歩15分程度と設定し、現状の配置により、区内全域をほぼ網羅したものと認識しています。しかしながら利用者の多い駅近辺に、資料の予約や貸出・返却等を主な機能とする「図書館ターミナル」を設置していくことを検討しています。開館時間についても、駅周辺という立地条件や利用者ニーズを踏まえ検討していきます。

520	ほか	以外	待機児童の問題や保育園の子供の声がうるさいなど、世田谷区の出来事で、全国から非難の声が届いていると思う。こういうエゴ意識の人とどう付き合っていくのか。素案92ページに区民主体の街づくりの記載があるが、区民の意志は決まっています、それに基づいて町会報誌をつくらせたり、アンケートを行ったりして誘導するようになっていく。忙しい人は興味がないし、限られた人の意見で進むのはどうか、危惧している。	世田谷区は昨年4月に1000人を超える待機児童があり、全国ワースト1になりました。区では現在策定作業中の「子ども・子育て支援事業計画」におきまして、平成32年4月までに定員数を20,000人程度(平成26年4月現在13,454人)に引き上げる目標を立てており、用地について公共、民間を問わず探し、最善を尽くすよう努力しているところです。一方、子どもの声を騒音とする話については「子どもが輝く参加と協働のまち 世田谷」をテーマに皆で支えていただければと考えております。また、子育て施策におきましては公園も大変重要な役割を果たすものと考えており、整備に取り組んでまいります。
521	ほか	以外	待機児童について全体説明で意見をのべた。「近隣住民が反対するなかで、どうやって解決していくか。」と聞いたところ、「きちんとやっていく」という回答だった。前向きに善処するようなお役所的な発言だった。そうではなく、いつまでに何人減らすとか、どこにどの程度の施設をつくるとかという説明が必要だと思う。	なお、街づくりを進める際にさまざまな意見交換ができる場や機会をつくるのも区の役割だと認識しております。
522	ほか	以外	質問のお答えには不満足です。あたりさわりのない、お役所的なお答えしかいただけませんでした。数と時期を具体的に示して説明するべきです。()までどこに を創って、人減らす、このように答えるべき。)「がんばってます」では答えになっていないと思います。	
523	ほか	以外	保育所からの声を騒音とする意見が朝日新聞に載っていたが、千葉大の先生によると最近の子供の声は甲高く、ストレスに関係しているのではないかと、ということだ。宗教施設の一部を使わせてもらうなどのソフトな街づくりも検討してはどうか。	保育園等の子ども施設の運営にあたっては、園運営者が様々な配慮を行い、近隣の方のご理解とご協力が得られるよう努めています。外遊びや散歩等の園外活動を行う場合、地域の公園・遊び場等を利用させていただいておりますが、学校をはじめ民間施設の利用も可能なところからご協力をお願いしてまいります。子どもは喜怒哀楽の感情表現を素直にできることが大切です。そのため、保育室、遊戯室、園庭など適切な保育環境の整備に努めています。また、子どもの生活のリズムを大切にしながら、ストレスを引き起こす要因の抑制を行う保育計画・実践に取り組んでまいります。
524	ほか	以外	以前、現在の家を決める前、いろいろ捜しまわりました。寺院経営の保育園のとなり、適当な家があったので、その近所の人に聞き合わせましたら「保育園の子どもたちがうるさくて、早朝から夕方遅くまで土曜日も。私共も引っ越したいけど家が売れなくて動けない」といっていました。40年前の事です。今も昔もうるさい事はうるさいです。どうしたらいいでしょうか。	
525	ほか	以外	池尻大橋駅前の駅ビルが、駅前なのに普通の共同住宅となった。指導が及ばないのか。	現在の建築基準法及び都市計画法では、商業地において共同住宅は建築できることとなっています。地区の皆さんで課題を共有し、地区独自のルールを決めることにより建築物の用途を制限することは可能です。
526	ほか	以外	かつて世田谷公園にミニSLが開通したが、アンケートなどにより総意で決まったと思うが、私は原っぱがつぶされたことに憤慨している。	世田谷公園ミニSLは、区政50周年を記念して昭和57年の開業以来、多くの利用者に親しまれる施設となっています。いただいたご意見は、今後の公園改修の参考とさせていただきます。
527	ほか	以外	学校の統廃合で、新しい学校名をつけることになったが、総意のある名称案について、学校関係者の一部が反対し、違う学校名となった。	新学校の校名については、学校、保護者、地域の皆さんによって構成され、新しい学校づくりに向けた準備に取り組んでいる会議体において検討し、その結果を踏まえて決定しております。

528	ほか	以外	玉川支所の建て替えに関する説明会のときにも発言したが、そのとき支所長から二子玉川の公共施設について取り組んでいくという説明であったが、具体的な問題が見えてこない。日照権や風害の問題が依然大きい。交通については将来的にはよくなるというのだが、現在は休日を中心に交通渋滞がひどい。東急を中心とした金儲けのための施設を整備するのではなく、図書館や区民が集える場所をつくって欲しい。	二子玉川周辺における公共施設につきましては現在さまざまな検討を進めておりますが、施設整備での課題は用地確保であると認識しており、敷地にどうしても制約が出てまいります。こうしたことについても地元の方々と話し合いをしながらよい施設をつくっていきたくと考えております。
529	ほか	以外	住民とのコンセンサスを第一に考えて頂き、お金儲けだけでなく、お金のかからない図書館とか交流の場をつくって欲しい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
530	ほか	以外	施設をつくるにせよ金がかかるが、税金の細かい使われ方について、ホームページなどで見えるところを教えてください。	区のホームページ中「世田谷区の財政状況(平成25年度決算)」という項目があり、決算状況について掲載しております。
531	ほか	以外	5. 犬の糞尿害は減ってきたが、猫の糞尿害が増えている。犬の糞尿害は他人の土地に入り込み、悪臭が部屋迄入ってくる。猫の放し飼いを禁止して欲しい。	区では飼い主の方へ責任ある飼い方と屋内飼育の普及啓発を行っております。また、猫の糞尿被害にかかわる生活環境問題を解決するため、飼い主のいない猫対策を支援しています。
532	ほか	以外	10年、20年、100年後の将来を考えた時、大切なことは、子供の教育が一番と考えております。その為に、新たに保育施設の用地購入とか、建物を建てるのではなく、世田谷区内の全小学校の空室を保育施設用に改装する。学童保育をする時も便利である。その為の地域整備を。	保育施設には施設基準等があり、活用できる施設は限られてまいります。しかし、保育施設に適した既存施設があれば、活用していきたいと考えております。
533	ほか	以外	世田谷区内にある都営住宅や空きマンションなどを整備して、生活保護者用の住宅にする。医療費、住宅も無料で、65才以上の国民年金や、厚生年金を受給する人よりも高い生活保護費は理解できない。25年も支払続けて、2か月で10数万円では生活できないと思う。65才以上のその人達の年金を上げられないのであれば、生活保護の人達の住居を一括にして費用の軽減に考慮すべきではないでしょうか。災害の為に道路整備も必要ですが、区民税を徴収している以上正直に生きている人が損をしないように努力すべきではないでしょうか。	生活保護費の受給金額等に関するご意見につきましては、担当所管課へお伝えいたします。公営住宅法では、国と地方公共団体が住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で供給することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。しかし、低額所得者とは、生活保護の被保護世帯に限定するものではないことから、被保護世帯だけを対象とする住宅を整備することはありません。
534	ほか	以外	緊急時広報のサイレン、防犯カメラのセットで設置を今の放送(アナウンス)では窓を閉めていると何を言っているかぜんぜん解からない サイレンを鳴らす 放送(アナウンス)をする	緊急時の防災無線塔からの放送は気象条件や周囲の環境等により、聞こえ具合に多少の地域差が生じます。放送内容は区ホームページや放送後に内容を電話で確認できる電話応答サービス等他の手段でもお伝えしますので併せてご活用ください。
535	ほか	以外	地域整備方針で取り組みができた時に、長い間ずっと守っていきけるかがいつも心配になります。特に世田谷区に住んでいる人達は、なぜか近所づきあいをあまりしないようです。まず、一ヶ月に(1日と15日)とか(1日、10日、20日)とか決めて、だいたいこの日近辺で、家の外に出て家のまわりを掃除しながら、通る人や隣近所の人達と会話が出来るといつか思っています。少子化になってくるとますます必要だと思えます。お名前は知らなくても、お話が出来ると人達が出来るような世田谷になって欲しいです。	今後の区政運営の参考とさせていただきます。
536	ほか	以外	・2020年のオリンピックに向けての方針は、	2020年の東京オリンピックにつきましては、現時点では、区内に競技会場がないことなどから、都市整備方針においてはオリンピックに向けた方針は特に記載しておりません。

537	ほか	以外	・平和資料館について、なぜ世田谷公園かは区から聞きました たが、敷地を見て唖然。現場を見て計画をしてらっしゃると思 いますが、とても考えられない場所に建つ。考え直して欲しい。	(仮称)せたがや平和資料館は、区立玉川小学校内に 設置されていた「せたがや平和資料室」の機能を継承 し、区立世田谷公園内に移転・開設を予定している施設 です。 本施設は、公園という多くの利用者が訪れる場所に設 置される特性を踏まえ、区民の方々が利用するオーブ ンスペースを制約し、公園の機能を損なうことがないよ う、敷地全体との調和に配慮した構想に基づき準備を 進めているところです。 区では、今後も、戦争の悲惨さと平和の尊さを幅広い区 民の方にお伝えすることにより、平和事業を推進する という視点に立ち、(仮称)せたがや平和資料館の整備 に向けた取り組みを進めてまいります。
538	ほか	以外	・今後の小中高校の統廃合の予定は、	平成25年9月に策定した「世田谷区立小・中学校の適 正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステッ プ)」に基づき、小学校の統合等を予定しております。
539	ほか	以外	小田急バス、国土交通省に願います。 世田谷区 - - - (- - -) バス停の件:居住者の出入り口をバス停の前で座って みられていること。	ご要望については、バス事業者に伝えてまいります。
540	ほか	以外	小田急バス、国土交通省に願います。 世田谷区 - - - (- - -) 税務署から101号が3年間居住者が入らないため、注意 を受けたこと。	
541	ほか	以外	犬を飼っている人に年2回汚物袋とゴミ収集袋を配布する。	区では、転入時の手続き時に汚物袋とマナーブックを配 布しております。また、動物フェスティバルやしつけ方教 室の際にも、啓発用に配布しております。日々、散歩の 際に使用する分につきましては、飼い主様の責任で用 意するよう今後も啓発してまいります。